

## 第7部 各様式の作成上の注意点



## 学校法人〇〇〇〇 寄附行為認可申請書

大臣の氏名は不要。

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

住 所

設 立 代 表 者

印

このたび学校法人〇〇〇〇を設立したいので、私立学校法第31条の規定によって認可されるよう、同法施行規則第2条の関係書類を添えて申請します。

(注)

- 1 「住所」は、申請者の主たる事務所の住所とすること。
- 2 「設立代表者」は、設立準備委員会等の場合は設立代表者、設立準備財団の場合は当該財団の理事長とすること。
- 3 「学校法人〇〇〇〇」は、設立しようとする学校法人名とすること。
- 4 「設立代表者」の印は、本人の署名（法人にあっては、代表者の署名）をもって代えることができること。

# 学校法人〇〇〇〇 寄附行為変更認可申請書

大臣の氏名は不要。

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

寄附行為の事務所と表記を同一にすること。

住 所

学校法人〇〇〇〇 理事長

㊞

このたび学校法人〇〇〇〇の寄附行為を別紙のように変更したいので、私立学校法第45条第1項の規定によって認可されるよう、同法施行規則第4条の関係書類を添えて申請します。

(注)

- 1 「住所」は、申請者の主たる事務所の住所とすること。
- 2 「学校法人〇〇〇〇理事長」の㊞は、本人の署名をもって代えることができること。

## 学校法人〇〇〇〇 寄附行為変更届出書

大臣の氏名は不要。

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

寄附行為の事務所と表記を同一にすること。

住 所

学校法人〇〇〇〇 理事長

㊟

このたび学校法人〇〇〇〇の寄附行為を別紙のように変更したので、私立学校法第45条第2項の規定により、同法施行規則第4条の3第2項の関係書類を添えて届け出ます。

(注)

- 1 「住所」は、申請者の主たる事務所の住所とすること。
- 2 「学校法人〇〇〇〇理事長」の㊟は、本人の署名をもって代えることができること。

学校法人〇〇〇〇及び学校法人〇〇〇〇 合併認可申請書

大臣の氏名は不要。

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

寄附行為の事務所と表記を同一にすること。

住 所

学 校 法 人 〇 〇 〇 〇 理 事 長

㊟

寄附行為の事務所と表記を同一にすること。

住 所

学 校 法 人 〇 〇 〇 〇 理 事 長

㊟

このたび学校法人〇〇〇〇と学校法人〇〇〇〇を合併したいので、私立学校法第52条第2項の規定によって認可されるよう、同法施行規則第6条の関係書類を添えて申請します。

(注)

- 1 「住所」は、申請者の主たる事務所の住所とすること。
- 2 「学校法人〇〇〇〇理事長」の㊟は、本人の署名をもって代えることができること。

# 学校法人 ○ ○ ○ ○ 組織変更認可申請書

大臣の氏名は不要。

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

寄附行為の事務所と表記を同一にすること。

住 所

学校法人 ○ ○ ○ ○ 理事長

㊞

このたび学校法人 ○ ○ ○ ○ の組織を別紙のように変更したいので、私立学校法第64条第6項の規定によって認可されるよう、同法施行規則第9条の関係書類を添えて申請します。

(注)

- 1 「住所」は、申請者の主たる事務所の住所とすること。
- 2 「学校法人 ○ ○ ○ ○ 理事長」の㊞は、本人の署名をもって代えることができること。

設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類

|        |        |  |                  |   |          |   |                |   |            |
|--------|--------|--|------------------|---|----------|---|----------------|---|------------|
| 法人名    | 名称     | 「法人新設、法人名称の変更、事務所の移転」等がある場合は、作成例を参考に記入。                          |                  | 事務所の所在地   |          | 寄附行為に記載されている住所を記入。  |                |   |            |
|        | 新設校の内容 | 学校名  | 学部・学科名等          | 修業年限  | 入学定員     | 編入学定員   | 収容定員           | 備   |            |
| 既設校の内容 | 内容     | 新設校と開設時期が同じものがある場合は、作成例を参考に記入。                                   |                  | 年次  | 人        | 人   | 人              | 人   |            |
|        | 開設年度   | 年度   | 申請区分             | 新設校の住所  |          | 作成例を参考に記入。  |                |   |            |
| 校舎     | 校名     | 学部・学科・課程名等   | 開設年度             | 入学定員  | 編入学定員    | 収容定員  | 入学者の入学定員に対する割合 | 備   |            |
|        | 校所在地   | 当該学校法人が寄附行為として設置している   |                  | 年次  | 人        | 人   | 人              | 備   |            |
| 地      | 校舎     | 現有面積<br>(年次計画)   | 左の現有面積<br>(年次計画) | 左の内積<br>所有  | 内積<br>借用 | 現有面積<br>(年次計画)  | 左の内積<br>所有     | 内積<br>借用  |            |
|        |        |  |                  |   |          |   |                |   | 左の内積<br>借用 |
| 校舎     |        | 3月末申請の場合には、既設校の内容を4月1日現在の見込みを記入し、入学者の入学定員に対する割合等が変わった場合は、随時更新する。 |                  | 注1(3)及び(4)を参照。なお、編入学定員がなければ、「-」と記入。   |          | 注1(5)を参照し、作成例を参考に記入。  |                | 注2(2)を参照。(計算例)<br>3年前:1.20倍 2年前:1.25倍<br>1年前:1.30倍 今年:1.05倍<br>平均(1.20+1.25+1.30+1.05)÷4<br>=1.20倍<br>※編入学定員は計算に入れない。 |            |
| 校舎     |        | 申請時以降になされる整備がない場合には「-」と記入。                                       |                  | 申請学部等が使用(共用)予定の借用校地、校舎については、使用保証が確認できる書類(賃貸借契約書等)を添付すること。使用しない借用校地校舎がある場合は、使用しない旨の書類と図面を添付すること。 |          | 財産目録と2号様式の校地・校舎の数値が合わない場合、その理由を記入すること。また、大学設置認可申請書に添付する「基本計画書」の校地等、校舎と面積が異なる場合はその理由と、その内訳面積を所有、借用とを区分し記入すること。 |                | 作成例を参考に記入。  |            |
| 校舎     |        | 合計   |                  | 合計  |          | 合計  |                | 合計  |            |



| 法人の沿革                   |   | 役員等の氏名   |          | 氏名   | 生年月日(年齢) | 最終学歴                 | 主な職業歴等   | 親族関係<br>(私学法第38条第7項)    | 常勤・非常勤の別                           | 寄附行為の<br>選任条項<br>(選任区分)            |
|-------------------------|---|--|----------|------|----------|----------------------|----------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 役員の氏名等                  | 理事数<br>〔定数 人〕<br>〔現員 人〕                       | 氏名<br>(理事長)<br>(理事)<br>(理事予定者)                               | 生年月日(年齢) | 最終学歴 | 主な職業歴等   | 親族関係<br>(私学法第38条第7項) | 常勤・非常勤の別 | 寄附行為の<br>選任条項<br>(選任区分) | 寄附行為の変更により、選任条項に変更がある場合は作成例を参考に記入。 | 寄附行為の変更により、選任条項に変更がある場合は作成例を参考に記入。 |
|                         |   |  |          |      |          |                      |          |                         |                                    |                                    |
| 監事数<br>〔定数 人〕<br>〔定数 人〕 | その他の<br>寄附行為の変更により、役員・評議員数を変更する場合は、作成例を参考に記入。 | 氏名<br>(監事)<br>(法人事務局長)<br>(学長)<br>(学部長)<br>(学科長)<br>(大学事務局長) | 生年月日(年齢) | 最終学歴 | 主な職業歴等   | 親族関係<br>(私学法第38条第7項) | 常勤・非常勤の別 | 寄附行為の<br>選任条項<br>(選任区分) | 寄附行為の変更により、選任条項に変更がある場合は作成例を参考に記入。 | 寄附行為の変更により、選任条項に変更がある場合は作成例を参考に記入。 |
|                         |   |  |          |      |          |                      |          |                         |                                    |                                    |
| 評議員の氏名等                 | 評議員数<br>〔定数 人〕<br>〔現員 人〕                      | 氏名   | 生年月日(年齢) | 最終学歴 | 主な職業歴等   | 親族関係<br>(私学法第38条第7項) | 常勤・非常勤の別 | 寄附行為の<br>選任条項<br>(選任区分) | 寄附行為の変更により、選任条項に変更がある場合は作成例を参考に記入。 | 寄附行為の変更により、選任条項に変更がある場合は作成例を参考に記入。 |
| ※理事兼任者                  | 人   |  |          |      |          |                      |          |                         |                                    |                                    |

- (注)
- 1 「新設校の内容」の欄について  
 「学校名」の項には、当該申請に係る大学、短期大学又は高等専門学校の名を記入すること。  
 「学部・学科名」の項には、当該申請に係る大学の学部及び学科、短期大学の学科又は高等専門学校の学科若しくは大学院の研究科及び専攻の名称を記入すること。
  - (2) 「編入学定員」の項には、編入学を設ける場合に、編入学を行う年次ごとに編入学定員を記入すること。また、「収容定員」の項には編入学定員をも含めた収容定員を記入すること。
  - (3) 「入学定員」及び「収容定員」の項をそれぞれ屋間主コース、夜間主コースに分けて記入すること。
  - (4) 「備考」の項には、既設学部等から入学定員の振替がある場合は、その内容を記入すること。  
 なお、大学院又は大学院の研究科の場合には、当該大学院等の基礎となる学部等の名称を記入すること。
  - (5) 「申請区分」の欄には、当該申請内容に応じ、「大学新設」、「短期大学新設」、「高等専門学校新設」、「学部増設」、「学部の学科増設」、「短期大学の学科増設」、「高等専門学校の学科増設」又は「大学院新設」等と記入すること。
  - 2 「既設校の内容」の欄について  
 (1) 申請時において当該学校法人が設置している学校の状況を記入すること。  
 なお、大学院を設置している場合には、「学部・学科・課程名」の項に当該大学院及び研究科の名称を記入すること。  
 (2) 「入学者の入学定員に対する割合」の項は、開設年度の前年度から過去4年間（大学の場合。その他学校の修業年限に応じた年数とする。）の入学定員に対する入学者の割合の平均を小数点第2位（小数点第3位切捨て）まで記入すること。  
 (3) 「備考」の項には、上記(2)以外の開設年度の前年度から過去4年間（大学の場合。その他学校の修業年限に応じた年数とする。）の定員変更の状況を記入すること。
  - 3 「校地・校舎」の欄について  
 (1) 「学校名」の項には、当該学校法人が設置するすべての学校の名称の下に括弧書きで所在地を記入すること。  
 (2) 「現有面積」の項及び「左の内訳」の各項には、財産目録上「校地」「校舎」として記入すること。また、( ) 内には、申請時以降になされる整備分を括弧書き外数で記入すること。
  - 4 「法人等の沿革」の欄について  
 大学等設置の認可及び届出並びに名称変更等の事項について、その時期及び概要を簡潔に記入すること。
  - 5 「役員の氏名等」の欄について  
 寄附行為の変更により役員数を変更する場合は、「役員の氏名等」の項に変更後の内容（定数及び現員の予定）についても併せて括弧書きで記入するとともに、理事予定者について所要事項を記入すること。この場合、選任条項の変更を伴うときは、「寄附行為の選任条項」の項を現行及び変更後に区分して記入すること。
  - (2) 「新設校等」の項には、新設校の長（学長、学部長、学科長、研究科長等）を記入し、事務局長については法人事務局長のほか当該大学等に事務局長がいる場合にはその者についても記入すること。
  - (3) 「主な職歴等」の項には、兼務している他の学校法人の役職については全て記入すること。
  - (4) 「親族関係（私立学校法第38条第7項）」の項には、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が含まれる場合には、その状況を記入すること。
  - 6 「評議員の氏名等」の欄について  
 (1) 「評議員の氏名等」の欄に準じて記入すること。  
 (2) 理事兼任の場合は、氏名の前に※を付すこと。
  - 7 この書類には、新設する大学又は学部等の設置の趣旨を記載した書類（資料を含む）及び学生の確保の見通し等を記載した書類（資料を含む）を添付すること。
  - 8 本様式に代えて電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えないこと。

当該学校法人の概要を記載した書類

|           |       |                                    |            |   |      |                    |               |
|-----------|-------|------------------------------------|------------|---|------|--------------------|---------------|
| 法人名       | 名称    | 「法人名称の変更、事務所の移転」等がある場合は、作成例を参考に記入。 |            | 事務所の所在地   |      | 寄附行為に記載されている住所を記入。 |               |
|           | 既設の沿革 | 学校名                                | 学部・学科・課程名等 | 開設年度  | 入学定員 | 編入学定員              | 収容定員          |
| 役員等の氏名    | 校名    | 当該学校法人が寄附行為上設置している全ての学校について記入。     |            | 年次  | 人    | 人                  | 人             |
|           | 内容    | 氏名                                 | 生年月日(年齢)   | 最終学歴  | 主な職業 | 歴等                 | 親族関係(私学法第38条) |
| 理事定数      | 理事    | (理事長)                              |            | 自法人(〇〇学園)の理事・監事・評議員の就任日は必ず記載。また、兼務している他の学校法人(△△学園)がある場合には、役職、就任日について必ず記載。<br>(記入例)<br>S46.4～S52.3 ○○○○<br>S52.3～S55.3 ○○○○<br>S54.7～現在 ○○○○<br>H10.4～現在 (学)〇〇学園理事長・理事・評議員<br>H12.4～現在 (学)△△学園理事 |      |                    |               |
|           | 現員    | (理事予定者)                            |            | それぞれ役員について記入。該当がない場合は、「該当なし」又は「-」と記入すること。   |      |                    |               |
| 監事定数      | 監事    | (監事)                               |            | 寄附行為変更により、選任条項に変更がある場合は作成例を参考に記入。   |      |                    |               |
|           | 現員    | (事務局長)                             |            | 法人事務局長を置いていない場合、法人事務局相当の役職者(法人事務局の責任者)及び役職を記入すること。  |      |                    |               |
| 評議員定数     | 評議員   | 氏名                                 | 職          | 評議員に欠員がある場合は、欄外に選任の見通しを記入。<br>(記入例)<br>「欠員中の理事1名については、令和〇〇年〇月〇日の理事会において、選任予定。」  |      |                    |               |
|           | 現員    | 氏名                                 | 業          | 評議員に欠員がある場合は、欄外に選任の見通しを記入。<br>(記入例)<br>「欠員中の評議員1名については、令和〇〇年〇月〇日の理事会において、選任予定。」   |      |                    |               |
| 寄附行為の選任条項 | 寄附行為  | 評議員数                               | 業          | 職業欄は現職を記入し、無職の場合は「無職」と記入。   |      |                    |               |
|           | 選任条項  | 現員                                 | 業          | 職業欄は現職を記入し、無職の場合は「無職」と記入。   |      |                    |               |
| 備考        | 備考    | 備考                                 | 備考         | 備考  |      |                    |               |
|           | 備考    | 備考                                 | 備考         | 備考  |      |                    |               |

(注)

- 1 「既設校の内容」の欄について  
1) 申請時において当該学校法人が設置している学校の状況を記入すること。  
なお、大学院を設置している場合には、「学部・学科・課程名」の項に当該大学院及び研究科の名称を記入すること。  
2) 「入学者の入学定員に対する割合」の項は、開設年度の前年度（設置を伴わない場合は直近）から過去4年間（大学の場合。その他学校の修業年限に応じた年数とする。）の入学定員に対する入学者の割合の平均を小数点第2位（小数点第3位切捨て）まで記入すること。  
3) 「備考」の項には、上記(2)以外の開設年度の前年度から過去4年間（大学の場合。その他学校の修業年限に応じた年数とする。）の定員変更の状況を記入すること。  
2 「法人等の沿革」の欄について  
大学等設置の認可及び届出並びに名称変更等の事項について、その時期及び概要を簡潔に記入すること。  
3 「役員の氏名等」の欄について  
(1) 寄附行為の変更により役員数を変更する場合は、「役員の氏名等」の項に変更後の内容（定数及び現員の予定）についても併せて括弧書きで記入するとともに、理事予定者について所要事項を記入すること。この場合、選任条項の変更を伴うときは、「寄附行為の選任条項」の項を現行及び変更後に区分して記入すること。  
(2) 「主な職歴等」の項には、兼務している他の学校法人の役職については全て記入すること。  
(3) 「親族関係（私立学校法第38条第7項）」の項には、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が含まれる場合には、その状況を記入すること。  
4 「評議員の氏名等」の欄について  
(1) 「役員の氏名等」の欄に準じて記入すること。  
(2) 理事兼任の場合は、氏名の前に※を付すこと。  
5 本様式に代えて電子的方法、磁気的方法その他の方法により本表の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えないこと。

○様式第2-1号及び第2-2号の作成例

1. 「法人の名称」及び「事務所の所在地」

(1) 法人新設の場合の記入例

|       |  |         |  |
|-------|--|---------|--|
| 法人の名称 | 学校法人○○○○<br>〔申請者(財)○○大学設立準備財団〕<br>〔申請者○○大学設立準備委員会〕 | 事務所の所在地 | ○○県○○市○○町1丁目2番地3号<br>(○○県○○市△△町4丁目5番地6号) |
|-------|--|---------|--|

(2) 大学等の設置に伴い法人名称及び事務所の所在地を変更する場合の記入例

|       |                                       |         |   |
|-------|---------------------------------------|---------|---|
| 法人の名称 | 学校法人○○学園<br>(○○年度より, 学校法人△△△△に名称変更予定) | 事務所の所在地 | ○○県○○市○○町1丁目2番地3号<br>(○○年度より, ○○県○○市△△町4丁目5番地6号に法人事務所を移転予定) |
|-------|---------------------------------------|---------|---|

2. 「新設校の内容」

(1) 新設校と開設時期が同じものがある場合の記入例

| 新設校の内容        | 学校   |      | 名    |       | 学部・学科 |      | 申請   |      | 区分   |    | 修業年限 |      |
|---------------|------|------|------|-------|-------|------|------|------|------|----|------|------|
|               | 開設年度 | 校名   | 年度   | 学校名   | 学部    | 学科   | 申請年度 | 申請   | 区分   | 修業 | 年限   | 修業年限 |
| 令和○○年度開設予定の内容 |      | ○○大学 | ○○年度 | ○○大学  | ○○学部  | ○○学科 | ○○年度 | ○○学部 | ○○学科 |    |      |      |
| 既設校の内容        | 開設年度 | 校名   | 年度   | 学部・学科 | 課程    | 名    | 開設年度 | 開設   | 年度   | 開設 | 年度   | 入学定員 |
|               |      |      |      |       |       |      |      |      |      |    |      |      |

(2) 「新設校の住所」の記入例

|                       |  |
|-----------------------|--|
| (1) サテライトキャンパスを使用する場合 | 〇〇県△△市△△町1丁目2番地<br>(サテライトキャンパス： 〇〇県□□市□□区3丁目4番)      |
| (2) 学年別地である場合         | (1, 2年次： 〇〇県△△市△△町1丁目2番)<br>(3, 4年次： 〇〇県△△市〇〇町3丁目4番) |

(3) 「備考」の記入例

|                           |  |
|---------------------------|--|
| (1) 審査基準第2の4の(7)の適用を受ける場合 | (定員の振替) 〇〇短期大学△△学科(廃止) (△80)   |
| (2) 男女共学化する場合             | 「男女共学化」  |
| (3) 1年次と3年次を同時開設する場合      | 「1・3年次同時開設」  |
| (4) 大学院を設置する場合            | 「(基礎学部等) 〇〇学部」<br>(基礎となるのが学科の場合は「〇〇学部〇〇学科」)<br>「独立研究科」, 「五年一貫制」, 「専門職大学院」,<br>「専ら夜間」, 「14条特例の実施」, 「MD同時開設」 |
| (5) 教育の一部を本校以外の場所で実施する場合  | 「サテライトキャンパス」   |
| (6) 共同学科等を設置する場合          | 「共同学科設置」<br>(学校法人〇〇学園〇〇大学〇〇学部〇〇学科(収容定員〇〇人)と学<br>校法人△△学園△△大学△△学部△△学科(収容定員△△人)との共同<br>による)                   |

3. 「既設校の内容」  
「備考」の記入例

|                     |  |
|---------------------|--|
| (1) 学部等の入学定員を変更する場合 | 「〇〇年度入学定員変更 〇人→〇人<br>(3年次編入学定員 〇人→〇人)」 |
| (2) 学部等を廃止する場合      | 「△△学部△△学科 〇〇年度学生募集停止し, 〇〇年度廃止予定」       |

4. 「校地校舎」

- ・ キャンパス毎に記入し、「新設校」が使用するキャンパスを明確にすること。
- ・ 新設校が使用する校地校舎に借用がある場合には、契約書等使用保証が確認できる書類を添付すること。
- ・ 当該書類は袋綴じの上から割印をし、理事長名で原本証明をすること。
- ・ 当該借用の校地、校舎を新設校で使用しない場合は、使用しない理由書を図面とともに添付すること。
- ・ 新設校が使用する校地校舎を借入金で購入する場合は、備考欄に「借入金にて購入」と記載すること。

(1) ○○大学を設置する場合の記入例

|     |                                    |  |
|-----|------------------------------------|--|
| 校 地 | 学 校 名<br>(所在地)                     |  |
|     | ○○大学(新設校)<br>○○短期大学<br>(○○県△△市・・・) |  |
| 校 舎 | ○○短期大学<br>○○幼稚園<br>(□□県○○市・・・)     |  |

(2) ○○大学△△学部を設置する場合の記入例

|     |  |  |
|-----|--|--|
| 校 地 | 学 校 名<br>(所在地)                         |  |
|     | ○○大学△△学部(新設校)<br>○○大学<br>(○○県△△市・・・)   |  |
| 校 舎 | ○○大学<br>○○短期大学<br>○○幼稚園<br>(□□県○○市・・・) |  |

5. 「役員の氏名等」及び「評議員の氏名等」  
 寄附行為変更により、役員・評議員数に変更がある場合は、①及び②のように様式を変更し記入。  
 また、選任条項のみ変更がある場合は、②のように様式を変更し記入。

①

| 役員の氏名等                    | 役員等                       |
|---------------------------|---------------------------|
| 理事数<br>〔定数 〇人〕<br>〔現員 〇人〕 | 理事数<br>〔定数 〇人〕<br>〔現員 〇人〕 |
| 監事数<br>〔定数 △人〕<br>〔現員 △人〕 | 監事数<br>〔定数 △人〕<br>〔現員 △人〕 |



| 役員の氏名等                           | 役員等                              |
|----------------------------------|----------------------------------|
| 現行理事数<br>〔定数 〇人〕<br>〔現員 〇人〕      | 現行理事数<br>〔定数 〇人〕<br>〔現員 〇人〕      |
| 監事数<br>〔定数 △人〕<br>〔現員 △人〕        | 監事数<br>〔定数 △人〕<br>〔現員 △人〕        |
| 寄附行為変更後理事数<br>〔定数 □人〕<br>〔現員 □人〕 | 寄附行為変更後理事数<br>〔定数 □人〕<br>〔現員 □人〕 |
| 監事数<br>〔定数 △人〕<br>〔現員 △人〕        | 監事数<br>〔定数 △人〕<br>〔現員 △人〕        |

②

| 寄附行為の選任条項<br>(選任区分) |
|---------------------|
| 第〇条第〇項第〇号<br>(〇〇〇〇) |



| 寄附行為の選任条項<br>(選任区分) |                     |
|---------------------|---------------------|
| 現行                  | 変更後                 |
| 第〇条第〇項第〇号<br>(〇〇〇〇) | 第〇条第〇項第△号<br>(△△△△) |



## 学生確保の見通しと学生確保に向けた取組を記載した書類

設置しようとする学部等の入学定員設定の適切性、学生の確保の見通し、学生確保に向けた取組について、以下の項目立てで説明してください。

### (1) 新設学部を設置する大学等の現状把握・分析

新設学部等を設置するにあたって、大学等及び法人内部における、現状や課題等に関する認識、及びそれに対する検討、分析について説明してください。

### (2) 地域・社会的動向等の現状把握・分析

新設学部等を設置するにあたって、地域や社会的動向等の法人外部における、現状や課題等に関する認識、及びそれに対する検討、分析について説明してください。

### (3) 新設学部等の趣旨目的、教育内容、定員設定等

(1) (2) の検討、分析を踏まえた新設学部等の趣旨目的、教育内容、定員設定等について説明してください。

その際、以下の4点を併せて説明してください。

- ① (1) や (2) で分析した課題に対して新設学部等がどのように貢献できるのか
- ② 定員設定の理由
- ③ 今、学部等を新設しなければいけない理由
- ④ 新設学部等の入学料、授業料等の学生納付金の額と設定根拠

※入学料、授業料等の学生納付金の設定根拠において、競合校との比較を踏まえた上での検討、分析について、可能な限り説明してください。

### (4) 学生確保の見通し

(3) において記述した内容について、以下のA～Fの項目ごとに学生確保の見通しを説明してください。

- A. 学生確保の見通しの調査結果
- B. 新設学部等の分野の動向
- C. 中長期的な18歳人口の全国的、地域的動向等
- D. 競合校の状況
- E. 既設学部等の学生確保の状況
- F. その他、申請者において検討・分析した事項

⇒留意事項 1を参照

### (5) 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

学生確保についての具体的な取組（予定を含む）を記載してください。

⇒留意事項 2を参照

**留意事項 1**

A. 調査結果を踏まえた検討、分析を行い、新設学部等の定員を充足できることを説明してください。調査の一環として受験対象者等へのアンケート調査を行う場合は、以下の点に留意してください。

- ・アンケート調査は、申請者による学部等設置に向けた構想段階の時期に実施する。
- ・アンケート対象が、アドミッションポリシーや既設学部等の受入実績等と整合する。
- ・アンケート対象者に必要な情報を明示している。  
    明示すべき事項例：①学部学科等の名称、②設置の理念、養成する人材像、  
                          ③設置場所、アクセス、④学生納付金、  
                          ⑤競合する大学・学部学科等の名称
- ・入学の意思を明確に確認できる設問となっている。
- ・調査結果を踏まえた分析が適切に行われている。  
    （入学意思を示した回答数が入学定員を下回る場合は、入学定員を上回る入学希望者が確保できる見込みについて、他の情報と合わせた分析が必要。）
- ・アンケート調査の実施主体は、必ずしも第三者であることを要しない。

B. 同分野を有する近隣大学の志願動向の調査等を用いて、新設学部等の分野の動向を踏まえた検討、分析を行い、新設学部等の定員を充足できることを説明してください。

C. 高校卒業生を入学者として想定している場合は、公的機関等による地域の人口動態調査等の各種統計調査を用いて、中長期的な18歳人口の全国的、地域的動向を踏まえた検討、分析を行い、新設学部等の定員を充足できることを説明してください。  
    （なお、社会人も入学者として想定している場合は、中長期的に社会人の入学者も確保できることを説明してください。）

D. 競合校の状況を踏まえた検討、分析を行い、新設学部等の定員を充足できることを説明してください。

    競合校の志願動向等の状況をデータとして用いる場合は、競合校としてあげた大学等の妥当性（想定される受験者層や立地条件等）についても説明してください。

    ※ 競合校については、学部等名称の類似性のみならず、学位や分野も考慮したうえで、妥当性ある競合校をあげてください。

E. 既設学部等の学生確保の状況を踏まえた検討、分析を行い、新設学部等の定員を充足できることを説明してください。

    様式第2-1号における「既設校の内容」の欄の「入学者の入学定員に対する割合」が0.7倍未満の学部の学科又は短期大学の学科（以下、「学科等」という。）がある場合は、できる限り客観的なデータを用いて、当該学科等の定員未充足の原因分析や

や対応状況、定員設定の合理性について説明してください（大学院の定員未充足については説明不要です）。

その原因分析等を踏まえた上で、新設学部等の学生確保の見込みについても説明してください。

既設の学科等の定員充足状況は、過去5年程度の入学志願状況等（志願者数、受験者数、合格者数、入学者数、定員充足率）を挙げて説明してください。

※ 志願者数、受験者数、合格者数は、一つの学科等において受験方式や日程等の併願がある場合は、延べ人数及び併願者の重複を除いた実人数を記載してください。複数の学科等の間で併願がある場合は、延べ人数、実人数と併せ、内数として他学科等との併願者数も明記してください。

#### 留意事項2

○学生確保についての具体的な取組（予定を含む。）を記載してください。

（データ等の例）

- ・ 高等学校訪問等の具体的な計画、実施体制、訪問するエリアや訪問校数等の目標
- ・ オープンキャンパス来場者数、各種説明会の参加者や相談者数、資料請求数やホームページのアクセス数等の具体的な計画、目標
- ・ 上記について、既設学部等での実績、新設学部等の申請時点での具体的な数値を含めた状況、取組の目標、達成するための具体的な計画

○取組の実施により見込まれる効果をできる限り具体的に記載してください。また、効果に関し参考となる資料があれば添付してください。

○なお、「入学者の入学定員に対する割合」が0.7倍未満の学科等がある場合は、その学科等についても、学生確保に向けた取組等について説明してください。

#### その他の留意事項

○上記（1）～（5）の各項目の説明に用いた客観的なデータは、必ず資料として添付してください。（その他参考となる資料がある場合は必要に応じて添付）

アンケート調査を実施した場合は、

- ・ 対象とした高等学校名等の一覧（選定の根拠も明記すること。）
- ・ 調査に用いた調査票様式
- ・ 調査に際して回答者に示した設置構想資料 等を必ず添付してください。

○資料は原則として本文の最後にまとめて添付し、本文から資料まで通してページを付してください。資料が多岐にわたる場合は、資料目次を付してください。また、本文中には「資料1（POO）」、「資料2（PO, O）」というように、本文と資料の関連及びページが分かるような記載をしてください。

役員のうち、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族  
が一人を超えて含まれていないことを証する書類

宣 誓 書

役員のうちには、各役員についてその配偶者又は三親等以内の親族が  
一人を超えて含まれていないことを宣誓します。

年 月 日

設立代表者

Ⓜ

(注)

- 1 「設立代表者」は、設立準備委員会等にあつては設立代表者、設立準備財団にあつては当該財団の理事長、合併認可申請にあつては合併しようとする各法人の理事長の連名、組織変更認可申請にあつては組織変更しようとする準学校法人の理事長とすること。
- 2 「設立代表者」のⓂは、本人の署名(法人にあつては、代表者の署名)をもって代えることができること。

役員が私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを証する書類

誓 約 書

各役員について、次のいずれにも該当していないことを誓約します。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 四 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

設立代表者 ○○○○

㊞

(注)

- 1 「学校法人」は、寄附行為認可申請にあつては、設立しようとする学校法人の名称とすること。
- 2 「設立代表者」は、合併認可申請にあつては合併しようとする各学校法人の理事長、組織変更認可申請にあつては組織変更しようとする当該学校法人の理事長とすること。
- 3 「設立代表者」の㊞は、本人の署名をもって代えることができること。

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

| 設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類 |                   | 開設年度     | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 計   |
|-----------------------------|-------------------|----------|----|----|----|----|---|
| 区分                          | 年 度               | 開設年度の前年度 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円  |
| 設置経費                        | 校 地<br>(うち 造 成 費) | 千円       | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 各合計額は、様式第4号その2の合計額と一致させること。   |
|                             | 施 設               | 千円       | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |   |
|                             | 基 準 内             | 千円       | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |   |
|                             | 基 準 外             | 千円       | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |   |
| 設 備                         | 千円                | 千円       | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円  |
| 小 計                         | 千円                | 千円       | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円  |
| 新設校の開設年度の経常経費               | 千円                | 千円       | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円  |
| 合 計                         | 千円                | 千円       | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円  |
| 既設校からの共用                    | 施 設               | 千円       | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 開設年度の経常経費については、大学新設、短期大学新設、高等専門学校新設、大学院大学新設の場合のみ記入。(それ以外は斜線とすること。)<br>法人全体ではなく、大学新設等に係る開設年度の事業活動支出額を記入。 |
|                             | 設 備               | 千円       | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |   |
|                             | 教 具・校 具・備 品       | 千円       | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |   |

(注)

- 1 設置経費(校地並びに施設及び設備の整備に要する経費をいう。以下同じ)及び開設年度の経常経費に係る支払計画(設置する大学等に係る既取得の校地、校舎等の支払額を含む。)について、年度ごとに記入すること。
- 2 「校地」の欄には、造成費がある場合は括弧書きでその金額を記入すること。
- 3 「施設」については、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)等に定める基準面積に算入できるもの(基準内)とそれ以外のもの(基準外)とに区分して記入すること(以下同じ)。
- 4 「新設校の開設年度の経常経費」は、大学、短期大学又は高等専門学校を設置する場合にのみ記入すること。なお、校地及び施設が全て借用の場合には、開設年度から完成年度までの経常経費を記入すること。
- 5 本様式に代えて電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えないこと。

| 設置経費の算出基礎表 |         |      |                    |        |    |        |        |                               |
|------------|---------|------|--------------------|--------|----|--------|--------|-------------------------------|
| 校地         | 契約等の内容  |      | 契約相手方氏名<br>(契約年月日) | 契約等金額  | 年度 | 開設年度   | 年度     | 備考                            |
|            | 契約物件所在地 | 面積   |                    | 千円     | 千円 | 支払年月日  | 支払年月日  |                               |
|            |         |      |                    | 千円     | 千円 | 千円     | 千円     |                               |
|            |         |      |                    | 〇〇,〇〇〇 | 千円 | 〇,〇〇〇  | 〇,〇〇〇  | 契約1                           |
|            |         |      |                    |        | 千円 | 〇年〇月〇日 | 〇年〇月〇日 |                               |
|            |         |      |                    |        | 千円 | 千円     | 千円     |                               |
| 施設         | 基準内     | 工事名  |                    |        |    |        |        | 着工:〇年〇月〇日<br>完成:〇年〇月〇日<br>見積2 |
|            |         | 構造積価 |                    |        |    |        |        |                               |
| 施設         | 基準外     | 工事名  |                    |        |    |        |        | 見積3                           |
|            |         | 構造積価 |                    |        |    |        |        |                               |
| 設備         | 図書      | 種別   |                    |        |    |        |        | 〇年〇月〇日納入                      |
|            |         | 冊数   |                    |        |    |        |        |                               |
| 設備         | 教具      | 種別   |                    |        |    |        |        |                               |
|            |         | 数量   |                    |        |    |        |        |                               |
|            |         | 合計   |                    |        |    |        |        |                               |

複数の契約等がある場合には、契約等毎に行を分けて記入。

既に契約をして  
いる場合のみ記入。  
見積の場合は、相  
手方氏名は記入し  
ない。

既設学部等と共用する場合は、新設  
学部等の按分金額を【 】書き内数  
で記入。なお、按分の根拠については、説明  
資料を添付。

原則、校地、校舎の借用に係る費用及び教具等のリース料については、  
は、経常経費として計上するため設置経費への計上はしないこと。

契約書・見積書のインデックスに「契約1」「見積  
2」等と記入し、備考欄に記入。「契約」「見積  
」ごとに区分せず、通番で記入すること。

経常経費にあたるもの(毎年度一定額を計上する物品費  
や図書費など)は設置経費への計上はしないこと。

この書類には、必ず記載内容が確認できる証憑書類を袋綴じかつ割印をし  
て、原本証明したものを添付すること。  
(例) 契約が完了したもの・・・契約書、領収書等の写し  
契約が完了していないもの・・・見積書等の写し(有効期間に留意)

大学等の新設若しくは学部増設に係る申請で、同時に複数の学部を設置する場合、学科増設  
に係る申請で同時に複数の学科を設置する場合は、学部毎、学科毎に別葉に作成。  
また、共同学科の設置の場合は、当該大学の計画に加えて、必要に応じて全体計画の提出を  
依頼する場合がある。

- (注)
- 1 設置経費の算出根拠について具体的に記入すること。
  - 2 「校地」の欄については、買収費及び造成費に区分して記入すること。
  - 3 「施設」の欄については、建物ごとに区分して記入すること。改修工事の場合は工事単位で記入。
  - 4 「施設」の欄中、「備考」の項には、着工(予定)時期及び完成(予定)時期を記入すること。
  - 5 契約が完了している場合は、契約書、領収書等の写しを、契約が完了していない場合は、見積書等の写しを添付すること。
  - 6 本様式に代えて電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えないこと。

転 共 用 計 画 表

校地に借入金がある場合は、この作成例に準じて転共用計画表を作成。なお、その場合の按分率の根拠となる収容定員数は完成年度における収容定員とすること。

完成年度の収容定員を記入。なお、年度内に申請することが確実な収容定員増や学科増設等についても反映させて記入。

(新設) ○○学部 入定 人 収定 人  
 (申請中) □□学部 入定 人 収定 人  
 (既設) △△学部 入定 人 収定 人  
 ××学部 入定 人 収定 人  
 大学院○○研究科 入定 人 収定 人

| 1 施設の転共用計画  |              | 按分内容         |               | 自己資金率           |                          |
|-------------|--------------|--------------|---------------|-----------------|--------------------------|
| 建物名         | 転共用内訳        | 按分率          |               | 帳簿価格<br>D<br>千円 | 転共用金額<br>[使用割合C/A]<br>千円 |
|             | 区分           | 面積<br>A<br>㎡ | 按分率<br>B<br>% |                 |                          |
| 基準内<br>○○号館 | ○○学部転用       | ㎡            | %             | 千円              | 千円                       |
|             | △△学部と共用      |              |               |                 |                          |
|             | △△学部、××学部と共用 |              |               |                 |                          |
|             | 他学部専用        |              |               |                 |                          |
| 合計          |              |              |               |                 |                          |
| 基準外         |              |              |               |                 |                          |
| 合計          |              |              |               |                 |                          |

「(既設)」欄には、転共用に関係する全ての既設の学部、研究科等(高校以下も含む)を記入。

「按分率」は、使用する全ての学部又は新設学部の収容定員数の割合及び算出根拠を記入。また、ここに記入する場合は、収容定員数の上記のとおり、通信制については、実態に即した按分率の算出根拠を記入若しくは、法人関係相談すること。

「帳簿価格」、「面積」は、財産目録の数値と整合すること。一つの建物で基準内と基準外に分かれる場合は、価格の按分根拠を欄外に記入。

借入金に関する金額は、負債償還計画書(様式第8号)と整合するように留意すること。

小数点の表記は、様式4号で統一すること。(例: 小数点第1位(第2位を切り捨て)まで記入)

「基準内」と「基準外」とに区分して、建物ごとに記入。一つの建物の中に基準内と基準外が存在する場合は、それぞれ分けて記入。

様式第4号その1の欄外に記載する「基準内施設」の転共用金額と整合するように留意すること。

様式第4号その1の欄外に記載する「基準外施設」の転共用金額と整合するように留意すること。



| 2 設備の転共用計画 |     |     |     |     |     |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 区 分        | 冊 点 |     | 金 額 |     |     |
|            | 転 用 | 共 用 | 計 算 | 転 用 | 共 用 |
| 図 書        |     |     |     | 千円  | 千円  |
| 教 具        |     |     |     | 千円  | 千円  |
| 校 具        |     |     |     | 千円  | 千円  |
| 備 品        |     |     |     | 千円  | 千円  |

金額については、転共用する図書等の帳簿価格を記入。

千円未満切り捨て。

共有がある場合は、共用金額の下に( )で新設学部等の使用割合に応じた金額、欄外に按分根拠を記入。なお、按分根拠となる収容定員数については、臨時定員を含んだ新設校の完成年度の収容定員とすること。

転用金額と共用の按分後の金額( )内の金額を合計した金額を「計」の( )内に記入。様式第4号その1の欄外に記載する転共用金額と整合するように留意すること。

- (注)
- 1 既設校から転用又は既設校と共用する施設及び設備がある場合に作成すること。
  - 2 「1 施設の転共用計画」の表について
    - (1) 「区分」の項は、「〇〇学部に転用」、「他学部専用」、「△△学部と共用」等転共用の形態ごとに区分すること。
    - (2) 「按分率」の項は、使用する全ての学部又は学科の収容定員の合計に対する新設学部等の収容定員の割合及び算出根拠を記入すること。この場合、収容定員は新設学部等の完成年度における定員とすること。
    - (3) 「帳簿価格」の項は、申請時の財産目録の金額によること(2の(1)の「金額」においても同じ)。
    - (4) 「転共用価格」の項は、帳簿価格に使用割合(当該建物面積に対する按分面積の割合)を乗じた金額及び算出根拠を記入すること。また、使用割合及び算出根拠を[ ]内に記入すること。
    - (5) 校地について借入金がある場合には、校舎等に準じて転共用計画を作成すること。なお、校地の「按分率」の算定基礎となる収容定員は完成年度における収容定員とすること。
    - (6) 本表の欄外上部に、新設校及び転共用に係る既設校の学部(学科)名及び定員を括弧書きで記入すること。
  - 3 「2 設備の転共用計画」の表について
    - (1) 「金額」の項には、転用又は共用する設備の帳簿価格を記入し、「共用」の項には括弧書きで新設学部等の使用割合に応じた共用金額を記入すること。なお、共用金額の算定基礎となる収容定員は完成年度における収容定員とすること。
    - (2) 本表の欄外下部に、新設学部等の使用割合及び算出根拠を記入すること。
    - 4 本様式に代えて電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えないこと。

様式第4号その4(第11条関係)

(用紙 日本産業規格A4横型)

| 設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類  |                             |
|--|-----------------------------|
| 区分   | 財源の調達方法                     |
| 申請年度以前に支払がある場合の財源については、作成例を参考に記入。  |                             |
| 第2号基本金引当特定資産   | 〇,〇〇〇千円                     |
| △△引当特定資産   | 〇,〇〇〇千円                     |
| 現金預金   | 〇,〇〇〇千円                     |
| 有価証券   | 〇,〇〇〇千円                     |
| 申請年度の寄附金収入   | 〇,〇〇〇千円                     |
| 資産売却収入を財源とする場合には、売買契約書の写し、「補助金収入」を財源とする場合には、補助金を支出する国又は当該地方公共団体等の議会の議決書等をそれぞれ添付すること。 | 合計金額は、様式第4号その1の合計額と一致させること。 |
| 合計   | 〇〇,〇〇〇千円                    |

(注)

- 1 第2号基本金から財源充当する場合には、組入計画表を添付すること。
- 2 「資産売却収入」を財源とする場合には、売買契約書の写しを、「補助金収入」を財源とする場合には、補助金を支出する国又は地方公共団体等の議会の議決書等をそれぞれ添付すること。
- 3 本様式に代えて電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えないこと。

○ 設置経費に支払済の経費がある場合の財源の説明方法について

(作成例)

様式第4号その1

| 区分   | 年度 |    | △△年度    | 開設年度の<br>前年度 | 開設年度    | ○○年度    | 合計        |
|------|----|----|---------|--------------|---------|---------|-----------|
|      | 校地 | 内  |         |              |         |         |           |
| 設置経費 | 施設 | 基準 | 2,000千円 | 90,000千円     | 2,000千円 | 1,000千円 | 95,000千円  |
|      | 設備 | 外  | 3,000千円 | 2,000千円      |         |         | 5,000千円   |
| 合計   |    |    | 5,000千円 | 92,000千円     | 2,000千円 | 1,000千円 | 100,000千円 |

・ 支払済の経費

様式第4号その4

| 区分   | 財源充当額     | 財源の調達方法  |
|------|-----------|--|
| 現金預金 | 100,000千円 | 令和△△年度までに学納金等事業活動収入から積み立てた現金預金から令和△△年度に5,000千円(校舍改修費2,000千円、図書購入費 3,000千円)を支出し、その残245,000千円のうち、95,000千円を財源に充当する。 |

令和△年度 貸借対照表

(単位:円)

| 資産の部 |             | 負債の部 |              |
|------|-------------|------|--------------|
| 流動資産 |             | 流動負債 | 0,000,000    |
| 現金預金 | 245,000,000 |      | △△△△ 000,000 |
|      |             |      | △△△△ 00,000  |

○ 学年進行中の申請案件の設置計画に支払残額がある場合の記入例

(作成例) 令和●年度(○○研究科増設)に支払残額8,000千円があり(申請年度は令和◎年度), 令和●年度に別の寄附行為変更認可申請(△△学部増設)を行う場合

令和●年度開設○○研究科の様式第4号その1

| 区分                               | 年度 | △△年度 | 開設年度の前年度<br>(◎◎年度) | 開設年度<br>(●●年度) | □□年度 | ■年度 | 合計        |
|----------------------------------|----|------|--------------------|----------------|------|-----|-----------|
| 校地<br>基準<br>施設<br>設備<br>設置<br>経費 | 内  |      | 90,000千円           | 8,000千円        |      |     | 98,000千円  |
|                                  | 外  |      |                    |                |      |     |           |
|                                  | 書  |      | 2,000千円            |                |      |     | 2,000千円   |
|                                  | 計  |      | 92,000千円           | 8,000千円        |      |     | 100,000千円 |

支払残額

令和□年度開設△△学部の様式第4号その1

| 区分                               | 年度 | ◎◎年度 | 開設年度の前年度<br>(●●年度) | 開設年度<br>(□□年度) | ■年度 | 合計        |
|----------------------------------|----|------|--------------------|----------------|-----|-----------|
| 校地<br>基準<br>施設<br>設備<br>設置<br>経費 | 内  |      | 150,000千円          |                |     | 150,000千円 |
|                                  | 外  |      |                    |                |     |           |
|                                  | 書  |      | 2,000千円            |                |     | 2,000千円   |
|                                  | 計  |      | 152,000千円          |                |     | 152,000千円 |

令和□年度開設△△学部の様式第4号その4

| 区分   | 財源充当額     | 財源の調達方法   |
|------|-----------|---|
| 現金預金 | 152,000千円 | 令和◎年度までに学納金等事業活動収入から積み立てた現金預金245,000千円のうち152,000千円を財源に充当する。<br>※なお, 別途令和●年度開設の○○研究科に支払残額8,000千円がある。 |

令和◎年度 貸借対照表 (単位: 円)

| 資産の部 |             | 負債の部 |           |
|------|-------------|------|-----------|
| 流動資産 |             | 流動負債 | 0,000,000 |
| 現金預金 | 245,000,000 |      | 000,000   |
|      |             |      | 00,000    |

※ 学年進行中の学部等に係る「様式第4号その1」及び「様式第4号その4」を参考として添付してください。

# 財 源 の 見 方

## ○ 基本的な考え方

**[現金預金] - [流動負債+第4号基本金]**

**(+ [2号基本金又は特定預金等設置経費の財源に充当可能なもの])**

(貸借対照表の例)

|            | 本年度末       |  | (単位：千円)<br>増 減 |
|------------|------------|--|----------------|
| 科 目        |            |  |                |
| 資産の部       |            |  |                |
| 固定資産       |            |  |                |
| 有形固定資産     |            |  |                |
| その他の固定資産   |            |  |                |
| 有価証券       | 700,000    |  |                |
| 〇〇〇〇       |            |  |                |
| 大学校舎改築特定預金 | 1,000,000  |  |                |
| …          |            |  |                |
| 流動資産       |            |  |                |
| 現金預金       | 1,000,000  |  |                |
| 未収入金       | 5,000      |  |                |
| 修学旅行等費預り預金 | 50,000     |  |                |
| …          |            |  |                |
| 負債の部       |            |  |                |
| 固定負債       |            |  |                |
| …          |            |  |                |
| 流動負債       | 700,000    |  |                |
| 未払金        | 25,000     |  |                |
| 前受金        | 600,000    |  |                |
| 修学旅行等費預り金  | 50,000     |  |                |
| …          | 25,000     |  |                |
| 基本金の部      |            |  |                |
| 基本金        |            |  |                |
| 第1号基本金     | 10,000,000 |  |                |
| 第2号基本金     | 1,000,000  |  |                |
| 第3号基本金     | 0          |  |                |
| 第4号基本金     | 200,000    |  |                |

上記の場合、

$$\begin{aligned}
 & \text{[現金預金]} 1,000,000 - \text{[流動負債]} 700,000 - \text{[第4号基本金]} 200,000 \\
 & \qquad \qquad \qquad + \text{[大学校舎改築特定預金]} 1,000,000 \\
 & = 1,100,000 \text{ (千円) が財源充当可能額の上限となります。}
 \end{aligned}$$

## ○ 設置経費が財源充当額を超えてしまった場合の考え方

→ 個別判断となりますが、流動負債の中で他の科目と相殺できるものは相殺します。  
(例)

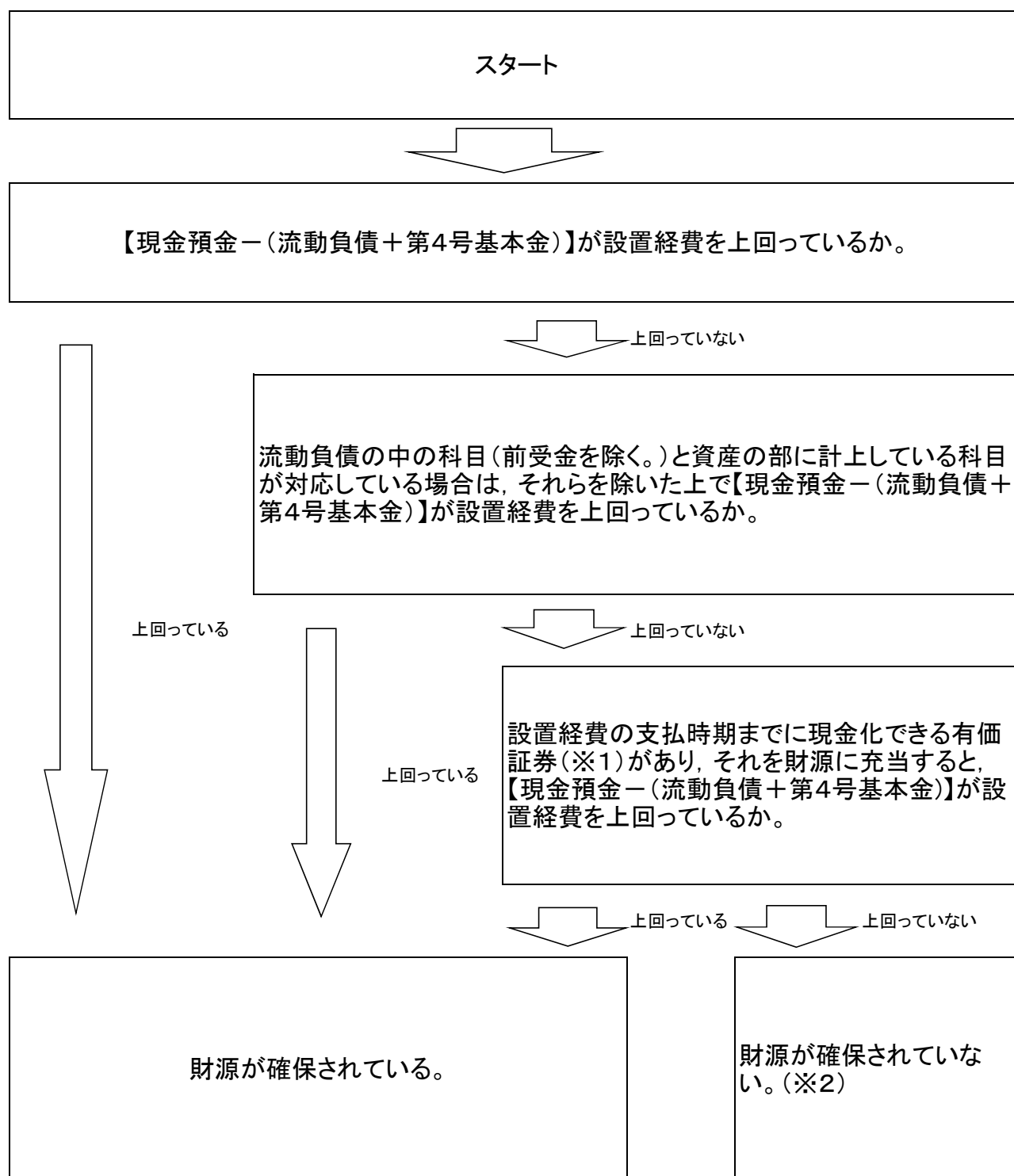
・ 「修学旅行等費預り金」については流動資産の「修学旅行等費預り預金」で相殺。  
よって、

$$\begin{aligned}
 & \text{[現金預金]} 1,000,000 - \text{[流動負債 (修学旅行等預り金を除く)]} 650,000 \\
 & \qquad \qquad \qquad - \text{[第4号基本金]} 200,000 + \text{[大学校舎改築特定預金]} 1,000,000 \\
 & = 1,150,000 \text{ (千円) が財源充当可能額の上限となります。}
 \end{aligned}$$

また、審査基準第1の1の(10)のオにより、設置経費の支払時期が到来するまでに現金化できる有価証券に限り、その額面金額を上限として設置経費の財源とすることができます。

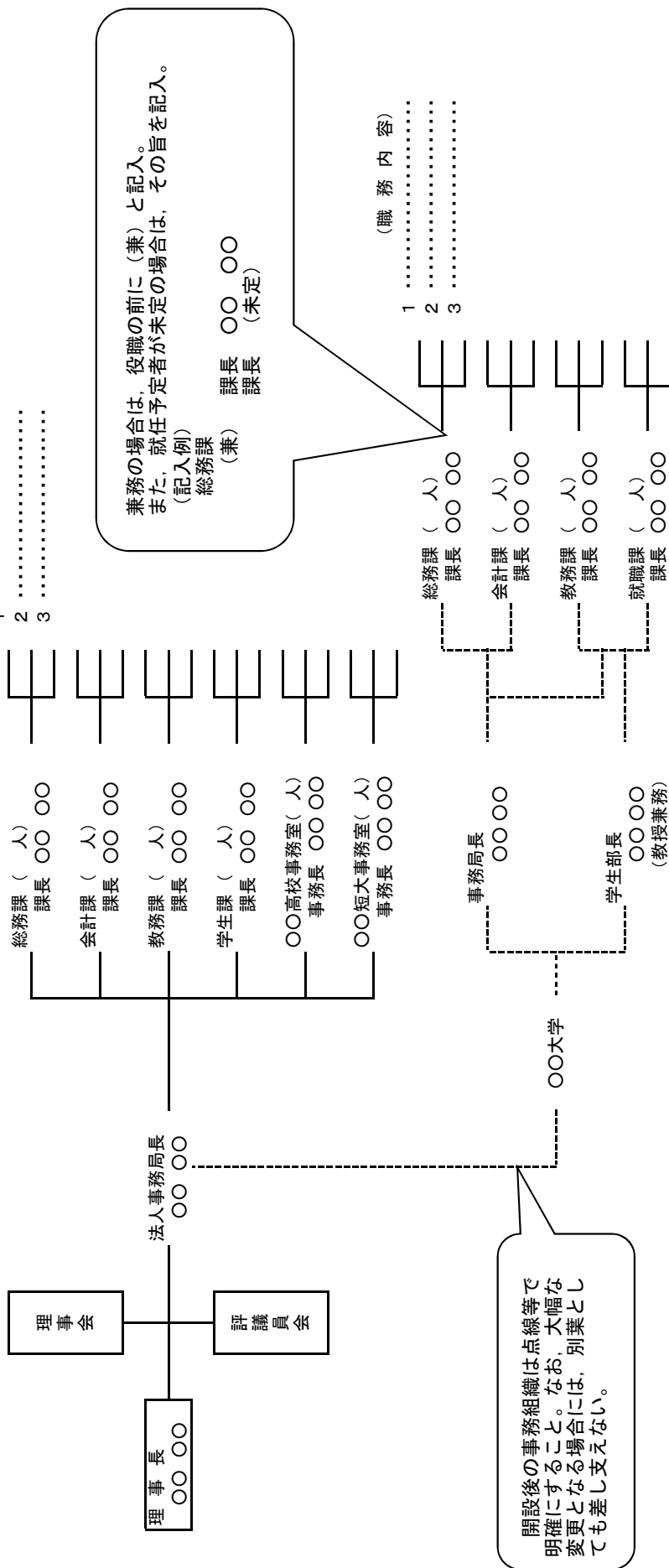
# ○貸借対照表を基礎とする財源のフローチャート

このフローチャートは基本的な考え方を示したものです。  
詳細は、私学行政課法人係に確認いただきますようお願いいたします。



(※1) 審査基準第一の一の(十)のオに留意してください。

(※2) 第4号基本金に対応した資産や設置財源に充当できる特定資産を保有している場合の取扱いについては個別にご相談ください。



(注)

- 1 申請時現在の状況について作成すること。
- 2 作成に当たっては、事務組織に対応してそれぞれ主な職務内容を箇条書きにして略記し、それぞれの部課の実員(課長、事務長を含む専任職員のみ)を併記する。なお、課長、事務長以上の職員については、氏名を併記すること。
- 3 大学等の設置の申請に伴い新たに事務組織を設けようとするときは、その旨を追加表示すること(点線部分参照、大幅な変更となる場合は別葉としても差し支えない)。
- 4 なお、学校法人新設の場合は、開設年度の状況について作成すること。
- 4 本様式に代えて電子的方法、磁気的方法その他の方法により本表の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えないこと。

## 財産目録の作成に係る基本方針

### 1. 基本的な考え方

- (1) 財産目録の目的が、大学等を新設する組織として、計画する教育研究を実行するに支障のない内容の資産や教育研究環境を備えているかを確認するための書類という性格に照らして、以下の方法により作成された書類の提出を求めることとする。
- (2) 申請者の多くが学校法人会計基準で定める「貸借対照表」を基礎として「財産目録」を作成している現状を踏まえて、財産の価額や財産の各科目（リース資産の取扱いを含む。）については、貸借対照表に準じて記載することを基本とする。
- (3) 本方針でいう「財産目録」は、「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（文部科学省告示）」により申請を行う場合に提出する「財産目録（様式第6号その1）」を指すものであり、私立学校法第47条で定める「財産目録」の作成に制限を課すものではない。
- (4) 各学校法人においては、社会への説明責任を果たし、理解と協力を得られるようにしていく観点から、より一層の財務情報の一般公開に係る積極的な対応を期待するものである。

### 2. 基本的な作成方法

- (1) 「基本財産」と「運用財産」の整理について  
通常、「基本財産」には、貸借対照表上の「固定資産」のうち「有形固定資産」の各科目を計上し、「運用財産」には貸借対照表上の「その他の固定資産」及び「流動資産」の各科目を計上する。（別紙「相関一覧」参照 ※運用財産に区分される「土地」、「建物」を除く。）
- (2) 基本財産における「土地」、「建物」について
  - ① 「新設校専用」及び「既設校と共用」に該当する土地には、登記簿の地番単位毎で「校舎敷地」、「運動場」、「その他敷地」の順に記載し、「備考」には、所在する団地（キャンパス）名及び使用する学校名等を記載する。
  - ② 複数の団地（キャンパス）がある場合には①に準じて団地（キャンパス）毎に記載し、各団地（キャンパス）の最下部に小計を記載する。
  - ③ 「既設校専用」のみに該当する土地については、団地（キャンパス）単位で記載することができるが、その場合は、「備考」に使用する学校名等を記載する。
  - ④ 「建物」には、登記単位（建物）毎に記載し、「種別」には原則として建物名称も併せて記載する。その他の事項については「土地」に準じて記載する。
  - ⑤ 「新設校専用」欄は、学部（研究科）増設に係る申請の場合は「新設学部（新設研究科）」に読み替えて記載する。
- (3) 「構築物」について  
「種別」には、申請者が区分している分類（門、塀、外灯、駐輪場等）毎に記載する。団地（キャンパス）毎に区分している場合は、「備考」に団地（キャンパス）名を記載する。
- (4) 「機器備品」について
  - ① 学校毎に記載し、学校毎に更に細かく区分（机、椅子、キャビネット、コンピュー



タ、装置、理化学機械等)している場合には、当該区分毎に記載し、学校単位で小計を記載する。

- ② 高等教育機関(大学、短期大学、高等専門学校)以外の学校については、一括記載することができるが、既設の専門学校及び各種学校等を新設学部等の基礎とする場合は、①に準じて記載する。
- ③ 「数量」には、学校毎又は区分毎の点数を記載し、点数が明確に記載できない場合又は点数により記載することが適当でない場合には「一式」など適当な単位で記載する。

(5) 「図書」について

- ① 「種別」には、原則として学校毎に記載することとする。学校毎に更に細かく区分(一般図書、専門図書、データファイル等)している場合は、当該区分毎に記載し、学校単位で小計を記載する。
- ② 高等教育機関(大学、短期大学、高等専門学校)以外の学校については、一括記載することができるが、既設の専門学校及び各種学校等を新設学部等の基礎とする場合は、①に準じて記載する。
- ③ 「冊数」には、書籍の冊数を記載し、冊数で表示することが困難な図書は「一式」など適当な単位で記載する。

(6) 「車両」について

- ① 「種別」には、原則として学校毎に記載することとする。学校毎に更に細かく区分(スクールバス、乗用車等)している場合は、当該区分毎に記載し、学校単位で小計を記載する。

(7) 「建設仮勘定」について

「建設仮勘定」には、財産目録作成の基礎とした貸借対照表の「建設仮勘定」に計上した金額を記載する。

(8) 「預貯金」について

- ① 「預貯金種別」には、同一金融機関に同一の預貯金種別が複数ある場合は一括記載し、金融機関毎に小計を記載する。
- ② 「備考」には、①により一括記載した場合は、当該口座数又は口数を記載する。

(9) 「特定資産」について

- ① 「内訳」には、特定資産毎に記載し、同一の特定資産を複数の預金等で保有している場合は、預金等の種類別に金融機関毎に記載し、特定資産毎に小計を記載する。
- ② 「2号基本金引当特定資産」は組み入れ計画毎に記載し、備考欄に計画名を記載すること。
- ③ 特定資産を有価証券で保有している場合は、備考欄に銘柄、数量及び取得年月日を記載する。
- ④ 上記②により記載した有価証券は、後出の「有価証券」には記載しない。

(10) 「有価証券」について

- ① 「銘柄」には、有価証券の種類毎に区分するとともに銘柄別に記載する。なお、複数の種類がある場合には、種類毎に小計を記載する。
- ② 「数量」には、「一口」、「1000株」など数量を記載できる場合は、当該数量を記載する。
- ③ 「取得年月日」には、同一銘柄等を一括記載した場合には、「平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日」のように記載する。
- ④ 「金額」には、財産目録作成の基礎とした貸借対照表の「有価証券」に計上した金額を記載する。

(11) 運用財産における「土地」、「建物」について

- ① 「種別」には、原則として団地(キャンパス)単位で記載する。
- ② 同一団地(キャンパス)に複数の種別がある場合は、種別毎に記載し、各団地(キャンパス)の最下部に小計を記載する。

- ③ 「備考」には、当該土地の利用形態（旧大学校地（平成〇〇年〇月売却予定）、大学移転候補地など）等を記載する。
- ④ 「建物」においても、「土地」に準じて記載する。
- (12) 「貯蔵品」について  
「種類」、「用途」、「金額」には、申請者における区分や取扱いに応じて記載する。
- (13) 「未収入金」、「前払金」について
- ① 「内訳」には、申請者における区分※に応じて記載する。  
※区分例（未収入金）：「学生生徒等納付金」、「補助金」、「資産運用収入」、「事業収入」、「その他」など  
※区分例（前払金）：「消耗品」、「賃借料」、「損害保険料」、「その他」など
- ② 「件数」には、原則として相手先数又は件数を記載する。
- ③ 未収入金の「備考」には、徴収不能引当金の金額を記載する。
- (14) 「収益事業用財産」について  
原則として、「基本財産」及び「運用財産」のそれぞれの表に準じて内訳表を作成する。
- (15) 「固定負債」、「流動負債」について  
貸借対照表の負債の部に計上された各科目毎に記載し、各科目毎の記載は以下の方針による。
- ① 「長期借入金」及び「短期借入金」には、借入先毎に記載し、同一の借入先に複数の借入がある場合は借入毎に記載し、借入先毎に小計を記載する。  
また、「備考」には、当該借入に伴う負担（抵当）の内容等を記載する。
- ② 「未払金」及び「前受金」は、申請者における区分※に応じて記載する。  
※区分例（未払金）：「人件費」、「教育研究経費」、「管理経費」、「借入金利息」、「その他」など  
※区分例（前受金）：「平成〇〇年度学生生徒等納付金」、「その他」など  
また、「件数」には、原則として相手先件数を記載することとし、相手先件数を記載することが適当でない場合は「一式」など、適当な単位で記載する。
- ③ 「学校債」は、募集の区分毎（目的毎）に記載する。
- ④ その他の科目については必要に応じ適宜内訳を記載する。
- (16) 借用財産における「土地」、「建物」について
- ① 「新設校専用」及び「既設校と共用」に該当する土地については、原則として登記簿の地番単位毎に記載する。その際、「種別」欄に所在する団地（キャンパス）名を記載し、複数の団地（キャンパス）がある場合は団地の順に記載し、各団地の最下部に小計を記載する。
- ② 「備考」には、使用目的（使用状況）等を記載する。
- ③ 「建物」についても、「土地」に準じて記載する。
- ④ 「土地」、「建物」以外の借用財産は記載を要しない。
- (17) 「備考」について  
上記に特段の記載がある事項のほか、各財産の内容を分かり易く示すために必要と思われる事項があれば適宜記載する。
- (18) 上記以外に貸借対照表の科目を転記する場合について（別紙「関連一覧」参照）  
「借地権」「電話加入権」「施設利用権」「収益事業元入金」「長期貸付金」「短期貸付金」、この他の資産は、「未収入金」の表を科目毎に使用し、上記（11）に準じて記載する。
- (19) 「重要な会計方針」について  
財産目録の作成にあたって作成の基礎とした会計方針については、貸借対照表に準じて「資産の評価基準」、「引当金の計上基準」及び「その他の重要な会計方針」を記載する。

## 「財産目録」と「貸借対照表」の相関一覧

【財産目録】

| 大分類 | 中分類  | 小分類   | 細分類       |
|-----|------|-------|-----------|
| 資産  |      |       |           |
|     | 基本財産 |       |           |
|     |      | 土地    |           |
|     |      | 建物    |           |
|     |      | 構築物   |           |
|     |      | 機器備品  |           |
|     |      |       | 教育研究用機器備品 |
|     |      |       | 管理用機器備品   |
|     |      | 図書    |           |
|     |      | 車両    |           |
|     |      | 建設仮勘定 |           |
|     |      | ・・・   |           |

|  |      |         |     |
|--|------|---------|-----|
|  | 運用財産 |         |     |
|  |      | 預貯金・現金  |     |
|  |      |         | 預貯金 |
|  |      |         | 現金  |
|  |      | 特定資産    |     |
|  |      | 有価証券    |     |
|  |      | 不動産     |     |
|  |      |         | 土地  |
|  |      |         | 建物  |
|  |      | 貯蔵品     |     |
|  |      | 未収入金    |     |
|  |      | 前払金     |     |
|  |      | 借地権     |     |
|  |      | 電話加入権   |     |
|  |      | 施設利用権   |     |
|  |      | ソフトウェア  |     |
|  |      | 収益事業元入金 |     |
|  |      | 長期貸付金   |     |
|  |      | 短期貸付金   |     |
|  |      | ・・・     |     |

|    |      |             |  |
|----|------|-------------|--|
| 負債 |      |             |  |
|    | 固定負債 |             |  |
|    |      | 長期借入金       |  |
|    |      | 学校債         |  |
|    |      | 長期未払金       |  |
|    |      | 退職給与引当金     |  |
|    |      | ・・・         |  |
|    | 流動負債 |             |  |
|    |      | 短期借入金       |  |
|    |      | 1年以内償還予定学校債 |  |
|    |      | 未払金         |  |
|    |      | 前受金         |  |
|    |      | 手形債務        |  |
|    |      | 預り金         |  |
|    |      | ・・・         |  |

|      |    |
|------|----|
| 借用財産 | 土地 |
|      | 建物 |

【貸借対照表】

| 大科目  | 中科目      | 小科目          |
|------|----------|--------------|
| 固定資産 |          |              |
|      | 有形固定資産   |              |
|      |          | 土地           |
|      |          | 建物           |
|      |          | 構築物          |
|      |          |              |
|      |          | 教育研究用機器備品    |
|      |          | 管理用機器備品      |
|      |          | 図書           |
|      |          | 車両           |
|      |          | 建設仮勘定        |
|      |          | ・・・          |
|      | 特定資産     |              |
|      |          | 第2号基本金引当特定資産 |
|      |          | 第3号基本金引当特定資産 |
|      |          | (何)引当特定資産    |
|      | その他の固定資産 |              |
|      |          | 借地権          |
|      |          | 電話加入権        |
|      |          | 施設利用権        |
|      |          | ソフトウェア       |
|      |          | 有価証券         |
|      |          | 収益事業元入金      |
|      |          | 長期貸付金        |
| 流動資産 |          |              |
|      |          | 現金預金         |
|      |          | 未収入金         |
|      |          | 貯蔵品          |
|      |          | 短期貸付金        |
|      |          | 有価証券         |

|      |  |             |
|------|--|-------------|
| 固定負債 |  |             |
|      |  | 長期借入金       |
|      |  | 学校債         |
|      |  | 長期未払金       |
|      |  | 退職給与引当金     |
|      |  | ・・・         |
| 流動負債 |  |             |
|      |  | 短期借入金       |
|      |  | 1年以内償還予定学校債 |
|      |  | 未払金         |
|      |  | 前受金         |
|      |  | 手形債務        |
|      |  | 預り金         |
|      |  | ・・・         |

※小分類、細分類の各科目は該当が無い場合には省略し、他に科目がある場合には追加して記載すること。

財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類

財産目録

( 年 月 日現在)

|     |           |   |     |
|-----|-----------|---|-----|
| I   | 資産総額      | 金 | 円   |
| 内   | 1 基本財産    | 金 | 円   |
|     | 2 運用財産    | 金 | 円   |
|     | [ 収益事業用財産 | 金 | 円 ] |
| II  | 負債総額      | 金 | 円   |
|     | [ 収益事業用負債 | 金 | 円 ] |
| III | 正味財産      | 金 | 円   |

「収益事業用財産」及び「収益事業用負債」は「総資産額」、「負債総額」及び「正味財産」の外数で記載。

様式第2-1号の面積は本欄の面積と整合するよう留意すること。

様式に記載された貸借対照表の科目以外の科目の転記にあたっては、以下の各表を参考に適宜追加すること。

財産の状況  
[1] 資産  
1 基本財産  
(1) 土地

| 種別    | 所在地              | 新設校専用 m <sup>2</sup> | 既設校と共用 m <sup>2</sup> | 既設校専用 m <sup>2</sup> | 計 m <sup>2</sup> | 金額 円 | 備考                     |
|-------|------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|------------------|------|------------------------|
| 校舎敷地  | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番 | ...                  | ...                   | ...                  | ...              | ...  | 〇〇キャンパス<br>〇〇大学        |
| 運動場   | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番 | ...                  | ...                   | ...                  | ...              | ...  | 〇〇キャンパス<br>〇〇大学        |
| その他敷地 | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番 | ...                  | ...                   | ...                  | ...              | ...  | 〇〇キャンパス<br>〇〇大学        |
| 小計    |                  |                      |                       |                      |                  |      |                        |
| 校舎敷地  | ××県××市××町××丁目××番 | ...                  | ...                   | ...                  | ...              | ...  | ××キャンパス<br>〇〇大学・××短期大学 |
| 校舎敷地  | ××県××市××町××丁目××番 | ...                  | ...                   | ...                  | ...              | ...  | ××キャンパス<br>〇〇大学・××短期大学 |
| 運動場   | ××県××市××町××丁目××番 | ...                  | ...                   | ...                  | ...              | ...  | ××キャンパス<br>〇〇大学・××短期大学 |
| 小計    |                  |                      |                       |                      |                  |      |                        |
| 校舎敷地外 | ××県××市××町××丁目〇〇番 | ...                  | ...                   | ...                  | ...              | ...  | 〇〇高等学校・△△中学校           |
| 計     |                  |                      |                       |                      |                  |      |                        |

(2) 建物

| 種別      | 所在地              | 構造          | 新設校<br>専用 m <sup>2</sup> | 既設校<br>と共用 m <sup>2</sup> | 既設校<br>専用 m <sup>2</sup> | 計 m <sup>2</sup> | 金額 円 | 備考                     |
|---------|------------------|-------------|--------------------------|---------------------------|--------------------------|------------------|------|------------------------|
| 校舎(1号館) | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番 | 鉄筋コンクリート    | ...                      | ...                       | ...                      | ...              | ...  | 〇〇キャンパス<br>〇〇大学        |
| 校舎(2号館) | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番 | 鉄筋コンクリート    | ...                      | ...                       | ...                      | ...              | ...  | 〇〇キャンパス<br>〇〇大学        |
| 体育館     | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番 | 鉄骨・鉄筋コンクリート | ...                      | ...                       | ...                      | ...              | ...  | 〇〇キャンパス<br>〇〇大学        |
| 食堂棟     | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番 | 鉄骨・鉄筋コンクリート | ...                      | ...                       | ...                      | ...              | ...  | 〇〇キャンパス<br>〇〇大学        |
| 小計      |                  |             |                          |                           |                          |                  |      |                        |
| 校舎(A号館) | ××県××市××町××丁目××番 | ...         | ...                      | ...                       | ...                      | ...              | ...  | ××キャンパス<br>〇〇大学・××短期大学 |
| ××図書館   | ××県××市××町××丁目××番 | ...         | ...                      | ...                       | ...                      | ...              | ...  | ××キャンパス<br>〇〇大学・××短期大学 |
| 学生会館    | ××県××市××町××丁目××番 | ...         | ...                      | ...                       | ...                      | ...              | ...  | ××キャンパス<br>〇〇大学・××短期大学 |
| 小計      |                  |             |                          |                           |                          |                  |      |                        |
| 校舎(I号館) | ××県××市××町××丁目◇◇番 | ...         | ...                      | ...                       | ...                      | ...              | ...  | ◇◇高等学校・△△中学校           |
| 計       |                  |             |                          |                           |                          |                  |      |                        |

(3) 構築物

| 種別  | 金額 円 | 備考      |
|-----|------|---------|
| 門   | ...  | 〇〇キャンパス |
| 塀   | ...  | 〇〇キャンパス |
| ... | ...  | 〇〇キャンパス |
| 小計  | ...  | ...     |
| ... | ...  | ××キャンパス |
| ... | ...  | ××キャンパス |
| 小計  | ...  | ...     |

(4) 機器備品  
ア 教育研究用機器備品

| 名称又は種類    | 数量 | 点    | 金額 | 円   | 備考               |
|-----------|----|------|----|-----|------------------|
| 机         |    | .... |    | ... | 〇〇大学             |
| 書架        |    | .... |    | ... | 〇〇大学             |
| 小計        |    | .... |    | ... |                  |
| ...       |    | .... |    | ... | 〇〇大学, × × 短期大学共用 |
| ...       |    | .... |    | ... | 〇〇大学, × × 短期大学共用 |
| 教育研究用機器備品 |    | .... |    | ... | ◇◇高等学校, △△中学校    |
| 小計        |    | .... |    | ... |                  |
| 計         |    | .... |    | ... |                  |

イ 管理用機器備品

| 名称又は種類 | 数量 | 点    | 金額 | 円   | 備考 |
|--------|----|------|----|-----|----|
| ...    |    | .... |    | ... |    |
| ...    |    | .... |    | ... |    |
| 計      |    | .... |    | ... |    |

教育研究用機器備品と記載方法は同様。

(5) 図書

| 種別      | 冊数 | 冊   | 金額 | 円   | 備考            |
|---------|----|-----|----|-----|---------------|
| 一般図書    |    | ... |    | ... | 〇〇大学          |
| 専門図書    |    | ... |    | ... | 〇〇大学          |
| データファイル |    | 一式  |    | ... | 〇〇大学          |
| 小計      |    |     |    | ... |               |
| 一般図書    |    |     |    | ... | ◇◇高等学校, △△中学校 |
| 計       |    |     |    | ... |               |

(6) 車両

| 種別     | 数量 | 台    | 金額 | 円   | 備考            |
|--------|----|------|----|-----|---------------|
| スクールバス |    | .... |    | ... | 〇〇大学          |
| 乗用車    |    | .... |    | ... | 〇〇大学          |
| 小計     |    |      |    | ... |               |
| ...    |    |      |    | ... | ◇◇高等学校, △△中学校 |
| 計      |    |      |    | ... |               |

## (7)建設仮勘定

| 内訳(事業名称等) | 契約相手方    | 振替予定科目 | 支払予定時期        | 金額  | 円   | 備考 |
|-----------|----------|--------|---------------|-----|-----|----|
| 〇〇校舎建築工事  | 〇〇建設株式会社 | 建物     | 令和〇年〇月～令和×年×月 | ... | ... |    |
| ...       | 株式会社××組  | 構築物    | 令和〇年〇月～令和×年×月 | ... | ... |    |
| ...       | ...      | ...    | 令和〇年〇月～令和×年×月 | ... | ... |    |
| 計         |          |        |               |     |     |    |

## 2 運用財産

(1)預貯金・現金  
ア 預貯金

| 預貯金種別 | 金融機関   | 金額  | 円   | 備考   |
|-------|--------|-----|-----|------|
| 普通預金  | 〇〇銀行   | ... | ... | 10口座 |
| 定期預金  | "      | ... | ... | 2口座  |
| 小計    |        |     |     |      |
| 普通預金  | ××信託銀行 | ... | ... | ..口座 |
| 定期預金  | "      | ... | ... | ..口座 |
| 小計    |        |     |     |      |
| 通常貯金  | ゆうちょ銀行 | ... | ... |      |
| 計     |        |     |     |      |

## イ 現金

円

## (2)特定資産

| 内訳          | 預入先又は信託先 | 金額  | 円   | 備考                         |
|-------------|----------|-----|-----|----------------------------|
| 第2号基本引当特定資産 | 〇〇銀行     | ... | ... | 〇〇校地取得計画                   |
| 第2号基本引当特定資産 | △△銀行     | ... | ... |                            |
| 第2号基本引当特定資産 | ××信託銀行   | ... | ... | 体育館建築計画                    |
| 小計          |          |     |     |                            |
| 第3号基本引当資産   | △△信託銀行   | ... | ... |                            |
| 退職給与引当特定資産  | ××銀行     | ... | ... |                            |
| ××引当特定資産    | 〇〇証券     | ... | ... | 利付国債(〇年)第〇回 1銘柄 令和〇年〇月〇日取得 |
| 計           |          |     |     |                            |

## (3)有価証券

| 銘柄       | 数量  | 取得年月日    | 金額  | 円   | 備考 |
|----------|-----|----------|-----|-----|----|
| 利付国債(〇年) | 1   | 令和〇年〇月〇日 | ... | ... |    |
| 利付国債(×年) | 3   | ...      | ... | ... |    |
| 小計       | ... |          | ... | ... |    |
| 計        |     |          | ... | ... |    |

(4) 不動産  
了 土地

| 種別  | 所在地 | 面積<br>㎡ | 金額<br>円 | 備考               |
|-----|-----|---------|---------|------------------|
| ... | ... | ...     | ...     | 旧大学用地 (RO.O売却予定) |
| ... | ... | ...     | ...     | 大学移転候補地          |
| 計   |     |         | ...     |                  |

イ 建物

| 種別  | 所在地 | 面積<br>㎡ | 金額<br>円 | 備考 |
|-----|-----|---------|---------|----|
| ... | ... | ...     | ...     |    |
| ... | ... | ...     | ...     |    |
| 計   |     |         | ...     |    |

(5) 貯蔵品

| 種類  | 用途  | 金額<br>円 | 備考 |
|-----|-----|---------|----|
| ... | ... | ...     |    |
| ... | ... | ...     |    |
| 計   |     |         |    |

(6) 未収入金

| 内訳       | 件数             | 金額<br>円 | 備考          |
|----------|----------------|---------|-------------|
| 学生生徒等納付金 | 令和〇年度授業料未納分 〇件 | ...     | 徴収不能引当金 ... |
| 補助金      | 〇〇県補助金 〇件      | ...     |             |
| 受託事業収入   | 〇〇市受託事業 〇件     | ...     |             |
| ...      | ...            | ...     |             |
| ...      | ...            | ...     |             |
| 計        |                |         |             |

(7) 前払金

| 内訳    | 件数  | 金額<br>円 | 備考 |
|-------|-----|---------|----|
| 消耗品費  | ... | ...     |    |
| 賃借料   | ... | ...     |    |
| 損害保険料 | ... | ...     |    |
| 計     |     |         |    |

〔 収益事業用財産

※ 該当がある場合は「基本財産」及び「運用財産」の各表に準じて内訳を記載。

〕



[2]負債

1 固定負債

(1)長期借入金

| 借入先            | 金額 円 | 使途 | 返済期限 | 利率 % | 備考 |
|----------------|------|----|------|------|----|
| 日本私立学校振興・共済事業団 |      |    |      |      |    |
| ...            |      |    |      |      |    |
| 計              |      |    |      |      |    |

(2)学校債

| 種類        | 件数 | 金額 円 | 使途 | 償還期限 | 利率 % | 備考 |
|-----------|----|------|----|------|------|----|
| 〇〇周年記念事業債 |    |      |    |      |      |    |
| ...       |    |      |    |      |      |    |
| 計         |    |      |    |      |      |    |

(3)長期未払金

| 内訳  | 件数 | 金額 円 | 使途 | 支払期限 | 備考 |
|-----|----|------|----|------|----|
| ... |    |      |    |      |    |
| ... |    |      |    |      |    |
| 計   |    |      |    |      |    |

2 流動負債

(1)短期借入金

| 借入先            | 金額 円 | 使途 | 利率 % | 備考 |
|----------------|------|----|------|----|
| 日本私立学校振興・共済事業団 |      |    |      |    |
| ...            |      |    |      |    |
| 計              |      |    |      |    |

(2) 1年以内償還予定学校債

| 種類        | 件数 | 金額 | 円 | 用途 | 利率% | 備考 |
|-----------|----|----|---|----|-----|----|
| 〇〇周年記念事業債 |    |    |   |    |     |    |
| ...       |    |    |   |    |     |    |
| 計         |    |    |   |    |     |    |

(3) 未払金

| 内訳  | 件数 | 金額 | 円 | 用途 | 備考 |
|-----|----|----|---|----|----|
| ... |    |    |   |    |    |
| ... |    |    |   |    |    |
| 計   |    |    |   |    |    |

(4) 前受金

| 内訳  | 件数 | 金額 | 円 | 用途 | 備考 |
|-----|----|----|---|----|----|
| ... |    |    |   |    |    |
| ... |    |    |   |    |    |
| 計   |    |    |   |    |    |

〔収益事業用負債

※ 該当がある場合は「固定負債」及び「流動負債」の各表に準じて内訳を記載。

[3] 借用財産

(1) 土地

・借用財産については、「土地」及び「建物」について記載すること。  
 ・「土地」及び「建物」の記載方法は自己所有の場合に準じて記載すること。

| 種別 | 所在地 | 新設校<br>専用㎡ | 既設校<br>と共用㎡ | 既設校<br>専用㎡ | 計<br>㎡ | 契約<br>相手方 | 契約期間 | 賃料<br>(月額) 円 | 備考 |
|----|-----|------------|-------------|------------|--------|-----------|------|--------------|----|
|    |     |            |             |            |        |           |      |              |    |
|    |     |            |             |            |        |           |      |              |    |
| 計  |     |            |             |            |        |           |      |              |    |

(2) 建物

| 種別 | 所在地 | 構造 | 新設校<br>専用㎡ | 既設校<br>と共用㎡ | 既設校<br>専用㎡ | 計<br>㎡ | 契約<br>相手方 | 契約期間 | 賃料<br>(月額) 円 | 備考 |
|----|-----|----|------------|-------------|------------|--------|-----------|------|--------------|----|
|    |     |    |            |             |            |        |           |      |              |    |
|    |     |    |            |             |            |        |           |      |              |    |
| 計  |     |    |            |             |            |        |           |      |              |    |

## 重要な会計方針

### 1 資産の評価基準

- ・ 資産の評価は、取得価額による。

### 2 引当金の計上基準

#### 徴収不能引当金

- ・ 未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

#### 退職給与引当金

- ・ 退職金の支給に備えるため、期末要支給額××円を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した金額の100%を計上して

### 3 その他の重要な会計方針

#### 固定資産の減価償却方法

- ・ 定額法である。

#### 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 移動平均法に基づく原価法である。

#### 外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準

- ・ 外貨建短期金銭債権債務については、期末時の為替相場により円換算しており、外貨建長期金銭債権債務については、取得時又は発生時の為替相場により円換算している。

重要性があると認められる場合には、以下の記載例を参考に記載すること。

財産目録総括表

申請時の日付は添付した財産目録作成の日付を記入。  
財産目録の締め直しをしないなければ開設年度の前々年度  
末となり、中列と同じ値となる。

原則、四捨五入で記入。  
ただし、合計欄は財産目録の合計欄を四捨五入して記入すること。

| 年度        | 年度末<br>(開設年度から3年前の年度) | 年度末<br>(開設年度の前々年度) | 申請時<br>(年月日) |
|-----------|-----------------------|--------------------|--------------|
| 一 基本財産    | 千円                    | 千円                 | 千円           |
| 1 土地(団地別) |                       |                    |              |
| 校地        | m <sup>2</sup>        |                    |              |
|           | m <sup>2</sup>        |                    |              |
| 計         | m <sup>2</sup>        |                    |              |
| 2 建物      | 千円                    |                    |              |
| (1)校舎     | m <sup>2</sup>        |                    |              |
| (2)図書館    | m <sup>2</sup>        |                    |              |
|           | m <sup>2</sup>        |                    |              |
| 計         | m <sup>2</sup>        |                    |              |
| 3 機器備品    | 千円                    |                    |              |
| 4 図書      | 点                     |                    |              |
|           | 冊                     |                    |              |
| 5 車両      | 台                     |                    |              |
| 6 その他     |                       |                    |              |
| 二 運用財産    | 千円                    |                    |              |
| 1 預貯金, 現金 | 千円                    |                    |              |
| 2 特定資産    | 千円                    |                    |              |
| 3 有価証券    | 千円                    |                    |              |
|           | 千円                    | 千円                 | 千円           |

○ 校地の再評価を行う場合

負債率が25%を超える場合の校地の再評価については、様式の右側に「再評価後」の項を設け記入し、欄外には再評価の方法について明記すること。  
なお、路線価格等による再評価の場合は、価格の計算方法及び計算根拠を記載した説明書を添付すること。

| 度末<br>前年度) | 申請時<br>(年月日)   | 再評価後<br>(年月日)  |
|------------|----------------|----------------|
| 千円         | 千円             | 千円             |
| 千円         | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
| 千円         | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
| 千円         | 千円             | 千円             |
| %          | %              | %              |

| 年度             | 年度末<br>(開設年度から3年前の年度) | 年度末<br>(開設年度の前々年度) | 申請時<br>(年月日) |
|----------------|-----------------------|--------------------|--------------|
| 三 負債額          | 千円                    | 千円                 | 千円           |
| 1 固定負債         | 千円                    | 千円                 | 千円           |
| (1)長期借入金       | 千円                    | 千円                 | 千円           |
| (2)学校債         | 千円                    | 千円                 | 千円           |
| (3)長期未払金       | 千円                    | 千円                 | 千円           |
| (4)退職給与引当金     | 千円                    | 千円                 | 千円           |
| (5)その他         | 千円                    | 千円                 | 千円           |
| 2 流動負債         | 千円                    | 千円                 | 千円           |
| (1)短期借入金       | 千円                    | 千円                 | 千円           |
| (2)1年以内償還予定学校債 | 千円                    | 千円                 | 千円           |
| (3)未払金         | 千円                    | 千円                 | 千円           |
| (4)前受金         | 千円                    | 千円                 | 千円           |
| 四 基本財産+運用財産    | 千円                    | 千円                 | 千円           |
| 五 純資産(四-三)     | 千円                    | 千円                 | 千円           |
| 総負債(三)-前受金     | %                     | %                  | %            |
| 総資産(四)         |                       |                    |              |
|                | × 100                 |                    |              |

(注)

- 1 開設年度の初日前3年以内の各会計年度末日又は申請時点の財産目録に基づいて作成すること。
- 2 校地の再評価を行う場合には、評価額及び再評価後の負債率、設置経費及び開設年度の経常経費に借入金を充てる場合には、借入金額及び借入金を含めた負債率を欄外に記入すること。
- 3 本様式に代えて電子的方法、磁気的方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えないこと。

事業計画及びこれに伴う予算書  
事業計画画

新設する大学等だけでなく、法人全体の事業計画を記入すること。

1 施設又は設備の整備計画

| 年度 | 事業   | 事業規模等  | 事業                     | 事業費                               | 財源                                | 実施時期                                       | 備考   |
|----|--|--|------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--|--|
| 年度 | 計画が複数年度にまたがる場合は、事業の初年度のみ計画を記入し、「備考」欄に各年度の支払い計画を記入。<br>また、該当がない場合は、「該当なし」と記入。                     | 施設の構造、面積及び場所又は設備の数量を記入。  | 該年度の予算書と整合するように留意すること。 | (記入例)<br>土地購入費<br>建築費<br>その他<br>計 | (記入例)<br>現金預金<br>特定資産<br>寄付金<br>等 | (記入例)<br>〇〇年〇月着工<br>同年〇〇月完成予定<br>〇〇年〇月購入予定 | (記入例)<br>〇〇大学及び〇〇短期大学共用<br>〇〇大学〇〇学部専用<br>〇〇幼稚園専用 |
| 年度 | (記入例)<br>〇〇高等学校の校舎改修<br>〇〇記念館の建設<br>〇〇実験設備の購入<br>〇〇学部〇〇学科設置に係る図書<br>の購入<br>運動場用地取得<br>大学〇号館実験室改修 | (記入例)<br>鉄筋コンクリート3階建〇〇〇㎡<br>(建設予定地)<br>〇〇県〇〇市〇〇町〇番地<br>〇〇実験器具 〇〇台<br>図 〇〇冊 |                        |                                   |                                   |  |  |

2 その他の主要な事業計画

| 年度 | 事業  | 事項 | 概要   | 要 |
|----|---|----|--|---|
| 年度 | (記入例)<br>教職員採用、教職員退職<br>〇〇学科の設置、授業料の値上げ<br>〇〇学部の定員増、寄付金の募集<br>給与の改定、奨学資金の増額 |    | (記入例)<br>〇〇学部〇〇学科教員〇〇人(〇〇年〇月)採用、事務職員〇〇人(〇〇年〇月)採用<br>〇〇学部 教員〇人退職、事務職員〇人退職<br>〇〇学部〇〇学科(入学定員〇〇人)を設置する。<br>〇〇学部の入学定員を〇〇人から〇〇人に増やす。<br>前年度に比し、給与を〇割アップする(総額〇〇千円の増額)、授業料を〇割アップする(総額〇〇千円の増収)。<br>学生に対する奨学資金を前年度に比し〇〇千円増やし、〇〇千円とする。<br>創立〇〇年記念行事として、〇〇記念館を建設するため、総額〇〇千円の募金をする。<br>※該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。 |   |

(注)

- 1 「施設又は設備の整備計画」の表には、施設又は設備に係る主要な事業計画を年度ごとに記入すること。
- 1 「施設又は設備の整備計画」の表で、「事項」の項には、整備に係る施設又は設備の名称及び事業内容の総称を、「事業規模等」の項には、施設及び場所又は設備の数量等を、「事業費」の項には、建築又は取得等に要する所要経費を、「財源」の項には、所要経費に充当する主な財源内訳を、「実施時期」の項には、施設の着工及び完成予定時期又は設備の取得時期を、「備考」の項には、整備に係る学部、学科等を、それぞれ記入すること。
- 2 「その他の主要な事業計画」の表には、施設又は設備の整備計画以外の主要な事項について年度ごとに記入すること。
- 4 本様式に代えて電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えないこと。

(用紙 日本産業規格A4横型)

収 支 予 算 書 (決) 算 書

— 予算書の場合は「収支予算書」、  
決算書の場合は「収支決算書」と  
改めること。

(一) 資金収支予(決)算書 年 月 日から 年 月 日まで

収 入 の 部

| 科 目                 |               | 部 門 | 学校法人 | 〇〇大学 | 総 額 |  |
|---------------------|---------------|-----|------|------|-----|--|
| 学生生徒等納付金収入          | 業 学 入 入       |     |      |      |     |  |
| 授 入 (何)             | 料 金 入 入       |     |      |      |     |  |
| 手 入 (何)             | 料 検 入 料 入     |     |      |      |     |  |
| 寄 付 金 寄 付 金 入 入     | 金 寄 付 金 入 入   |     |      |      |     |  |
| 特 別 寄 付 金 寄 付 金 入 入 | 金 寄 付 金 入 入   |     |      |      |     |  |
| 寄 付 金 寄 付 金 入 入     | 金 寄 付 金 入 入   |     |      |      |     |  |
| そ の 他 の 収 入         | 入 入 入 入 入 入   |     |      |      |     |  |
| 第2号基本金引当特定資産取崩収入    | 入 入 入 入 入 入   |     |      |      |     |  |
| 第3号基本金引当特定資産取崩収入    | 入 入 入 入 入 入   |     |      |      |     |  |
| (何)引当特定資産取崩収入       | 入 入 入 入 入 入   |     |      |      |     |  |
| (何)                 | 入 入 入 入 入 入   |     |      |      |     |  |
| 資 金 収 入 調 整 勘 定 金 金 | 入 未 未 入 受 金 金 |     |      |      |     |  |
| 期 前 期 前 期 前 期 前     | 入 未 未 入 受 金 金 |     |      |      |     |  |
| (何)                 | 入 未 未 入 受 金 金 |     |      |      |     |  |
| 前年度繰越支払資金           | 入 未 未 入 受 金 金 |     |      |      |     |  |
| 収 入 の 部 合 計         | 入 未 未 入 受 金 金 |     |      |      |     |  |

| 科 目                 |               | 部 門 | 学校法人 | 〇〇大学 | 総 額 |  |
|---------------------|---------------|-----|------|------|-----|--|
| 学生生徒等納付金            | 業 学 入 入       |     |      |      |     |  |
| 授 入 (何)             | 料 金 入 入       |     |      |      |     |  |
| 手 入 (何)             | 料 検 入 料 入     |     |      |      |     |  |
| 寄 付 金 寄 付 金 入 入     | 金 寄 付 金 入 入   |     |      |      |     |  |
| 特 別 寄 付 金 寄 付 金 入 入 | 金 寄 付 金 入 入   |     |      |      |     |  |
| 寄 付 金 寄 付 金 入 入     | 金 寄 付 金 入 入   |     |      |      |     |  |
| そ の 他 の 収 入         | 入 入 入 入 入 入   |     |      |      |     |  |
| 第2号基本金引当特定資産取崩収入    | 入 入 入 入 入 入   |     |      |      |     |  |
| 第3号基本金引当特定資産取崩収入    | 入 入 入 入 入 入   |     |      |      |     |  |
| (何)引当特定資産取崩収入       | 入 入 入 入 入 入   |     |      |      |     |  |
| (何)                 | 入 入 入 入 入 入   |     |      |      |     |  |
| 資 金 収 入 調 整 勘 定 金 金 | 入 未 未 入 受 金 金 |     |      |      |     |  |
| 期 前 期 前 期 前 期 前     | 入 未 未 入 受 金 金 |     |      |      |     |  |
| (何)                 | 入 未 未 入 受 金 金 |     |      |      |     |  |
| 前年度繰越支払資金           | 入 未 未 入 受 金 金 |     |      |      |     |  |
| 収 入 の 部 合 計         | 入 未 未 入 受 金 金 |     |      |      |     |  |

| 科 目                 |               | 部 門 | 学校法人 | 〇〇大学 | 総 額 |  |
|---------------------|---------------|-----|------|------|-----|--|
| 学生生徒等納付金            | 業 学 入 入       |     |      |      |     |  |
| 授 入 (何)             | 料 金 入 入       |     |      |      |     |  |
| 手 入 (何)             | 料 検 入 料 入     |     |      |      |     |  |
| 寄 付 金 寄 付 金 入 入     | 金 寄 付 金 入 入   |     |      |      |     |  |
| 特 別 寄 付 金 寄 付 金 入 入 | 金 寄 付 金 入 入   |     |      |      |     |  |
| 寄 付 金 寄 付 金 入 入     | 金 寄 付 金 入 入   |     |      |      |     |  |
| そ の 他 の 収 入         | 入 入 入 入 入 入   |     |      |      |     |  |
| 第2号基本金引当特定資産取崩収入    | 入 入 入 入 入 入   |     |      |      |     |  |
| 第3号基本金引当特定資産取崩収入    | 入 入 入 入 入 入   |     |      |      |     |  |
| (何)引当特定資産取崩収入       | 入 入 入 入 入 入   |     |      |      |     |  |
| (何)                 | 入 入 入 入 入 入   |     |      |      |     |  |
| 資 金 収 入 調 整 勘 定 金 金 | 入 未 未 入 受 金 金 |     |      |      |     |  |
| 期 前 期 前 期 前 期 前     | 入 未 未 入 受 金 金 |     |      |      |     |  |
| (何)                 | 入 未 未 入 受 金 金 |     |      |      |     |  |
| 前年度繰越支払資金           | 入 未 未 入 受 金 金 |     |      |      |     |  |
| 収 入 の 部 合 計         | 入 未 未 入 受 金 金 |     |      |      |     |  |

支出の部

(単位 円)

| 科目    | 部門 | 学校法人 | 〇〇大学 | 総額 |  |
|-------|----|------|------|----|--|
| 人件費   | 出  |      |      |    |  |
| 教職員   | 支  |      |      |    |  |
| (何)   | 費  |      |      |    |  |
| 教育研究  | 支  |      |      |    |  |
| 消耗品   | 支  |      |      |    |  |
| 光熱    | 支  |      |      |    |  |
| (何)   | 費  |      |      |    |  |
| その他   | 出  |      |      |    |  |
| 貸付    | 支  |      |      |    |  |
| 手形    | 支  |      |      |    |  |
| (何)   | 支  |      |      |    |  |
| 予備費   | 支  |      |      |    |  |
| 支出    | 支  |      |      |    |  |
| 期末    | 支  |      |      |    |  |
| 調整    | 支  |      |      |    |  |
| 未定    | 支  |      |      |    |  |
| 支払    | 支  |      |      |    |  |
| 翌年度繰越 | 支  |      |      |    |  |
| 支払資金  | 支  |      |      |    |  |
| (何)   | 支  |      |      |    |  |
| 翌年度繰越 | 支  |      |      |    |  |
| 支払資金  | 支  |      |      |    |  |
| 支出の合計 | 支  |      |      |    |  |

|   |      |      |      |  |     |      |   |          |      |  |     |      |  |  |      |  |  |   |  |  |      |  |     |      |      |   |     |      |      |  |          |      |  |  |     |      |  |  |  |   |  |  |  |      |  |  |                     |
|---|------|------|------|--|-----|------|---|----------|------|--|-----|------|--|--|------|--|--|---|--|--|------|--|-----|------|------|---|-----|------|------|--|----------|------|--|--|-----|------|--|--|--|---|--|--|--|------|--|--|---------------------|
| <p>大学の学部を設置する場合<br/>(申請年度以前)</p> <table border="1"> <tr> <td>部 門</td> <td>〇〇大学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>科 目</td> <td>既設学部</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>学生生徒等納付金</td> <td>△△学部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>授業料</td> <td>既設学部</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>新設学部</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>〇〇大学</td> <td></td> </tr> </table> <p>(開設年度以降)</p> <table border="1"> <tr> <td>部 門</td> <td>△△学部</td> <td>既設学部</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>科 目</td> <td>新設学部</td> <td>既設学部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学生生徒等納付金</td> <td>既設学部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>授業料</td> <td>既設学部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>〇〇大学</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> |      | 部 門  | 〇〇大学 |  | 科 目 | 既設学部 | 計 | 学生生徒等納付金 | △△学部 |  | 授業料 | 既設学部 |  |  | 新設学部 |  |  | 計 |  |  | 〇〇大学 |  | 部 門 | △△学部 | 既設学部 | 計 | 科 目 | 新設学部 | 既設学部 |  | 学生生徒等納付金 | 既設学部 |  |  | 授業料 | 既設学部 |  |  |  | 計 |  |  |  | 〇〇大学 |  |  | ※「△△学部」は、新設学部の属する学部 |
| 部 門   | 〇〇大学 |      |      |  |     |      |   |          |      |  |     |      |  |  |      |  |  |   |  |  |      |  |     |      |      |   |     |      |      |  |          |      |  |  |     |      |  |  |  |   |  |  |  |      |  |  |                     |
| 科 目   | 既設学部 | 計    |      |  |     |      |   |          |      |  |     |      |  |  |      |  |  |   |  |  |      |  |     |      |      |   |     |      |      |  |          |      |  |  |     |      |  |  |  |   |  |  |  |      |  |  |                     |
| 学生生徒等納付金  | △△学部 |      |      |  |     |      |   |          |      |  |     |      |  |  |      |  |  |   |  |  |      |  |     |      |      |   |     |      |      |  |          |      |  |  |     |      |  |  |  |   |  |  |  |      |  |  |                     |
| 授業料   | 既設学部 |      |      |  |     |      |   |          |      |  |     |      |  |  |      |  |  |   |  |  |      |  |     |      |      |   |     |      |      |  |          |      |  |  |     |      |  |  |  |   |  |  |  |      |  |  |                     |
|   | 新設学部 |      |      |  |     |      |   |          |      |  |     |      |  |  |      |  |  |   |  |  |      |  |     |      |      |   |     |      |      |  |          |      |  |  |     |      |  |  |  |   |  |  |  |      |  |  |                     |
|   | 計    |      |      |  |     |      |   |          |      |  |     |      |  |  |      |  |  |   |  |  |      |  |     |      |      |   |     |      |      |  |          |      |  |  |     |      |  |  |  |   |  |  |  |      |  |  |                     |
|   | 〇〇大学 |      |      |  |     |      |   |          |      |  |     |      |  |  |      |  |  |   |  |  |      |  |     |      |      |   |     |      |      |  |          |      |  |  |     |      |  |  |  |   |  |  |  |      |  |  |                     |
| 部 門   | △△学部 | 既設学部 | 計    |  |     |      |   |          |      |  |     |      |  |  |      |  |  |   |  |  |      |  |     |      |      |   |     |      |      |  |          |      |  |  |     |      |  |  |  |   |  |  |  |      |  |  |                     |
| 科 目   | 新設学部 | 既設学部 |      |  |     |      |   |          |      |  |     |      |  |  |      |  |  |   |  |  |      |  |     |      |      |   |     |      |      |  |          |      |  |  |     |      |  |  |  |   |  |  |  |      |  |  |                     |
| 学生生徒等納付金  | 既設学部 |      |      |  |     |      |   |          |      |  |     |      |  |  |      |  |  |   |  |  |      |  |     |      |      |   |     |      |      |  |          |      |  |  |     |      |  |  |  |   |  |  |  |      |  |  |                     |
| 授業料   | 既設学部 |      |      |  |     |      |   |          |      |  |     |      |  |  |      |  |  |   |  |  |      |  |     |      |      |   |     |      |      |  |          |      |  |  |     |      |  |  |  |   |  |  |  |      |  |  |                     |
|   | 計    |      |      |  |     |      |   |          |      |  |     |      |  |  |      |  |  |   |  |  |      |  |     |      |      |   |     |      |      |  |          |      |  |  |     |      |  |  |  |   |  |  |  |      |  |  |                     |
|   | 〇〇大学 |      |      |  |     |      |   |          |      |  |     |      |  |  |      |  |  |   |  |  |      |  |     |      |      |   |     |      |      |  |          |      |  |  |     |      |  |  |  |   |  |  |  |      |  |  |                     |

|   |            |      |      |   |     |      |   |          |      |  |     |      |  |  |   |  |  |      |  |     |            |      |      |   |     |            |      |      |  |          |            |      |      |  |     |            |      |      |  |  |   |  |  |  |  |      |  |  |  |                           |
|---|------------|------|------|---|-----|------|---|----------|------|--|-----|------|--|--|---|--|--|------|--|-----|------------|------|------|---|-----|------------|------|------|--|----------|------------|------|------|--|-----|------------|------|------|--|--|---|--|--|--|--|------|--|--|--|---------------------------|
| <p>大学院又は研究科を設置する場合<br/>(申請年度以前)</p> <table border="1"> <tr> <td>部 門</td> <td>〇〇大学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>科 目</td> <td>基礎学部</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>学生生徒等納付金</td> <td>基礎学部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>授業料</td> <td>基礎学部</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>〇〇大学</td> <td></td> </tr> </table> <p>(開設年度以降)</p> <table border="1"> <tr> <td>部 門</td> <td>新設大学院又は研究科</td> <td>基礎学部</td> <td>既設学部</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>科 目</td> <td>新設大学院又は研究科</td> <td>基礎学部</td> <td>既設学部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学生生徒等納付金</td> <td>新設大学院又は研究科</td> <td>基礎学部</td> <td>既設学部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>授業料</td> <td>新設大学院又は研究科</td> <td>基礎学部</td> <td>既設学部</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>〇〇大学</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> |            | 部 門  | 〇〇大学 |   | 科 目 | 基礎学部 | 計 | 学生生徒等納付金 | 基礎学部 |  | 授業料 | 基礎学部 |  |  | 計 |  |  | 〇〇大学 |  | 部 門 | 新設大学院又は研究科 | 基礎学部 | 既設学部 | 計 | 科 目 | 新設大学院又は研究科 | 基礎学部 | 既設学部 |  | 学生生徒等納付金 | 新設大学院又は研究科 | 基礎学部 | 既設学部 |  | 授業料 | 新設大学院又は研究科 | 基礎学部 | 既設学部 |  |  | 計 |  |  |  |  | 〇〇大学 |  |  |  | ※「基礎学部」が学科の場合は、その学科の属する学部 |
| 部 門   | 〇〇大学       |      |      |   |     |      |   |          |      |  |     |      |  |  |   |  |  |      |  |     |            |      |      |   |     |            |      |      |  |          |            |      |      |  |     |            |      |      |  |  |   |  |  |  |  |      |  |  |  |                           |
| 科 目   | 基礎学部       | 計    |      |   |     |      |   |          |      |  |     |      |  |  |   |  |  |      |  |     |            |      |      |   |     |            |      |      |  |          |            |      |      |  |     |            |      |      |  |  |   |  |  |  |  |      |  |  |  |                           |
| 学生生徒等納付金  | 基礎学部       |      |      |   |     |      |   |          |      |  |     |      |  |  |   |  |  |      |  |     |            |      |      |   |     |            |      |      |  |          |            |      |      |  |     |            |      |      |  |  |   |  |  |  |  |      |  |  |  |                           |
| 授業料   | 基礎学部       |      |      |   |     |      |   |          |      |  |     |      |  |  |   |  |  |      |  |     |            |      |      |   |     |            |      |      |  |          |            |      |      |  |     |            |      |      |  |  |   |  |  |  |  |      |  |  |  |                           |
|   | 計          |      |      |   |     |      |   |          |      |  |     |      |  |  |   |  |  |      |  |     |            |      |      |   |     |            |      |      |  |          |            |      |      |  |     |            |      |      |  |  |   |  |  |  |  |      |  |  |  |                           |
|   | 〇〇大学       |      |      |   |     |      |   |          |      |  |     |      |  |  |   |  |  |      |  |     |            |      |      |   |     |            |      |      |  |          |            |      |      |  |     |            |      |      |  |  |   |  |  |  |  |      |  |  |  |                           |
| 部 門   | 新設大学院又は研究科 | 基礎学部 | 既設学部 | 計 |     |      |   |          |      |  |     |      |  |  |   |  |  |      |  |     |            |      |      |   |     |            |      |      |  |          |            |      |      |  |     |            |      |      |  |  |   |  |  |  |  |      |  |  |  |                           |
| 科 目   | 新設大学院又は研究科 | 基礎学部 | 既設学部 |   |     |      |   |          |      |  |     |      |  |  |   |  |  |      |  |     |            |      |      |   |     |            |      |      |  |          |            |      |      |  |     |            |      |      |  |  |   |  |  |  |  |      |  |  |  |                           |
| 学生生徒等納付金  | 新設大学院又は研究科 | 基礎学部 | 既設学部 |   |     |      |   |          |      |  |     |      |  |  |   |  |  |      |  |     |            |      |      |   |     |            |      |      |  |          |            |      |      |  |     |            |      |      |  |  |   |  |  |  |  |      |  |  |  |                           |
| 授業料   | 新設大学院又は研究科 | 基礎学部 | 既設学部 |   |     |      |   |          |      |  |     |      |  |  |   |  |  |      |  |     |            |      |      |   |     |            |      |      |  |          |            |      |      |  |     |            |      |      |  |  |   |  |  |  |  |      |  |  |  |                           |
|   | 計          |      |      |   |     |      |   |          |      |  |     |      |  |  |   |  |  |      |  |     |            |      |      |   |     |            |      |      |  |          |            |      |      |  |     |            |      |      |  |  |   |  |  |  |  |      |  |  |  |                           |
|   | 〇〇大学       |      |      |   |     |      |   |          |      |  |     |      |  |  |   |  |  |      |  |     |            |      |      |   |     |            |      |      |  |          |            |      |      |  |     |            |      |      |  |  |   |  |  |  |  |      |  |  |  |                           |



(二) 事業活動収支予算(決)算書  
 年 年 月 月 日から 日まで  
 予算書の場合は「事業活動収支予算書」、  
 決算書の場合は「事業活動収支決算書」と  
 改めること。  
 (単位 円)

| 科目              | 部門 | 学校法人  | 〇〇大学 | 総額 |
|-----------------|----|---|------|----|
| 教育活動収支          | 収入 | 学生生徒等納付金  |      |    |
|                 |    | 授業料<br>入学金<br>(何)                                       |      |    |
|                 | 支出 | 手数料<br>入学検定料<br>(何)                                     |      |    |
|                 |    | 教育活動収入計<br>人件費<br>教員人件費<br>(何)<br>教育研究経費<br>消耗品費<br>(何) |      |    |
| 教育活動収支差額        |    |   |      |    |
| 教育活動外収支         | 収入 | 受取利息・配当金<br>第3号基本金引当特定資産<br>(何)                         |      |    |
|                 | 支出 | 教育活動外収入計<br>借入金等利息<br>借入金等利息<br>(何)                     |      |    |
| 特別収支            | 収入 | 教育活動外支出計<br>教育活動外収支差額<br>經常収支差額                         |      |    |
|                 |    | 資産売却差額<br>(何)   |      |    |
|                 | 支出 | その他の特別収入<br>(何)   |      |    |
|                 |    | 特別収入計<br>資産処分差額<br>有姿除却等損失<br>(何)<br>その他の特別支出<br>(何)    |      |    |
| 特別支出計<br>特別支出差額 |    |   |      |    |
| 〔予備費〕           |    |   |      |    |
| 基本金組入前当年度収支差額   |    |   |      |    |
| 基本金組入額合計        |    |   |      |    |
| 当年度収支差額         |    |   |      |    |
| 前年度繰越収支差額       |    |   |      |    |
| 基本金取崩額          |    |   |      |    |
| 要年度繰越収支差額       |    |   |      |    |
| (参考)            |    |   |      |    |
| 事業活動収入計         |    |   |      |    |
| 事業活動支出計         |    |   |      |    |

| 科目       | 部門  | 学校法人                               | 〇〇大学 | 総額 |
|----------|-----|------------------------------------|------|----|
| 学生生徒等納付金 | 授業料 | (申請年度以前)<br>設立準備財団<br>(準備委員会)      |      | 総額 |
|          |     | (開設年度以降)<br>学校法人 〇〇大学              |      | 総額 |
| 学生生徒等納付金 | 授業料 | (申請年度以前)<br>学校法人 〇〇大学              |      | 総額 |
|          |     | (開設年度以降)<br>学校法人 〇〇大学<br>新設学部 既設学部 |      | 計  |
| 学生生徒等納付金 | 授業料 | (申請年度以前)<br>学校法人 〇〇大学              |      | 総額 |
|          |     | (開設年度以降)<br>学校法人 〇〇大学<br>△△学部 既設学部 |      | 計  |
| 学生生徒等納付金 | 授業料 | (申請年度以前)<br>学校法人 〇〇大学              |      | 総額 |
|          |     | (開設年度以降)<br>学校法人 〇〇大学<br>△△学部 既設学部 |      | 計  |
| 学生生徒等納付金 | 授業料 | (申請年度以前)<br>学校法人 〇〇大学              |      | 総額 |
|          |     | (開設年度以降)<br>学校法人 〇〇大学<br>△△学部 既設学部 |      | 計  |

※「△△学部」は、新設学科の属する学部

学校法人を設立する場合

大学の学部を設置する場合

大学の学部の学科を設置する場合

大学院又は研究科を設置する場合

(注)

- 1 各表の「科目」の項については、それぞれ学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の資金収支計算書（同基準第一号様式）及び事業活動収支計算書（同基準第五号様式）の科目に準じて記入すること。
- 2 各表の「部門」の欄については、学校法人会計基準第13条第1項に基づき区分すること（3～5の場合を除き、学部等に区分することを要しない。）。
- 3 大学の学部、短期大学の学科又は高等専門学校を設置する場合には、当該学校に係る部門については既設学部（学科）及び新設学部（学科）に区分して記入すること。
- 4 大学の学部の学科を設置する場合には、当該学校に係る部門については既設学部（新設学科の属する学部を除く。）、新設学科の属する学科に区分して記入すること。
- 5 大学院又は大学院の研究科（以下「新設大学院等」という。）を設置する場合には、当該学校に係る部門については既設学部（新設大学院等の基礎となる学部（学科を基礎とする学部）を除く。）、新設大学院等の基礎となる学部（学科を基礎とする学部）を基礎とする学部（学科を基礎とする学部）及び新設大学院等に区分して記入すること。
- 6 どの部門の収入又は支出であるか明らかでない収入又は支出については、教員数又は在学者数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配分すること。
- 7 本様式に代えて電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えないこと。

負債償還計画書

| 借入先            | 当初借入額<br>千円 | 借入年月日<br>〇年〇月〇日 | 返済期及び利率<br>〇年〇%<br>〔据置年〕 | 開設年度の             |               | 借入金に対する返済計画 |           | 完成年度まで記入。 | 金の用途等      |
|----------------|-------------|-----------------|--------------------------|-------------------|---------------|-------------|-----------|-----------|------------|
|                |             |                 |                          | 前々年度末までの償還額<br>千円 | 開設年度の残高<br>千円 | 開設年度<br>千円  | 〇年度<br>千円 |           |            |
| 日本私立学校振興・共済事業団 | 〇〇〇         | 〇年〇月〇日          |                          | 千円                | 千円            | 千円          | 千円        | 千円        | 用途:<br>抵当: |
| 小計             |             |                 |                          |                   |               |             |           |           |            |
| 〇〇銀行           |             |                 |                          |                   |               |             |           |           |            |
| 小計             |             |                 |                          |                   |               |             |           |           |            |
| (学校債)          |             |                 |                          |                   |               |             |           |           |            |
| 小計             |             |                 |                          |                   |               |             |           |           |            |
| 小計             |             |                 |                          |                   |               |             |           |           |            |
| 合計             |             |                 |                          |                   |               |             |           |           |            |
| 前年度末の負債残高      |             |                 |                          |                   |               |             |           |           |            |
| 予定開年度の借入       |             |                 |                          |                   |               |             |           |           |            |
| 合計             |             |                 |                          |                   |               |             |           |           |            |
| 事業活動収入         |             |                 |                          |                   |               |             |           |           |            |
| 事業活動支出         |             |                 |                          |                   |               |             |           |           |            |
| 借入金等返済         |             |                 |                          |                   |               |             |           |           |            |
| 借入金等利息支出       |             |                 |                          |                   |               |             |           |           |            |
| 負債合計(④)        |             |                 |                          |                   |               |             |           |           |            |
| うち短期借入金        |             |                 |                          |                   |               |             |           |           |            |
| 負債償還率          |             |                 |                          |                   |               |             |           |           |            |
| 短期借入金の元金を除く    |             |                 |                          |                   |               |             |           |           |            |
| 負債償還率          |             |                 |                          |                   |               |             |           |           |            |

用途については、「〇〇大学〇号館(〇m<sup>2</sup>)建築費(〇千円)に充当」等具体的に記入。  
また、借入金を複数の建物等に充てた場合は、すべての建物について記入。  
抵当については、「〇〇校地〇〇市〇〇町〇〇番地」など具体的に記入。  
既設校舎等の転共用計画表(様式第4号その3)の各建物の借入金との整合を図ること。

借入金を複数の建物等に充てた場合は、建物ごとの当初の借入金額、申請時までの償還額、申請時現在の残高を欄外又は別紙で補足すること。  
また、それらの根拠となる按分計算等も注記すること。  
割合については、小数点第1位(小数点第2位切り捨て)まで記入。  
短期借入金(同一年度内に借入、償還)がある場合は、当該短期借入金の元金を除く負債償還率を( )に記入し、元金、借入日、償還日が確認できる書類を添付すること。

余裕金等による借入金の繰上償還を行った場合は、繰上償還額(元金)と当該繰上償還額(元金)を除く負債償還率を欄外に記入。  
(記入例) 〇〇年度 繰上償還額(元金) 〇〇千円( ) %

短期借入金の元金を除く前の負債償還率が20%を超える場合は、当該短期借入金の金額と借入日、返済日のわかる証憑書類(写)を添付すること。  
(記入例) 〇〇年度 繰上償還額(元金) 〇〇千円( ) %

- (注)
- 1 法人全体の負債(開設年度の前年度以後に予定している負債、短期借入金等を含む。)についての償還計画を年度ごとに記入すること。
  - 2 「借入金に対する返済計画」の項には、当該年度分の利息を括弧書きで記入すること。
  - 3 「借入金の用途等」の項には、借入目的、借入に係る施設の建築費及び抵当物件等を具体的に記入すること。また、設置経費及び開設年度の経常経費に借入金を充てる場合には、その旨を記入すること。
  - 4 「事業活動収入に対する負債償還率(元金+利息)の割合」の欄は、小数点第1位(小数点第2位切り捨て)まで記入すること。また、短期借入金がある場合は、当該短期借入金の元金を除く負債償還率を括弧書きで記入すること。
  - 5 本様式に代えて電子的方法、磁気的方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えないこと。

役員が学校法人の管理運営に必要な知識  
又は経験を有することを証する書類

| 役 職 | 氏 名 | 学校法人の管理運営に必要な知識又は経験  |
|-----|-----|--|
|     |     | <p>【説明の記載にあたって】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「知識」については、教育に関する学問上の知識のみではなく、例えば、教育一般に関する認識や当該設置する学校に関する識見なども含む。</li> <li>・「経験」については、例えば、学校法人の役員や教員等の経験等であり、教育に関して何らかの実際問題に関する経験等も含まれる。</li> </ul> <p>※具体例</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 役員としての担当職務（財務、総務、人事など）に関する専門的知識に関すること。</li> <li>② 学校経営に活かすことのできる知識（マネジメントに関する知識など）に関すること。</li> <li>③ 建学の精神との関係から設置する学校に関する知識に関すること。</li> </ol> |
|     |     |  |
|     |     |  |
|     |     |  |
|     |     |  |

（注）

- 1 知識については、例えば、学校教育一般に対する認識や設置する大学等に関する識見等について、経験については、例えば、学校法人の役員や教員等の経歴等について記載すること。
- 2 本様式に代えて電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えないこと。

資金収支予算決算総括表

(収入の部) (単位 千円)

| 科目          | 年度   |    | 開設年度の前年度 |    | 開設年度 |      | 完成年度 |      |
|-------------|------|----|----------|----|------|------|------|------|
|             | 法人全体 | 年度 | 法人全体     | 年度 | 新設校分 | 法人全体 | 新設校分 | 法人全体 |
| 学生生徒納付金収入   |      |    |          |    |      |      |      |      |
| 手数料収入       |      |    |          |    |      |      |      |      |
| 寄付金収入       |      |    |          |    |      |      |      |      |
| 補助金収入       |      |    |          |    |      |      |      |      |
| 資産売却収入      |      |    |          |    |      |      |      |      |
| 付随事業・収益事業収入 |      |    |          |    |      |      |      |      |
| 受取利息・配当金収入  |      |    |          |    |      |      |      |      |
| 雑収入         |      |    |          |    |      |      |      |      |
| 借入金等収入      |      |    |          |    |      |      |      |      |
| 前受金収入       |      |    |          |    |      |      |      |      |
| その他の収入      |      |    |          |    |      |      |      |      |
| 資金収入調整勘定    |      |    |          |    |      |      |      |      |
| 前年度繰越支払資金   |      |    |          |    |      |      |      |      |
| 収入の部合計      |      |    |          |    |      |      |      |      |

(支出の部) (単位 千円)

| 科目        | 年度   |    | 開設年度の前年度 |    | 開設年度 |      | 完成年度 |      |
|-----------|------|----|----------|----|------|------|------|------|
|           | 法人全体 | 年度 | 法人全体     | 年度 | 新設校分 | 法人全体 | 新設校分 | 法人全体 |
| 人件費支出     |      |    |          |    |      |      |      |      |
| 教育研究経費支出  |      |    |          |    |      |      |      |      |
| 管理経費支出    |      |    |          |    |      |      |      |      |
| 借入金等利息支出  |      |    |          |    |      |      |      |      |
| 借入金等返済支出  |      |    |          |    |      |      |      |      |
| 施設関係支出    |      |    |          |    |      |      |      |      |
| 設備関係支出    |      |    |          |    |      |      |      |      |
| 資産運用支出    |      |    |          |    |      |      |      |      |
| その他の支出    |      |    |          |    |      |      |      |      |
| [ 予備費 ]   |      |    |          |    |      |      |      |      |
| 資金支出調整勘定  |      |    |          |    |      |      |      |      |
| 翌年度繰越支払資金 |      |    |          |    |      |      |      |      |
| 支出の部合計    |      |    |          |    |      |      |      |      |

負債償還計画書(様式第8号)との整合に留意すること。  
 各支出科目の予算については、設置経費や事業計画を記載した書類(様式4号等)と矛盾しないように留意すること。

(注)

- 1 開設年度の前々年度及び開設年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度から完成年度まで記入すること。
- 2 開設年度以降については、「新設校分」及び「法人全体」とに区分し、「新設校分」には、申請に係る大学、学部等に係る収支について記入すること。
- 3 本様式に代えて電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えないこと。

事業活動収支予算決算総括表

| 科目            | 年度   |      | 年度   |      | 開設年度の前年度 |      | 開設年度 |      | 完成年度 |  |
|---------------|------|------|------|------|----------|------|------|------|------|--|
|               | 法人全体 |      | 法人全体 |      | 法人全体     |      | 新設校分 |      | 法人全体 |  |
|               | 法人全体 | 新設校分 | 法人全体 | 新設校分 | 法人全体     | 新設校分 | 法人全体 | 新設校分 | 法人全体 |  |
| 収入            |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 学生生徒等納付金      |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 手数料           |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 寄付金           |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 経常費等補助金       |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 付随事業収入        |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 雑収入           |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 教育活動収入計       |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 支出            |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 人件費           |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 教育研究経費        |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 管理経費          |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 徴収不能額等        |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 教育活動支出計       |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 教育活動収支差額      |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 収入            |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 受取利息・配当金      |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| その他の教育活動外収入   |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 教育活動外収入計      |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 支出            |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 借入金等利息        |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| その他の教育活動外支出   |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 教育活動外支出計      |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 教育活動外収支差額     |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 経常収支差額        |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 収入            |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 資産売却差額        |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| その他の特別収入      |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 特別収入計         |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 支出            |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 資産処分差額        |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| その他の特別支出      |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 特別支出計         |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 特別収支差額        |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 【予備費】         |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 基本金組入前当年度収支差額 |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 基本金組入額合計      |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 当年度収支差額       |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 前年度繰越収支差額     |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 基本金取崩額        |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |
| 翌年度繰越収支差額     |      |      |      |      |          |      |      |      |      |  |

負債償還計画書(様式第8号)との整合に留意すること。

(参考)

事業活動収入計

事業活動支出計

(注)

- 1 開設年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度から完成年度まで記入すること。
- 2 開設年度以降については、「新設校分」及び「法人全体」とに区分し、「新設校分」には、申請に係る大学、学部等に係る収支について記入すること。
- 3 本様式に代えて電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したたディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えないこと。

学生納付金内訳表

| 学校名               |                 | 学年  | 入学金 | 授業料 | 合計 | 入学検定料 |
|-------------------|-----------------|-----|-----|-----|----|-------|
| 既設校<br>(開設年度の前年度) | 〇〇大学<br>(〇〇学部等) | 1年次 |     |     |    |       |
|                   |                 | 2年次 |     |     |    |       |
|                   |                 | 3年次 |     |     |    |       |
|                   |                 | 4年次 |     |     |    |       |
| 新設校               | 〇〇大学<br>(〇〇学部等) | 1年次 |     |     |    |       |
|                   |                 | 2年次 |     |     |    |       |
|                   |                 | 3年次 |     |     |    |       |
|                   |                 | 4年次 |     |     |    |       |

学校法人が納付させているすべての納付金について記入。  
 なお、学校法人の予算に計上されない「同窓会費」等は記入不要。  
 (記入例) 教育充実費, 実験実習費, 施設設備費等

大学・大学院・短期大学・専門職大学・専門職短期大学・高等専門学校のみ記入。

(注)

- 1 学校法人が学生に納付させているすべての納付金について、1人当たり年額を種類別に記入すること。
- 2 「既設校」の欄には、当該学校法人が設置する大学(大学院を含む)、短期大学又は高等専門学校の前年度における納付金について記入し、学部若しくは学科又は学年等により納付金額が異なる場合には、それぞれ区分して記入すること。
- 3 「新設校」の2年次以降の欄には、開設年度の入学者が納付することとなる額を記入すること。
- 4 本様式に代えて電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えないこと。

予算書をもとに記入すること。

専任教職員等給与内訳表

(用紙 日本産業規格A4横型)

(1) 教員給与

|                | 本給平均 |       |     |       | 賞与平均<br>(支給率) | 諸手当平均 | 給与総額        |
|----------------|------|-------|-----|-------|---------------|-------|-------------|
|                | 学長   | 教授    | 准教授 | 講師    |               |       |             |
| 既設校            | 円    | ( 人 ) | 円   | ( 人 ) | 円             | 円     | 千円<br>(計 人) |
| 新設校<br>(〇〇学部等) | 円    | ( 人 ) | 円   | ( 人 ) | 円             | 円     | 千円<br>(計 人) |

大学院等の設置認可申請の場合には、欄外にそれぞれの大学の実態に即し、大学  
院教員への手当等の状況について記入。  
また、手当等を支給しない場合も、その旨を記入。  
(記入例)  
1人当たり大学院担当当月額 〇〇〇円 教授〇〇〇円、准教授〇〇〇円、  
大学院授業担当時間手当 (月額) 講師〇〇〇円  
新たに新設する専門職大学院において、実務家教員を採用する場合は、全ての実  
務家教員について欄外に現職及び本給支給額 (月額及び年額) を記入。  
(記入例)  
A (弁護士) 月額 〇〇〇千円 年額 〇, 〇〇〇千円

(2) 職員給与(開設年度の前年度分)

|       | 本給平均 |       | 賞与平均<br>(支給率) | 諸手当平均 | 給与総額 |
|-------|------|-------|---------------|-------|------|
|       | 課長相当 | 事務職員  |               |       |      |
| ( 人 ) | 円    | ( 人 ) | 円             | 円     | 千円   |

学校法人全体の職員給与及び役員報酬について記入。

大学院等の設置認可申請で、基礎学部等の教員が兼任する  
場合には、兼任教員数を「 」書き内数で記入。  
(記入例)  
大学院の専任教員が3人、基礎学部等の教員18人が兼任  
する場合。(21 [18] 人)

給与総額＝学長の本給平均＋教授 (本給平均×教授の人  
数)＋准教授 (本給平均×准教授の人数)＋……＋賞与平  
均×全教員数＋諸手当平均×全教員数  
となるよう計算すること。

(3) 役員報酬(開設年度の前年度分)

| 本給平均  |        | 賞与平均<br>(支給率) | 諸手当平均 | 給与総額  |
|-------|--------|---------------|-------|-------|
| 理事長   | その他の理事 |               |       |       |
| 円     | 円      | 円             | 円     | 千円    |
| ( 人 ) | ( 人 )  | ( 人 )         | ( 人 ) | (計 人) |

- (注)
- 各表の「本給平均」、「賞与平均」及び「諸手当平均」の項には、1人当たりの平均年額を記入し、括弧内には教(職)員数又は役員数を記入すること。
  - 「諸手当平均」の項には、本給及び賞与以外のすべての給与の1人当たりの平均年額を記入すること。
  - 「(1)教員給与」の表中、「既設校」の欄には、当該学校法人が設置する大学、短期大学又は高等専門学校ごとにそれぞれ開設年度の前の年度の給与を記入し、「新設校」の欄には、申請に係る大学、学部等の教員の開設年度の給与を記入すること。
  - 法人新設の場合には、それぞれ開設年度の給与を記入すること。
  - 本様式に代えて電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えないこと。





| 様式等                                    | 確認事項   | チェック欄   |
|--|--|---|
| 様式第2号関係                                |  | はい 該当無 いいえ  |
| (役員の氏名等)                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>寄附行為記載の選任条項及び選任区分が相違なく記載されているか。</li> <li>欠員がある場合は、欄外に選任の見通しを記載してあるか。</li> <li>当該設置に係る学長、学部長、学科学長、研究科長、学科学長、学科学長が監事の欄の次に記載されているか。</li> <li>主な職歴について、これまで主に生計をたててきた職歴を全て記載しているか（現職の場合、終期には「現在」と記載）。また、空白の期間がなく記載されているか（無職の場合、無職と記載し、職歴は繋げるよう記載）。</li> <li>今回の設置にあわせて理事定数の変更がある場合、記載されているか。</li> <li>寄附行為記載の選任条項及び選任区分が相違なく記載されるか。</li> <li>欠員がある場合は、欄外に選任の見通しを記載してあるか。</li> <li>理事の現員の2倍を超える数の評議員が就任しているか。</li> <li>理事と兼務している者の氏名に※印が付されているか。</li> <li>今回の設置にあわせて評議員定数の変更がある場合、記載されているか。</li> <li>設置認可申請書に添付したものと同じか（申請書には、資料を含めた設置の趣旨全体版の添付が必要。総括表は添付資料の省略可）。</li> <li>『手引き』に沿った項目立てとなっているか。（『手引き』P213～215を参照。総括表は添付資料の省略可）。</li> <li>『手引き』に記載された観点や取組が説明されているか。（『手引き』P213～215を参照）。</li> <li>理事会と評議員会の議事録（決議録）の写しの場合、当該議事の資料を添付し、袋綴じの上から割印し、理事長名の原本証明がなされているか。</li> <li>書面による出席者を含めなければ定足数を満たさない場合については、委任状が添付されているか。</li> <li>寄附行為変更の所定の手続きを経られていることが、議事録の記載内容で確認できるか。</li> </ul> | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> 該当無<br><input type="checkbox"/> いいえ |
| (評議員の氏名等)                              |  |   |
| (設置の趣旨)                                |  |   |
| (学生確保)                                 |  |   |
| 寄附行為所定の手続きを<br>経たことを証する書類              |  |   |
| 様式第4号関係                                |  | はい 該当無 いいえ  |
| 様式第4号その1関係<br>(経費の見積及び資金<br>計画を記載した書類) | <ul style="list-style-type: none"> <li>当該設置に係る経費の全額が計上されているか。（借地料、建物賃借料、教員等のリース料などの経常的な経費は設置経費に計上しないこと。）</li> <li>複数学部の申請については、学部ごとに経費がわかるようになっているか（A学部、B学部の認可申請の場合は、様式4号その1、4号その4については全体版、A学部版、B学部版の3種類作成すること）。</li> <li>校舎については、基準内と基準外の区別が適切にされているか（大学設置基準第36条参照）。</li> <li>転共用金額や基準内・外のコストを按分している場合、その按分根拠を説明した資料は添付されているか。また、その計算方法は適切か（通信制の按分計算については、スクーリング日数等の妥当な按分方法となっているか等）。</li> <li>設置経費及び経常経費は標準設置経費及び標準経常経費を上回る額を計上しているか。</li> <li>（複数学部を設置する場合、それぞれ上回る額を計上することが必要）</li> <li>設置経費など保有すべき財源を有しているか（財源については『手引き』P225・226を参照）。</li> <li>設置経費に借入金を充当する場合、借入金額が設置経費の50%を超えない範囲内であるか。</li> <li>新設校等の開設年度における経常経費が様式第10号その2（事業活動収支予算決算総括表）における当該校等の開設年度事業活動支出の部合計と一致しているか。</li> <li>校地、施設に無償譲渡、貸与及び借用地がある場合は、その旨の記載があるか（『手引き』P218を参照）。</li> </ul>   | <input type="checkbox"/> はい<br><input type="checkbox"/> 該当無<br><input type="checkbox"/> いいえ |



| 様式等  | 確認事項   | チェック欄  |
|--|--|--|
| 様式第6～8号関係<br>(以下は6月末提出期限の追加書類等についての確認事項ですので、申請時と同様に確認の上、6月末提出書類とあわせて提出してください。) |  | はい<br>該当無<br>いいえ   |
| 様式第6号関係<br>(財産目録)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財産目録に公認会計士の印が押印された監査報告書が添付された状態で、袋とし（公認会計士の割り印入り）されているか。</li> <li>・ 財産目録を様式どおり作成しているか（『手引き』P2228～239を参照）。</li> <li>・ 会計年度終了後以降に借入を行い、その借入金を設置経費等に充当する場合は、『手引き』P241の（注）2を参照し、欄外に負債率を記入してあるか。</li> <li>・ 収益事業を行っている場合は、財産目録総括表に収益事業用財産が記載されているか。</li> </ul>                                 | <input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/>                             |
| 様式第7号その1関係<br>(事業計画)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新設部分だけでなく、法人全体の事業計画が記されているか。</li> <li>・ 事業計画と様式第4号その1との整合性（事業計画にある設置のための計画が、様式第4号その1において当該経費が計上されている。）がとれているか。</li> </ul>   | <input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/>   |
| 様式第7号その2関係<br>(収支予算決算書)<br>様式10号関係<br>(予算決算総括表)<br>(学生納付金内訳表)                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算書は様式どおりで作成しているか（『手引き』P243～246を参照）。</li> <li>・ 新設校において、標準経常経費を上回る額を計上しているか（独立大学院、通信教育課程を除く）。</li> <li>・ 設置計画（様式4号その1等）と整合した収支計画となっているか（施設整備関係支出、借入金関係など）。</li> <li>・ 学納金収入は、収容定員で計算されているか（予算の段階で定員超過を見越さないこと）。</li> <li>・ 様式第10号その3において、学納金の減免措置を設定する計画がある場合は、その旨を余白に記載してあるか。</li> </ul> | <input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/> |
| 様式第8号関係<br>(負債償還計画書)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各年度の返済額、事業活動収入が様式第10号その1及びその2と一致しているか。</li> <li>・ 様式第4号の3（転共用計画表）との借入金等の整合性はとれているか。</li> <li>・ 負債償還率が申請前々年度から完成年度までの各年度において20%を超えていないか（余裕資金による繰上返済は除く）。</li> </ul>  | <input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/>   |
| 平面図関係  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転共用計画表の転共用区分に心じて、建物ごとに色分け及び面積の記載がなされているか。</li> <li>・ 転共用計画表及び最新の財産目録の面積と整合がとれているか。</li> <li>・ 落丁等はないか。</li> </ul>   | <input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/>   |
| 総括表関係  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正本との整合性はとれているか。</li> <li>・ 設置の趣旨が添付されているか（添付書類は省略）。</li> <li>・ 両面コピーの場合、読みやすい向きになっているか。</li> <li>・ A4横型で作成し、左側をクロステープで綴じ、2カ所に穴を開けているか。</li> </ul>   | <input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/>                             |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置経費の財源に寄附金を充当する場合、1件100万円を超える寄附については、寄附能力を証明する書類が添付されているか。</li> <li>・ 申請書類の差替え・一部変更は、原則行えないことと認識し、理事長の責任の下、十分に検討・精査の上、精緻な設置計画となっているか。</li> </ul>   | <input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/>   |

学校法人名等： \_\_\_\_\_

担当者①： 所属 \_\_\_\_\_ 役職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

担当者②： 所属 \_\_\_\_\_ 役職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

## 申請書類の事前チェック表（学部増設等）

以下のチェック欄を複数名のご担当者で確認いただき、申請書類とあわせて提出してください。  
 ・チェック欄で「いいえ」の項目があった場合等、不明な点は必ず私学行政課法人係に確認してください。  
 ※以下『手引き』とは、「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可申請書類の作成等に関する手引き（令和元年度改訂版）」です。  
 ※以下の確認事項は、申請書類の作成において特に注意いただきたい点です。このほかにも、書類作成についての注意点がありますので、『手引き』の内容等をよく確認し、申請書類を作成してください。

| 様式等                            |  | 確認事項  |  | チェック欄                    |                          |
|--------------------------------|--|---|--|--------------------------|--------------------------|
| 様式第1号関係                        |  |   |  | はい                       | いいえ                      |
| 様式第1号関係<br>(認可申請書)             |  | 申請者の事務所所在地（寄附行為記載の所在地）、理事長名、文部科学大臣殿、根拠法令等について、『手引き』P200（大学等の新設）を参照して作成してあるか。                          |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                |  | 申請書の日付が土・日・祝日となっていないか。<br>(寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類)  |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 寄附行為変更の条項および事由を記載した書類・新旧の比較対照表 |  | 附則及び附則の改正事由が記載されているか。   |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                |  | 私学法施行規則に定める寄附行為変更に係る届出事項の取扱いが現行寄附行為に規定されているか。<br>(新旧の比較対照表)   |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                |  | 新旧の比較対照表に、変更箇所等が間違いなく記載されているか。<br>(学校、学部、学科等の記載について、旧の欄と現行の寄附行為に相違がないか（廃止予定の学科等がある場合、その学科が記載されているか）等） |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                |  | 変更箇所以下線が引いてあるか。新設する条項があった場合「旧」の部分に「新設」と記されているか。   |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 様式第2号関係                        |  | 改正後の寄附行為の条項間で不整合はないか（評議員数が理事数の2倍を超える数となっているか。<br>理事、評議員の選任条項を積み上げた数が理事、評議員定数の規定と合っているか等）。             |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                |  | 事務所の所在地   |  | はい                       | 該当無                      |
|                                |  | （新設校の内容）  |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                |  | （既設校の内容）  |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| （校地・校舎）                        |  | 寄附行為に記載のある事務所の所在地と様式上の事務所の所在地の記載に相違がないか。  |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                |  | 別途申請予定、届出予定のものがある場合は、新設校の内容欄の下に「申請中（予定）の内容」「届出中（予定、済）の内容」の欄を設けて記載してあるか（『手引き』P209の様式第2号様式作成例を参照）。      |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                |  | 『手引き』P209・210の様式第2号の様式第2号の作成例で掲げる備考欄記載事項の漏れがないか。  |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                |  | 初等教育機関を含め、すべての既設校が記載されているか。   |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| （校地・校舎）                        |  | 記載内容は、直近のものとし、設置認可申請書に添付するものと整合しているか。   |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                |  | 既設の大学（大学は学部単位、短大は学科単位）で入学定員超過率が「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校」の設置等に係る認可の基準」に定める入学定員超過率未満であるか。                   |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                |  | 収容定員が入学定員の修業年限分を掛け合わせた人数にならない場合、備考欄にその理由の記載があるか。<br>(記載例：定員変更した場合等…RO年入学定員変更人口→△人)                    |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                |  | 既設校も含め、使用する予定の土地、建物が増設されているか。   |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| （校地・校舎）                        |  | 借地や年次計画により整備する校地・校舎の記載漏れはないか。   |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                |  | 財産目録上の数値と整合性がとれているか。仮に、整合しない場合は、備考欄に説明の記載があるか。  |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                |  | 新設校が使用する校地に借地がある場合は、使用保証が確認できる契約書等を添付しているか。   |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                |  | キャンパス毎に記入し、新設校が使用するキャンパスを明確に記載しているか（手引き作成例P210参照）。  |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

| 様式第2号関係                            | はい                       | 該当無                      | いいえ                      |
|------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| (役員の氏名等)                           | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| (評議員の氏名等)                          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | (設置の趣旨)                  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/>           |                          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/>           |                          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/>           |                          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/>           |                          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/>           |                          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/>           |                          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/>           |                          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/>           |                          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/>           |                          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/>           |                          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/>           |                          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類              |                          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | 様式第4号関係                  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/>           |                          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/>           |                          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/>           |                          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/>           |                          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/>           |                          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/>           |                          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/>           |                          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/>           |                          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/>           |                          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/>           |                          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/>           |                          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 様式第4号その1関係<br>(経費の見積及び資金計画を記載した書類) |                          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |







## 申請書類の事前チェック表（その他の変更に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について）

以下のチェック欄を複数名のご担当者で確認いただき、申請書類とあわせて提出してください。

- ・チェック欄で「いいえ」の項目があった場合等、不明な点は必ず私学行政課法人係に確認してください。
- ※以下『手引き』とは、「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可申請書類の作成等に関する手引き（令和元年度改訂版）」です。
- ※以下の確認事項は、申請書類の作成において特に注意いただきたい点です。このほかにも、書類作成についての注意点がありませんので、『手引き』の内容等をよく確認し、申請書類を作成してください。

| 様式等                |  | 確認事項   |  | チェック欄                    |                          |
|--------------------|--|--|--|--------------------------|--------------------------|
| 様式第1号関係            |  |  |  | はい                       | 該当無<br>いいえ               |
| 様式第1号関係<br>(認可申請書) |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請者の事務所所在地（寄附行為記載の所在地）、理事長名、文部科学大臣殿、根拠法令等について、『手引き』P199を参照して作成してあるか。</li> <li>・ 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類（寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類）（新旧の比較対照表）</li> </ul>   |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                    |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新旧の比較対照表に、変更箇所等が間違いなく記載されているか。<br/>（変更内容は、「寄附行為変更の条項及び事由」及び「新旧比較対照表」双方に全て網羅されているか載っているか、旧の欄と現行の寄附行為に相違がないか（廃止予定の学科等がある場合、その学科が記載されているか）等）</li> <li>・ 変更箇所の下線が引いてあるか。新設（又は削除）する条項があった場合「旧」の部分に「（新設）（又は（削除））」と記されているか。</li> <li>・ 改正後の寄附行為の条項間で不整合はないか。（評議員数が理事数の2倍を超える数となっているか。理事、評議員の選任条項を積み上げた数が理事、評議員定数の規定と合っているか等。）</li> </ul>   |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 様式第2号関係            |  |  |  | はい                       | 該当無<br>いいえ               |
| (事務所の所在地)          |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附行為に記載のある事務所の所在地と様式上の事務所の所在地の記載に相違がないか。</li> <li>・ 初等教育機関を含め、すべての既設校が記載されているか。</li> </ul>  |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                    |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別途申請予定、届出予定のものがある場合は、新設校の内容欄の下に「申請中（予定）の内容」「届出中（予定、済）の内容」の欄を設けて記載してあるか（『手引き』P209の様式第2号様式作成例を参照）。</li> <li>・ 『手引き』P209・210の様式第2号の作成例で掲げる備考欄記載事項の漏れがないか。</li> <li>・ 収容定員が入学定員の修業年限分を掛け合わせた人数にならない場合、備考欄にその理由の記載があるか。<br/>（記載例：定員変更した場合等…RO年入学定員変更□人→△人）</li> <li>・ 寄附行為記載の選任条項及び選任区分が相違なく記載されているか。</li> <li>・ 欠員がある場合は、欄外に選任の見通しを記載してあるか。</li> <li>・ 当該設置に係る法人事務局長が監事の欄の次に記載されているか。</li> <li>・ 主な職歴について、これまで主に生計をたててきた職歴を全て記載しているか（現職の場合、終期には「現在」と記載）。また、空白の期間がなく記載されているか（無職の場合、無職と記載し、職歴は繋げるよう記載）。</li> <li>・ 今回の設置にあわせて理事定数の変更がある場合、記載されているか。</li> <li>・ 寄附行為記載の選任条項及び選任区分が相違なく記載されるか。</li> <li>・ 欠員がある場合は、欄外に選任の見通しを記載してあるか。</li> <li>・ 理事と兼務している者の氏名に※印が付されているか。</li> <li>・ 今回の変更認可申請に際して評議員定数の変更がある場合、記載されているか。</li> </ul> |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| (役員の氏名等)           |  |  |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                    |  |  |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| (評議員の氏名等)          |  |  |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|                    |  |  |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

| 様式等                           |   | 確認事項                     |                          | チェック欄                    |  |
|-------------------------------|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--|
| その他                           |   | はい                       | 該当無                      | いいえ                      |  |
| 寄附行為所定の手続きを<br>経たことを証する書類     | <ul style="list-style-type: none"> <li>理事会と評議員会の議事録（決議録）の写しの場合、当該議事の資料を添付し、袋綴じの上から割印し、理事長名の原本証明がなされているか。</li> <li>書面による出席者を含めなければ、定足数を満たさない場合については、委任状が添付されているか。</li> <li>申請の内容と理事会等の資料の内容が整合しているか。</li> <li>変更後の寄附行為ではなく、直近の寄附行為が添付されているか。</li> <li>申請時における事務組織の概要が添付されているか。</li> <li>参考となるパンフレット等があれば添付されているか。</li> </ul>   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |  |
| 現行の寄附行為<br>様式第5号<br>（事務組織の概要） |   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |  |
| その他（パンフレット<br>等）              |   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |  |
| 事務担当者連絡票                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>担当者の所属部署、役職、氏名（ふりがな）が記載されているか。</li> <li>連絡先の電話番号及びFAX番号が記載されているか。</li> <li>認可書等送付先の郵便番号及び住所が記載されているか。</li> <li>登記事項に変更がある場合は副本があるか（登記事項に変更がない場合は不要）。</li> <li>「寄附行為変更認可申請書（様式第1-2号）」と「寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類」「新旧の比較対照表」の3点が添付されているか。それ以外の書類は添付されていないか。</li> <li>「寄附行為変更認可申請書（様式第1-2号）」と「寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類」「新旧の比較対照表」は、申請書に添付しているものと同じものが添付されているか。</li> <li>副本の「寄附行為変更認可申請書（様式第1-2号）」にも、公印が押印してあるか（正本のコピーは不可。）。</li> </ul> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |  |
| 副本                            |   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |  |

※ 申請受付後は、原則として申請書類の差し替えは行えませんが、誤字、脱字、計算ミス、書類間の不整合などがないよう、申請者の責任において確認してください。

学校法人名等： \_\_\_\_\_ 役職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_  
 担当者①：所属 \_\_\_\_\_ 役職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_  
 担当者②：所属 \_\_\_\_\_ 役職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

**<参考資料>**



## ○ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）

〔改正沿革〕 昭和二十五年法律第七十九号、百三号、二十八年百六十七号、二百十三号、二十九年百五十九号、三十六年百四十五号、百六十六号、三十七年百六十一号、三十九年百十号、四十三年九十四号、四十五年六十五号、百十一号、五十年五十九号、六十号、六十一号、五十一年二十五号、五十三年五十五号、五十八年七十八号、六十二年八十八号、平成三年七十九号、五年八十九号、九年七十二号、十年百一号、十一年八十七号、百二号、百六十号、十三年百五号、十四年百十八号、十六年四十二号、七十六号、百四十七号、百五十四号、十七年八十七号、十八年五十号、十九年九十六号、二十三年三十七号、二十三年五十三号、二十三年七十四号、二十四年六十七号、二十五年四十四号、二十六年十五号、六十九号

私立学校法をここに公布する。

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 私立学校に関する教育行政（第五条—第二十四条）
- 第三章 学校法人
  - 第一節 通則（第二十五条—第二十九条）
  - 第二節 設立（第三十条—第三十四条）
  - 第三節 管理（第三十五条—第四十九条）
  - 第四節 解散（第五十条—第五十八条）
  - 第五節 助成及び監督（第五十九条—第六十三条）
- 第四章 雑則（第六十四条—第六十五条の四）
- 第五章 罰則（第六十六条・第六十七条）
- 附則

### 第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。

2 この法律において、「専修学校」とは学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校をいい、「各種学校」とは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。

3 この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。

第三条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

（所轄庁）

第四条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事（第二号に掲げるものうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園にあつては、当該指定都市等の長）とする。

- 一 私立大学及び私立高等専門学校
- 二 前号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校
- 三 第一号に掲げる私立学校を設置する学校法人

四 第二号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び第六十四条第四項の法人

五 第一号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校、私立専修学校又は私立各種学校とを併せて設置する学校法人

## 第二章 私立学校に関する教育行政

(学校教育法の特例)

第五条 私立学校(幼保連携型認定こども園を除く。第八条第一項において同じ。)には、学校教育法第十四条の規定は、適用しない。

(報告書の提出)

第六条 所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

## 第七条 削除

(私立学校審議会等への諮問)

第八条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項(同法第九十五条の規定により諮問すべきこととされている事項を除く。)を行う場合においては、あらかじめ、同法第九十五条に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。

(私立学校審議会)

第九条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、都道府県に、私立学校審議会を置く。

2 私立学校審議会は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項について、都道府県知事に建議することができる。

(委員)

第十条 私立学校審議会は、都道府県知事の定める員数の委員をもつて、組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

## 第十一条 削除

(委員の任期)

第十二条 私立学校審議会の委員の任期は、四年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第十三条 私立学校審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選した者について、都道府県知事が任命する。

3 会長は、私立学校審議会の会務を総理する。

(委員の解任)

第十四条 都道府県知事は、私立学校審議会の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるときその他委員として必要な適格性を欠くに至つたと認めるときは、私立学校審議会の議を経て、これを解任することができる。

(議事参与の制限)

第十五条 私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己の関係する学校、専修学校、各種学校、学校法人若しくは第六十四条第四項の法人に関する

る事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

(委員の費用弁償)

第十六条 私立学校審議会の委員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

2 前項の費用は、都道府県の負担とする。

3 費用弁償の額及びその支給方法は、都道府県の条例で定めなければならない。

(運営の細目)

第十七条 この法律に規定するものを除くほか、私立学校審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、都道府県知事の承認を経て、私立学校審議会が定める。

第十八条 削除

第十九条 削除

第二十条 削除

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 削除

第二十四条 削除

### 第三章 学校法人

#### 第一節 通則

(資産)

第二十五条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

2 前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。

(収益事業)

第二十六条 学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。

2 前項の事業の種類は、私立学校審議会又は学校教育法第九十五条に規定する審議会等（以下「私立学校審議会等」という。）の意見を聴いて、所轄庁が定める。所轄庁は、その事業の種類を公告しなければならない。

3 第一項の事業に関する会計は、当該学校法人の設置する私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第二十七条 学校法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第二十八条 学校法人は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(準用規定)

第二十九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、学校法人について準用する。

## 第二節 設立

(申請)

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類(私立高等学校(私立中等教育学校の後期課程を含む。)に広域の通信制の課程(学校教育法第五十四条第三項(同法第七十条第一項において準用する場合を含む。)に規定する広域の通信制の課程をいう。)を置く場合には、その旨を含む。)

四 事務所の所在地

五 役員の数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定

六 理事会に関する規定

七 評議員会及び評議員に関する規定

八 資産及び会計に関する規定

九 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定

十 解散に関する規定

十一 寄附行為の変更に関する規定

十二 公告の方法

2 学校法人の設立当初の役員は、寄附行為をもつて定めなければならない。

3 第一項第十号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

(認可)

第三十一条 所轄庁は、前条第一項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

2 所轄庁は、前項の規定により寄附行為の認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かななければならない。

(寄附行為の補充)

第三十二条 学校法人を設立しようとする者が、その目的及び資産に関する事項を除くほか、第三十条第一項各号に掲げる事項を定めずに死亡した場合には、所轄庁は、利害関係人の請求により、これらの事項を定めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(設立の時期)

第三十三条 学校法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによつて成立する。

(財産目録の作成及び備置き)

第三十三条の二 学校法人は、設立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かななければならない。

(準用規定)

第三十四条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百五十八条及び第百六十四条の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、これらの規定中「財産の抛出」とあるのは「寄附行為」と、同条中「当該財産」とあるのは「寄附財産」と読み替えるものとする。

## 第三節 管理

(役員)

第三十五条 学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かななければならない。

2 理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。



(理事会)

第三十六条 学校法人に理事をもつて組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。理事（理事長を除く。）が、寄附行為の定めるところにより、理事会の招集を請求したときは、理事長は、理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、理事長をもつて充てる。
- 5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 理事会の議事は、寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員職務)

第三十七条 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事（理事長を除く。）は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事の職務は、次のとおりとする。
  - 一 学校法人の業務を監査すること。
  - 二 学校法人の財産の状況を監査すること。
  - 三 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
  - 四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
  - 五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
  - 六 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(役員選任)

第三十八条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の設置する私立学校の校長（学長及び園長を含む。以下同じ。）
  - 二 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者（寄附行為をもつて定められた者を含む。次号及び第四十四条第一項において同じ。）
  - 三 前二号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 2 学校法人が私立学校を二以上設置する場合には、前項第一号の規定にかかわらず、寄附行為の定めるところにより、校長のうち、一人又は数人を理事とすることができる。
  - 3 第一項第一号及び第二号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
  - 4 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
  - 5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）でない者が含まれるようにしなければならない。
  - 6 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかつたときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。
  - 7 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになつてはならない。
  - 8 学校教育法第九条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、役員に準用する。

(役員兼職禁止)

第三十九条 監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない。

(役員補充)

第四十条 理事又は監事のうち、その定数の五分之一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(忠実義務)

第四十条の二 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

(理事の代理行為の委任)

第四十条の三 理事は、寄附行為によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第四十条の四 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第四十条の五 学校法人与理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合において、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

(評議員会)

第四十一条 学校法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、理事の定数の二倍をこえる数の評議員をもつて、組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 評議員会に、議長を置く。
- 5 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。
- 6 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。
- 7 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

- 一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
  - 二 事業計画
  - 三 寄附行為の変更
  - 四 合併
  - 五 第五十条第一項第一号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第三号に掲げる事由による解散
  - 六 収益を目的とする事業に関する重要事項
  - 七 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの
- 2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとすることができる。

第四十三条 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第四十四条 評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
  - 二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
  - 三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 2 前項第一号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(寄附行為変更の認可等)

第四十五条 寄附行為の変更（文部科学省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 学校法人は、前項の文部科学省令で定める事項に係る寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(評議員会に対する決算等の報告)

第四十六条 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書(第六十六条第四号において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(会計年度)

第四十八条 学校法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第四十九条 削除

#### 第四節 解散

(解散事由)

第五十条 学校法人は、次の事由によつて解散する。

- 一 理事の三分の二以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決
  - 二 寄附行為に定めた解散事由の発生
  - 三 目的たる事業の成功の不能
  - 四 学校法人又は第六十四条第四項の法人との合併
  - 五 破産手続開始の決定
  - 六 第六十二条第一項の規定による所轄庁の解散命令
- 2 前項第一号及び第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 第三十一条第二項の規定は、前項の認可又は認定の場合に準用する。
- 4 清算人は、第一項第二号又は第五号に掲げる事由によつて解散した場合には、所轄庁にその旨を届け出なければならない。

(学校法人についての破産手続の開始)

第五十条の二 学校法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の学校法人の能力)

第五十条の三 解散した学校法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第五十条の四 学校法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第五十条の五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第五十条の六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第五十条の七 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第五十条の八 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第五十条の九 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

- 2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。
- 3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- 4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第五十条の十 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、学校法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の学校法人についての破産手続の開始)

第五十条の十一 清算中に学校法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- 2 清算人は、清算中の学校法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- 3 前項に規定する場合において、清算中の学校法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- 4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第五十条の十二 裁判所は、第五十条の五の規定により清算人を選任した場合には、学校法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合において、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(裁判所による監督)

第五十条の十三 学校法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
- 3 裁判所は、第一項の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。
- 4 前条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合に準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「学校法人及び検査役」と読み替えるものとする。
- 5 学校法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。
- 6 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算結了の届出)

第五十条の十四 清算が結了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第五十条の十五 学校法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

#### 第五十条の十六 削除

(不服申立ての制限)

第五十条の十七 清算人又は検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(残余財産の帰属)

第五十一条 解散した学校法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する清算結了の届出の時に於いて、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

3 国は、前項の規定により国庫に帰属した財産（金銭を除く。）を私立学校教育の助成のために、学校法人に対して譲与し、又は無償で貸し付けるものとする。ただし、国は、これに代えて、当該財産の価額に相当する金額を補助金として支出することができる。

4 前項の助成については、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

5 第二項の規定により国庫に帰属した財産が金銭である場合には、国は、その金額について第三項ただし書の処置をとるものとする。

6 第二項の規定により国庫に帰属した財産（金銭を除く。）は、文部科学大臣の所管とし、第三項本文の処分は、文部科学大臣が行う。ただし、当該財産につき同項ただし書の処置がとられた場合には、当該財産を財務大臣に引き継がなければならない。

(合併手続)

第五十二条 学校法人が合併しようとするときは、理事の三分の二以上の同意がなければならない。

ただし、寄附行為で評議員会の議決を要するものと定められている場合には、更にその議決がなければならない。

2 合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第五十三条 学校法人は、前条第二項に規定する所轄庁の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 学校法人は、前項の期間内に、その債権者に対し異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

第五十四条 債権者が前条第二項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、学校法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第五十五条 合併により学校法人を設立する場合においては、寄附行為その他学校法人の設立に関する事務は、各学校法人又は第六十四条第四項の法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第五十六条 合併後存続する学校法人又は合併によつて設立した学校法人は、合併によつて消滅した学校法人又は第六十四条第四項の法人の権利義務（当該学校法人又は第六十四条第四項の法人が行う事業に関し所轄庁の認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

(合併の時期)

第五十七条 学校法人の合併は、合併後存続する学校法人又は合併によつて設立する学校法人の主た

る事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をすることによつて効力を生ずる。

## 第五十八条 削除

### 第五節 助成及び監督

(助成)

第五十九条 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。

(措置命令等)

第六十条 所轄庁は、学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による措置命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かななければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定による措置命令をしようとする場合には、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第五項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。

4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わつて弁明の機会を付与しなければならない。

5 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会等に出席してするものとする。

6 行政手続法第二十九条第二項及び第三十一条（同法第十六条の準用に係る部分に限る。）の規定は、第四項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。

7 第四項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

8 第一項の規定による措置命令については、審査請求をすることができない。

9 学校法人が第一項の規定による措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員解任を勧告することができる。

10 所轄庁は、前項の規定による勧告をしようとする場合には、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解任しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かななければならない。

11 行政手続法第三章第三節の規定及び第三項から第六項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。

(収益事業の停止)

第六十一条 所轄庁は、第二十六条第一項の規定により収益を目的とする事業を行う学校法人につき、次の各号の一に該当する事由があると認めるときは、当該学校法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。

一 当該学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を行うこと。

二 当該学校法人が当該事業から生じた収益をその設置する私立学校の経営の目的以外の目的に使用すること。

三 当該事業の継続が当該学校法人の設置する私立学校の教育に支障があること。

2 前条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による停止命令について準用する。

(解散命令)

第六十二条 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く所轄庁の処分に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による解散命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等

の意見を聴かなければならない。

- 3 所轄庁は、第一項の規定による解散命令をしようとする場合には、行政手続法第十五条第一項の規定による通知において、所轄庁による聴聞に代えて私立学校審議会等による意見の聴取を求めることができる旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所並びに当該意見の聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地を通知しなければならない。この場合において、所轄庁は、次に掲げる事項を教示しなければならない。
  - 一 当該意見の聴取の期日に私立学校審議会等に出席して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は当該意見の聴取の期日における私立学校審議会等への出席に代えて陳述書及び証拠書類若しくは証拠物を提出することができること。
  - 二 当該意見の聴取が終結する時までの間、所轄庁に対し、第一項の規定による解散命令の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。
- 4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による意見の聴取を求めたときは、所轄庁に代わつて意見の聴取を行わなければならない。
- 5 行政手続法第三章第二節（第十五条、第十九条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、前項の規定により私立学校審議会等が行う意見の聴取について準用する。この場合において、同法第十六条第四項（同法第十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十条第六項及び第二十二条第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）において準用する同法第十五条第三項中「行政庁」とあり、同法第十七条第一項中「第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）」とあり、並びに同法第二十条から第二十五条までの規定中「主宰者」とあるのは「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と、同法第二十五条中「命ずることができる」とあるのは「求めることができる」と、「この場合」とあるのは「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等が意見の聴取を再開する場合」と読み替えるものとする。
- 6 私立学校審議会等は、前項において準用する行政手続法第二十四条第一項の調書内容及び同条第三項の報告書を十分に参酌して第二項に規定する意見を述べなければならない。
- 7 第四項の規定により私立学校審議会等が意見の聴取を行う場合には、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 8 第一項の規定による解散命令については、審査請求をすることができない。

#### （報告及び検査）

- 第六十三条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
  - 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### 第四章 雑則

##### （私立専修学校等）

- 第六十四条 第五条、第六条及び第八条第一項の規定は私立専修学校及び私立各種学校について準用する。この場合において、私立専修学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項」とあるのは「学校教育法百三十条第一項の都道府県知事の権限又は同法百三十三条第一項において読み替えて準用する同法第十三条第一項の都道府県知事の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項」とあるのは「学校教育法百三十四条第二項において読み替えて準用する同法第四条第一項」と読み替えるものとする。
- 2 学校法人は、学校のほかに、専修学校又は各種学校を設置することができる。
  - 3 前項の規定により専修学校又は各種学校を設置する学校法人に対して第三章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、私立専修学校又は私立各種学校を含むものとする。
  - 4 専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。
  - 5 第三章の規定（同章に関する罰則の規定を含む。）は、前項の法人に準用する。この場合において、同章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。
  - 6 学校法人及び第四項の法人は、寄附行為の定めるところにより必要な寄附行為の変更をして所轄

庁の認可を受けた場合には、それぞれ第四項の法人及び学校法人となることができる。

7 第三十一条及び第三十三条（第五項において準用する場合を含む。）の規定は、前項の場合に準用する。

（類似名称の使用禁止）

第六十五条 学校法人でない者は、その名称中に、学校法人という文字を用いてはならない。ただし、第六十四条第四項の法人は、この限りでない。

（実施規定）

第六十五条の二 この法律に規定するものを除くほか、この法律の施行に関し必要な事項で、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは文部科学省令で定める。

（事務の区分）

第六十五条の三 第二十六条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項（第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）及び第二項（第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、第三十二条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十七条第三項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除き、第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十条の四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十条の五（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十五条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の七（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十三第五項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第二項（第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三項（第六十条第十一項、第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第九項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第十項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十二条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（経過措置）

第六十五条の四 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

## 第五章 罰則

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。

二 第三十三条の二の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

三 第四十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第四十七条第二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

五 第五十条の二第二項又は第五十条の十一第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

六 第五十条の九第一項又は第五十条の十一第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

七 第五十三条又は第五十四条第二項の規定に違反したとき。

八 第六十一条第一項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。



九 第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第六十七条 第六十五条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 （略）

## ○ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）

〔改正沿革〕 昭和二十五年法律第七十九号、百三号、二十八年百六十七号、二百十三号、二十九年百五十九号、三十六年百四十五号、百六十六号、三十七年百六十一号、三十九年百十号、四十三年九十四号、四十五年六十五号、百十一号、五十年五十九号、六十号、六十一号、五十一年二十五号、五十三年五十五号、五十八年七十八号、六十二年八十八号、平成三年七十九号、五年八十九号、九年七十二号、十年百一号、十一年八十七号、百二号、百六十号、十三年百五号、十四年百十八号、十六年四十二号、七十六号、百四十七号、百五十四号、十七年八十七号、十八年五十号、十九年九十六号、二十三年三十七号、二十三年五十三号、二十三年七十四号、二十四年六十七号、二十五年四十四号、二十六年十五号、六十九号、令和元年十一号、三十七号

私立学校法をここに公布する。

### 目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 私立学校に関する教育行政（第五条—第二十三条）

第三章 学校法人

第一節 通則（第二十四条—第二十九条）

第二節 設立（第三十条—第三十四条）

第三節 管理

第一款 役員及び理事会（第三十五条—第四十条の五）

第二款 評議員及び評議員会（第四十一条—第四十四条）

第三款 役員の損害賠償責任（第四十四条の二—第四十四条の四）

第四款 寄附行為変更の認可等（第四十五条）

第五款 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等（第四十五条の二—第四十九条）

第四節 解散（第五十条—第五十八条）

第五節 助成及び監督（第五十九条—第六十三条の二）

第四章 雑則（第六十四条—第六十五条の四）

第五章 罰則（第六十六条・第六十七条）

附則

### 第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。

2 この法律において、「専修学校」とは学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校をいい、「各種学校」とは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。

3 この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。

第三条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

（所轄庁）

第四条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事（第二号に掲げるものうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第

二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園にあつては、当該指定都市等の長）とする。

- 一 私立大学及び私立高等専門学校
- 二 前号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校
- 三 第一号に掲げる私立学校を設置する学校法人
- 四 第二号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び第六十四条第四項の法人
- 五 第一号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校、私立専修学校又は私立各種学校とを併せて設置する学校法人

## 第二章 私立学校に関する教育行政

（学校教育法の特例）

第五条 私立学校（幼保連携型認定こども園を除く。第八条第一項において同じ。）には、学校教育法第十四条の規定は、適用しない。

（報告書の提出）

第六条 所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

### 第七条 削除

（私立学校審議会等への諮問）

第八条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かななければならない。

- 2 文部科学大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項（同法第九十五条の規定により諮問すべきこととされている事項を除く。）を行う場合においては、あらかじめ、同法第九十五条に規定する審議会等の意見を聴かななければならない。

（私立学校審議会）

第九条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、都道府県に、私立学校審議会を置く。

- 2 私立学校審議会は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項について、都道府県知事に建議することができる。

（委員）

第十条 私立学校審議会は、都道府県知事の定める員数の委員をもつて、組織する。

- 2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

### 第十一条 削除

（委員の任期）

第十二条 私立学校審議会の委員の任期は、四年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第十三条 私立学校審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選した者について、都道府県知事が任命する。
- 3 会長は、私立学校審議会の会務を総理する。

（委員の解任）

第十四条 都道府県知事は、私立学校審議会の委員が心身の故障のため職務の適正な執行ができないと認めるときその他委員として必要な適格性を欠くに至つたと認めるときは、私立学校審議会の議

を経て、これを解任することができる。

（議事参与の制限）

第十五条 私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己の関係する学校、専修学校、各種学校、学校法人若しくは第六十四条第四項の法人に関する事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

（委員の費用弁償）

第十六条 私立学校審議会の委員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

2 前項の費用は、都道府県の負担とする。

3 費用弁償の額及びその支給方法は、都道府県の条例で定めなければならない。

（運営の細目）

第十七条 この法律に規定するものを除くほか、私立学校審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、都道府県知事の承認を経て、私立学校審議会が定める。

第十八条 削除

第十九条 削除

第二十条 削除

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 削除

### 第三章 学校法人

#### 第一節 通則

（学校法人の責務）

第二十四条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

（資産）

第二十五条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

2 前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。

（収益事業）

第二十六条 学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。

2 前項の事業の種類は、私立学校審議会又は学校教育法第九十五条に規定する審議会等（以下「私立学校審議会等」という。）の意見を聴いて、所轄庁が定める。所轄庁は、その事業の種類を公告しなければならない。

3 第一項の事業に関する会計は、当該学校法人の設置する私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（特別の利益供与の禁止）

第二十六条の二 学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）その他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

(住所)

第二十七条 学校法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第二十八条 学校法人は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第二十九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第七十八条の規定は、学校法人について準用する。この場合において、同条中「代表理事」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。

## 第二節 設立

(申請)

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第五十四条第三項（同法第七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）

四 事務所の所在地

五 役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定

六 理事会に関する規定

七 評議員会及び評議員に関する規定

八 資産及び会計に関する規定

九 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定

十 解散に関する規定

十一 寄附行為の変更に関する規定

十二 公告の方法

2 学校法人の設立当初の役員は、寄附行為をもつて定めなければならない。

3 第一項第十号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

(認可)

第三十一条 所轄庁は、前条第一項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

2 所轄庁は、前項の規定により寄附行為の認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かななければならない。

(寄附行為の補充)

第三十二条 学校法人を設立しようとする者が、その目的及び資産に関する事項を除くほか、第三十条第一項各号に掲げる事項を定めずに死亡した場合には、所轄庁は、利害関係人の請求により、これらの事項を定めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(設立の時期)

第三十三条 学校法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによつて成立する。

(寄附行為の備置き及び閲覧)

第三十三条の二 学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(財産目録の作成及び備置き)

第三十三条の三 学校法人は、設立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備えて置かなければならない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第三十四条 一般社団・財団法人法第百五十八条及び第百六十四条の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、これらの規定中「財産の抛出」とあるのは「寄附行為」と、同条中「当該財産」とあるのは「寄附財産」と読み替えるものとする。

### 第三節 管理

#### 第一款 役員及び理事会

(役員)

第三十五条 学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。  
2 理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。

(学校法人と役員との関係)

第三十五条の二 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(理事会)

第三十六条 学校法人に理事をもつて組織する理事会を置く。  
2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。  
3 理事会は、理事長が招集する。理事（理事長を除く。）が、寄附行為の定めるところにより、理事会の招集を請求したときは、理事長は、理事会を招集しなければならない。  
4 理事会に議長を置き、理事長をもつて充てる。  
5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。  
6 理事会の議事は、寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
7 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(役員の職務等)

第三十七条 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。  
2 理事（理事長を除く。）は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。  
3 監事の職務は、次のとおりとする。  
一 学校法人の業務を監査すること。  
二 学校法人の財産の状況を監査すること。  
三 理事の業務執行の状況を監査すること。  
四 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。  
五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。  
六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。  
七 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。  
4 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会

又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

(役員を選任)

第三十八条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の設置する私立学校の校長（学長及び園長を含む。以下同じ。）
  - 二 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者（寄附行為をもつて定められた者を含む。次号及び第四十四条第一項において同じ。）
  - 三 前二号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 2 学校法人が私立学校を二以上設置する場合には、前項第一号の規定にかかわらず、寄附行為の定めるところにより、校長のうち、一人又は数人を理事とすることができる。
- 3 第一項第一号及び第二号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 4 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。
- 6 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかつたときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。
- 7 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになつてはならない。
- 8 次に掲げる者は、役員となることができない。
- 一 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者
  - 二 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの

(役員兼職禁止)

第三十九条 監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない。

(役員補充)

第四十条 理事又は監事のうち、その定数の五分之一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(忠実義務)

第四十条の二 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

(理事の代理行為の委任)

第四十条の三 理事は、寄附行為によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第四十条の四 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第四十条の五 一般社団・財団法人法第八十条の規定は民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者について、一般社団・財団法人法第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第九十二条第二項の規定は理事について、一般社団・財団法人法第百三条及び第百六条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第八十二条中「代表理事」とあるのは「理事長」と、一般社団・財団法人法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、一般社団・財団法人法第八十五条中「社員（監事設置一般社団法人にあっては、監事）」とあるのは「監事」と、一般社団・財団法人法第百三条第一項中「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるものとする。

第二款 評議員及び評議員会

(評議員会)

第四十一条 学校法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、理事の定数の二倍をこえる数の評議員をもつて、組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 評議員会に、議長を置く。
- 5 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。
- 6 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。
- 7 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 9 第七項の規定にかかわらず、第四十四条の二第四項において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第百十三条第一項の評議員会の決議は、その議事の議決に加わることができる評議員の三分の二以上に当たる多数をもつて決する。
- 10 第七項及び前項の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 第四十五条の二第一項の予算及び事業計画
- 二 第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画
- 三 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- 四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 五 寄附行為の変更
- 六 合併
- 七 第五十条第一項第一号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第三号に掲げる事由による解散
- 八 収益を目的とする事業に関する重要事項
- 九 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとすることができる。

第四十三条 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第四十四条 評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
  - 二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
  - 三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 2 前項第一号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

第三款 役員の損害賠償責任

(役員の学校法人に対する損害賠償責任)

第四十四条の二 役員は、その任務を怠つたときは、学校法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 理事が第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。
- 3 第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。
  - 一 第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項の理事



- 二 学校法人が当該取引をすることを決定した理事  
 三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事  
 4 一般社団・財団法人法第百十二条から第百十六条までの規定は、第一項の責任について準用する。この場合において、これらの規定中「総社員」とあるのは「総評議員」と、「役員等」とあるのは「役員」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「法務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「代表理事」とあるのは「理事長」と、「使用人」とあるのは「職員」と、「監事又は会計監査人」とあるのは「監事」と、「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団・財団法人法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|             |   |                                    |
|-------------|---|------------------------------------|
| 第百十三条第一項第二号 | 理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する                          | 寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する |
| 第百十四条第一項    | 理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議） | 理事会の決議                             |
| 第百十四条第二項    | 、同項   | 及び同項                               |
|             | 限る。）についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除                      | 限る。）                               |
| 第百十四条第三項    | 同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議）                       | 理事会の決議                             |
|             | 社員  | 評議員                                |
| 第百十四条第四項    | 議決権を有する社員   | 評議員                                |
| 第百十五条第一項    | 理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する                          | 寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する |
|             | 限る。）、   | 限る。）又は                             |
| 第百十五条第四項    | 第百十一条第一項  | 私立学校法第四十四条の二第一項                    |
| 第百十六条第一項    | 第八十四条第一項第二号                                       | 私立学校法第四十条の五において準用する第八十四条第一項第二号     |

（役員 of 第三者に対する損害賠償責任）

第四十四条の三 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 第四十七条第一項の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

## 二 監事 第三十七条第三項第四号の監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

(役員の変責責任)

第四十四条の四 役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

### 第四款 寄附行為変更の認可等

第四十五条 寄附行為の変更(文部科学省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 学校法人は、前項の文部科学省令で定める事項に係る寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

### 第五款 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等

(予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画)

第四十五条の二 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。

2 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。

3 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、第一項の事業計画及び前項の事業に関する中期的な計画を作成するに当たっては、学校教育法第九十九条第二項(同法第二百二十三条において準用する場合を含む。)に規定する認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。

(評議員会に対する決算等の報告)

第四十六条 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に、文部科学省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。次項及び第三項において同じ。)を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類、第三十七条第三項第四号の監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準(以下「財産目録等」という。)を、作成の日から五年間、各事務所に備えて置き、請求があつた場合(都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等(役員等名簿を除く。)にあつては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。)には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、学校法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(報酬等)

第四十八条 学校法人は、役員に対する報酬等について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。

2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従つて、その役員に対する報酬等を支給しなければならない。

(会計年度)

第四十九条 学校法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

## 第四節 解散

(解散事由)

第五十条 学校法人は、次の事由によつて解散する。

一 理事の三分の二以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決

- 二 寄附行為に定めた解散事由の発生
  - 三 目的たる事業の成功の不能
  - 四 学校法人又は第六十四条第四項の法人との合併
  - 五 破産手続開始の決定
  - 六 第六十二条第一項の規定による所轄庁の解散命令
- 2 前項第一号及び第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 第三十一条第二項の規定は、前項の認可又は認定の場合に準用する。
- 4 清算人は、第一項第二号又は第五号に掲げる事由によつて解散した場合には、所轄庁にその旨を届け出なければならない。

(学校法人についての破産手続の開始)

- 第五十条の二 学校法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。
- 2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の学校法人の能力)

- 第五十条の三 解散した学校法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

- 第五十条の四 学校法人が解散したときは、破産手続開始の決定及び第六十二条第一項の規定による解散命令による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 学校法人が第六十二条第一項の規定による解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

(裁判所による清算人の選任)

- 第五十条の五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

- 第五十条の六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

- 第五十条の七 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

- 第五十条の八 清算人の職務は、次のとおりとする。
- 一 現務の結了
  - 二 債権の取立て及び債務の弁済
  - 三 残余財産の引渡し
- 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

- 第五十条の九 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。
- 2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。
- 3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- 4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第五十条の十 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、学校法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の学校法人についての破産手続の開始)

第五十条の十一 清算中に学校法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- 2 清算人は、清算中の学校法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- 3 前項に規定する場合において、清算中の学校法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- 4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第五十条の十二 裁判所は、第五十条の五の規定により清算人を選任した場合には、学校法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合において、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(裁判所による監督)

第五十条の十三 学校法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
- 3 裁判所は、第一項の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。
- 4 前条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合に準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「学校法人及び検査役」と読み替えるものとする。
- 5 学校法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
- 6 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第五十条の十四 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第五十条の十五 学校法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

第五十条の十六 削除

(不服申立ての制限)

第五十条の十七 清算人又は検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(残余財産の帰属)

第五十一条 解散した学校法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時に、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

- 2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。
- 3 国は、前項の規定により国庫に帰属した財産(金銭を除く。)を私立学校教育の助成のために、学校法人に対して譲与し、又は無償で貸し付けるものとする。ただし、国は、これに代えて、当該財産の価額に相当する金額を補助金として支出することができる。
- 4 前項の助成については、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。
- 5 第二項の規定により国庫に帰属した財産が金銭である場合には、国は、その金額について第三項ただし書の処置をとるものとする。
- 6 第二項の規定により国庫に帰属した財産(金銭を除く。)は、文部科学大臣の所管とし、第三項本文の処分は、文部科学大臣が行う。ただし、当該財産につき同項ただし書の処置がとられた場合には、当該財産を財務大臣に引き継がなければならない。

(合併手続)

第五十二条 学校法人が合併しようとするときは、理事の三分の二以上の同意がなければならない。ただし、寄附行為で評議員会の議決を要するものと定められている場合には、更にその議決がなければならない。

2 合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第五十三条 学校法人は、前条第二項に規定する所轄庁の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 学校法人は、前項の期間内に、その債権者に対し異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

第五十四条 債権者が前条第二項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、学校法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第五十五条 合併により学校法人を設立する場合においては、寄附行為その他学校法人の設立に関する事務は、各学校法人又は第六十四条第四項の法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第五十六条 合併後存続する学校法人又は合併によつて設立した学校法人は、合併によつて消滅した学校法人又は第六十四条第四項の法人の権利義務（当該学校法人又は第六十四条第四項の法人が行う事業に関し所轄庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

(合併の時期)

第五十七条 学校法人の合併は、合併後存続する学校法人又は合併によつて設立する学校法人の主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をすることによつて効力を生ずる。

第五十八条 削除

#### 第五節 助成及び監督

(助成)

第五十九条 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。

(措置命令等)

第六十条 所轄庁は、学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による措置命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かななければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定による措置命令をしようとする場合には、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第五項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。

4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わつて弁明の機会を付与しなければならない。

5 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立

学校審議会等に出席してするものとする。

- 6 行政手続法第二十九条第二項及び第三十一条（同法第十六条の準用に係る部分に限る。）の規定は、第四項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。
- 7 第四項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 8 第一項の規定による措置命令については、審査請求をすることができない。
- 9 学校法人が第一項の規定による措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員解任を勧告することができる。
- 10 所轄庁は、前項の規定による勧告をしようとする場合には、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解任しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。
- 11 行政手続法第三章第三節の規定及び第三項から第六項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。

#### （収益事業の停止）

- 第六十一条 所轄庁は、第二十六条第一項の規定により収益を目的とする事業を行う学校法人につき、次の各号の一に該当する事由があると認めるときは、当該学校法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。
- 一 当該学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を行うこと。
  - 二 当該学校法人が当該事業から生じた収益をその設置する私立学校の経営の目的以外の目的に使用すること。
  - 三 当該事業の継続が当該学校法人の設置する私立学校の教育に支障があること。
- 2 前条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による停止命令について準用する。

#### （解散命令）

- 第六十二条 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く所轄庁の処分違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。
- 2 所轄庁は、前項の規定による解散命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。
  - 3 所轄庁は、第一項の規定による解散命令をしようとする場合には、行政手続法第十五条第一項の規定による通知において、所轄庁による聴聞に代えて私立学校審議会等による意見の聴取を求められる旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所並びに当該意見の聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地を通知しなければならない。この場合において、所轄庁は、次に掲げる事項を教示しなければならない。
    - 一 当該意見の聴取の期日に私立学校審議会等に出席して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は当該意見の聴取の期日における私立学校審議会等への出席に代えて陳述書及び証拠書類若しくは証拠物を提出することができること。
    - 二 当該意見の聴取が終結する時までの間、所轄庁に対し、第一項の規定による解散命令の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。
  - 4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による意見の聴取を求めたときは、所轄庁に代わつて意見の聴取を行わなければならない。
  - 5 行政手続法第三章第二節（第十五条、第十九条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、前項の規定により私立学校審議会等が行う意見の聴取について準用する。この場合において、同法第十六条第四項（同法第十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十条第六項及び第二十二條第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）において準用する同法第十五条第三項中「行政庁」とあり、同法第十七条第一項中「第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）」とあり、並びに同法第二十条から第二十五条までの規定中「主宰者」とあるのは「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と、同法第二十五条中「命ずることができる」とあるのは「求めることができる」と、「この場合」とあるのは「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等が意見の聴取を再開する場合」と読み替えるものとする。
  - 6 私立学校審議会等は、前項において準用する行政手続法第二十四条第一項の調書の内容及び同条第三項の報告書を十分に参酌して第二項に規定する意見を述べなければならない。

- 7 第四項の規定により私立学校審議会等が意見の聴取を行う場合には、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 8 第一項の規定による解散命令については、審査請求をすることができない。

（報告及び検査）

- 第六十三条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
  - 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（情報の公表）

- 第六十三条の二 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
- 一 第三十条第一項若しくは第四十五条第一項の認可を受けたとき、又は同条第二項の規定による届出をしたとき 寄附行為の内容
  - 二 第三十七条第三項第四号の監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
  - 三 第四十七条第一項の書類を作成したとき 同項の書類のうち文部科学省令で定める書類の内容
  - 四 第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

#### 第四章 雑則

（私立専修学校等）

- 第六十四条 第五条、第六条及び第八条第一項の規定は私立専修学校及び私立各種学校について準用する。この場合において、私立専修学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項」とあるのは「学校教育法第三百三十条第一項の都道府県知事の権限又は同法第三百三十三条第一項において読み替えて準用する同法第十三条第一項の都道府県知事の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項」とあるのは「学校教育法第三百三十四条第二項において読み替えて準用する同法第四条第一項」と読み替えるものとする。
- 2 学校法人は、学校のほかに、専修学校又は各種学校を設置することができる。
  - 3 前項の規定により専修学校又は各種学校を設置する学校法人に対して第三章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、私立専修学校又は私立各種学校を含むものとする。
  - 4 専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。
  - 5 第三章の規定（同章に関する罰則の規定を含む。）は、前項の法人に準用する。この場合において、同章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。
  - 6 学校法人及び第四項の法人は、寄附行為の定めるところにより必要な寄附行為の変更をして所轄庁の認可を受けた場合には、それぞれ第四項の法人及び学校法人となることができる。
  - 7 第三十一条及び第三十三条（第五項において準用する場合を含む。）の規定は、前項の場合に準用する。

（類似名称の使用禁止）

- 第六十五条 学校法人でない者は、その名称中に、学校法人という文字を用いてはならない。ただし、第六十四条第四項の法人は、この限りでない。

（実施規定）

- 第六十五条の二 この法律に規定するものを除くほか、この法律の施行に関し必要な事項で、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは文部科学省令で定める。

（事務の区分）

- 第六十五条の三 第二十六条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項（第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）及び第二項（第三十二条

第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、第三十二条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第三十七条第三項(第五号に係る部分に限り、第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第四十条の四(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第四十五条(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))及び第四項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条の四第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条の七(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条の十三第五項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))及び第六項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条の十四(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十二条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第六十条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第二項(第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第三項(第六十条第十一項、第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第九項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))及び第十項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第六十一条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第六十二条第一項から第三項まで(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))並びに第六十三条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(経過措置)

第六十五条の四 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

## 第五章 罰則

- 第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。
- 一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。
  - 二 第三十三条の二の規定による寄附行為の備付けを怠つたとき。
  - 三 第三十三条の二の規定に違反して、正当な理由がないのに、寄附行為の閲覧を拒んだとき。
  - 四 第三十三条の三の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
  - 五 第四十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
  - 六 第四十七条第二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
  - 七 第四十七条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、財産目録等の閲覧を拒んだとき。
  - 八 第五十条の二第二項又は第五十条の十一第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
  - 九 第五十条の九第一項又は第五十条の十一第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。
  - 十 第五十三条又は第五十四条第二項の規定に違反したとき。
  - 十一 第六十一条第一項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。
  - 十二 第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第六十七条 第六十五条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 (略)



## ○ 私立学校法施行令（昭和25年政令第31号）

〔改正沿革〕 昭和28年政令297号，35年283号，36年427号，39年29号，45年200号，50年251号，381号，51年42号，平成12年42号，308号，15年74号，16年226号，17年24号，26年412号

内閣は，私立学校法（昭和24年法律第270号）第28条第1項，第33条，第57条，第64条第5項及び第7項並びに附則第5項及び第7項の規定に基き，この政令を制定する。

（登記の届出等）

第1条 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は私立学校法（以下「法」という。）第64条第4項の法人は，組合等登記令（昭和39年政令第29号）の規定により登記をしたときは，遅滞なく，登記事項証明書を添えて，その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第64条第4項の法人は，理事又は監事が就任し，又は退任したときは，遅滞なく，文部科学省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。法第37条第2項の規定により理事（理事長を除く。以下この項において同じ。）が理事長の職務を代理し，又は理事長の職務を行うこととなつたとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときも，同様とする。

（都道府県知事等を経由する申請）

第2条 法の規定に基づき文部科学大臣に対してする申請のうち，次に掲げるものは，当該都道府県知事（第1号に掲げる申請のうち地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市（以下この条及び第6条において「指定都市等」という。）の区域内の就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（次項において「幼保連携型認定こども園」という。）に係るものにあつては，当該指定都市等の長）を経由してしなければならない。

一 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人で都道府県知事又は指定都市等の長を所轄庁とする私立学校，私立専修学校又は私立各種学校を設置するものがする法第30条，第45条第1項（当該私立学校，私立専修学校又は私立各種学校に係る場合に限る。），第50条第2項，第52条第2項又は第64条第6項の規定による認可又は認定の申請

二 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第64条第4項の法人が，寄附行為の変更により，文部科学大臣を所轄庁とする学校法人となる場合における法第45条第1項又は第64条第6項の規定による認可の申請

三 合併の当事者の一方又は双方が都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第64条第4項の法人であつて，その合併後存続する法人又は合併により設立する法人が文部科学大臣を所轄庁とする学校法人である場合における法第52条第2項（法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定による認可の申請

2 都道府県知事（同項第一号に掲げる申請のうち指定都市等の区域内の幼保連携型認定こども園に係るものにあつては，当該指定都市等の長）は，同項に掲げる申請を受理したときは，これにその意見を付して，速やかに，文部科学大臣に進達しなければならない。

（文部科学大臣に対する協議）

第3条 都道府県知事は，次に掲げる場合においては，あらかじめ，文部科学大臣に協議しなければならない。

一 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が，寄附行為の変更により，都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第64条第4項の法人となる場合における法第45条第1項又は法第64条第6項の規定による認可をするとき。

二 合併の当事者の一方又は双方が文部科学大臣を所轄庁とする学校法人であつて，その合併後存続する法人又は合併により設立する法人が都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第64条第4項の法人である場合における法第52条第2項（法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定による認可をするとき。

（学校法人及び法第64条第4項の法人の台帳の調製等）

第4条 都道府県知事は，文部科学省令で定める様式により，その所轄に属する学校法人及び法第64

条第4項の法人の台帳を調製しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の台帳の記載事項に異動を生じたときは、すみやかに、加除訂正をしなければならない。
- 3 都道府県知事の所轄に属する学校法人又は法第64条第4項の法人の所轄庁に異動を生じた場合には、旧所轄庁は、当該学校法人又は法第64条第4項の法人の関係書類及び台帳を新所轄庁に送付しなければならない。

(台帳等の保存)

第5条 都道府県知事は、その所轄に属する学校法人又は法第64条第4項の法人で解散したものの関係書類及び台帳をその解散の日から5年間保存しなければならない。

(事務の区分)

第6条 第1条、第2条第2項及び第3条から前条までの規定により都道府県が処理することとされている事務並びに同項の規定により指定都市等が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

附 則 (略)

## ○ 私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号）

〔改正沿革〕 昭和二十八年政令二百九十七号，三十五年二百八十三号，三十六年四百二十七号，三十九年二十九号，四十五年二百号，五十年二百五十一号，三百八十一号，五十一年四十二号，平成十二年四十二号，三百八号，十五年七十四号，十六年二百二十六号，十七年二十四号，二十六年四百十二号，令和元年九十七号

内閣は、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第二十八条第一項，第三十三条，五十七条，第六十四条第五項及び第七項並びに附則第五項及び第七項の規定に基き，この政令を制定する。

（特別の利益を与えてはならない学校法人等の関係者）

第一条 私立学校法（以下「法」という。）第二十六条の二（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める学校法人（同項において準用する場合にあつては，法第六十四条第四項の法人。第一号及び第五号において同じ。）の関係者は，次に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の設立者，理事，監事，評議員又は職員（当該学校法人の設置する私立学校又は私立専修学校若しくは私立各種学校の校長，教員その他の職員を含む。）
- 二 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- 三 前二号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 四 前二号に掲げる者のほか，第一号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者
- 五 当該学校法人の設立者が法人である場合にあつては，その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるもの

（登記の届出等）

第二条 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第六十四条第四項の法人は，組合等登記令（昭和三十一年政令第二十九号）の規定により登記をしたときは，遅滞なく，登記事項証明書を添えて，その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第六十四条第四項の法人は，理事又は監事が就任し，又は退任したときは，遅滞なく，文部科学省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。法第三十七条第二項の規定により理事（理事長を除く。以下この項において同じ。）が理事長の職務を代理し，又は理事長の職務を行うこととなつたとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときも，同様とする。

（都道府県知事等を経由する申請）

第三条 法の規定に基づき文部科学大臣に対してする申請のうち，次に掲げるものは，当該都道府県知事（第一号に掲げる申請のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び第七条において「指定都市等」という。）の区域内の就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（次項において「幼保連携型認定こども園」という。）に係るものにあつては，当該指定都市等の長）を経由してしなければならない。

- 一 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人で都道府県知事又は指定都市等の長を所轄庁とする私立学校，私立専修学校又は私立各種学校を設置するものがする法第三十条，第四十五条第一項（当該私立学校，私立専修学校又は私立各種学校に係る場合に限る。），第五十条第二項，第五十二条第二項又は第六十四条第六項の規定による認可又は認定の申請
  - 二 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第六十四条第四項の法人が，寄附行為の変更により，文部科学大臣を所轄庁とする学校法人となる場合における法第四十五条第一項又は第六十四条第六項の規定による認可の申請
  - 三 合併の当事者の一方又は双方が都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第六十四条第四項の法人であつて，その合併後存続する法人又は合併により設立する法人が文部科学大臣を所轄庁とする学校法人である場合における法第五十二条第二項（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による認可の申請
- 2 都道府県知事（同項第一号に掲げる申請のうち指定都市等の区域内の幼保連携型認定こども園に係るものにあつては，当該指定都市等の長）は，同項に掲げる申請を受理したときは，これに

その意見を付して、速やかに、文部科学大臣に進達しなければならない。

(文部科学大臣に対する協議)

第四条 都道府県知事は、次に掲げる場合においては、あらかじめ、文部科学大臣に協議しなければならない。

- 一 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が、寄附行為の変更により、都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第六十四条第四項の法人となる場合における法第四十五条第一項又は法第六十四条第六項の規定による認可をするとき。
- 二 合併の当事者の一方又は双方が文部科学大臣を所轄庁とする学校法人であつて、その合併後存続する法人又は合併により設立する法人が都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第六十四条第四項の法人である場合における法第五十二条第二項（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による認可をするとき。

(学校法人及び法第六十四条第四項の法人の台帳の調製等)

第五条 都道府県知事は、文部科学省令で定める様式により、その所轄に属する学校法人及び法第六十四条第四項の法人の台帳を調製しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の台帳の記載事項に異動を生じたときは、速やかに、加除訂正をしなければならない。
- 3 都道府県知事の所轄に属する学校法人又は法第六十四条第四項の法人の所轄庁に異動を生じた場合には、旧所轄庁は、当該学校法人又は法第六十四条第四項の法人の関係書類及び台帳を新所轄庁に送付しなければならない。

(台帳等の保存)

第六条 都道府県知事は、その所轄に属する学校法人又は法第六十四条第四項の法人で解散したものの関係書類及び台帳をその解散の日から五年間保存しなければならない。

(事務の区分)

第七条 第二条、第三条第二項及び第四条から前条までの規定により都道府県が処理することとされている事務並びに同項の規定により指定都市等が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則 (略)

## ○ 私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）

〔改正沿革〕 昭和29年文部省令1号, 35年17号, 37年27号, 39年9号, 21号, 40年22号, 42年8号, 45年19号, 25号, 47年37号, 49年33号, 43号, 51年1号, 14号, 29号, 55年24号, 62年27号, 平成3年47号, 6年33号, 10年27号, 11年11号, 12年12号, 44号, 53号, 13年文部科学省令16号, 27号, 15年15号, 16年37号, 17年2号, 18年17号, 19年23号, 35号, 40号, 26年3号, 27年3号, 27年13号, 29年38号

私立学校法（昭和24年法律第270号）の規定に基き、及びこれを実施するため私立学校法施行規則を次のように定める。

（収益事業の種類）

第1条 私立学校法（以下「法」という。）第26条第2項の事業の種類は、文部科学大臣の所轄に属する学校法人については文部科学省告示で定める。

（寄附行為認可申請手続）

第2条 法第30条の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の10月1日から同月31日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一 設立趣意書

二 設立決議録

三 設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類

四 設立代表者の履歴書

五 役員に関する次に掲げる書類

イ 役員の就任承諾書及び履歴書

ロ 役員のうち、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれていないことを証する書類

ハ 役員が法第38条第8項において準用する学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条各号に該当しない者であることを証する書類

六 経費の見積り及び資金計画を記載した書類

七 当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類

八 その他文部科学大臣が定める書類

2 前項の申請をした者は、次に掲げる書類を当該私立大学等の開設年度の前年度の6月30日までに文部科学大臣に提出するものとする。

一 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類

二 寄附申込書

三 不動産（当該申請に係る学校その他の事業に係るものをいう。以下同じ。）の権利の所属についての登記所の証明書類等

四 不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書

五 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面

六 開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画及びこれに伴う予算書

七 その他文部科学大臣が定める書類

3 第1項の寄附行為が、他の学校法人が設置している私立大学等の目的、位置、職員組織並びに施設及び設備の現状を変更することなく、当該私立大学等の設置を目的とする新たな学校法人を設立する場合に係るものであるときは、同項中「前々年度の10月1日から」とあるのは、「前々年度の3月1日から」とする。

4 第2項の規定は、前項の申請をした者について準用する。

5 法第30条の規定により都道府県知事の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。

一 第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる書類

二 第2項各号（第7号を除く。）に掲げる書類（この場合において、同項第6号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「2年間」とする。）

三 その他所轄庁が定める書類

- 6 第2項第1号の財産目録は、基本財産（学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金をいう。）と運用財産（学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産をいう。）とを区分して記載するものとする。ただし、学校法人が収益を目的とする事業を行う場合には、収益事業用財産（収益を目的とする事業に必要な財産をいう。）を、さらに区分して記載するものとする。
- 7 第1項、第3項及び第5項の認可申請書及び寄附行為並びに第2項第1号の財産目録には、副本を添付することを要する。

（文部科学大臣の認可の手続）

第3条 文部科学大臣は、前条第1項及び第3項の申請があつた場合には、当該私立大学等の開設年度の前年度の3月31日までに当該申請について認可するかどうかを決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

（寄附行為変更認可申請手続等）

第4条 法第45条第1項の規定により寄附行為の変更の認可を受けようとするときは、認可申請書並びに寄附行為変更の条項（当該条項に係る新旧の比較対照表を含む。以下同じ。）及び事由を記載した書類に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

一 寄附行為所定の手続（法第42条に規定する手続を含む。以下同じ。）を経たことを証する書類

二 文部科学大臣の所轄に属する学校法人にあつては、次に掲げる書類

イ 当該学校法人の概要を記載した書類

ロ 第2条第1項第7号に掲げる書類

三 その他所轄庁が定める書類

2 前項の寄附行為の変更が、学校法人が私立大学等を設置する場合に係るものであるときは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付して、当該私立大学等の開設年度の前々年度の10月1日から同月31日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一 前項第1号に掲げる書類

二 第2条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる書類

三 その他文部科学大臣が定める書類

3 前項の申請をした者は、次に掲げる書類を当該私立大学等の開設年度の前年度の6月30日までに文部科学大臣に提出するものとする。

一 開設年度の前々年度の財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類、貸借対照表及び収支決算書並びに開設年度の前年度の予算書

二 負債がある場合又は借入れを予定する場合には、その償還計画書

三 第2条第2項第2号及び第4号から第6号までに掲げる書類

四 その他文部科学大臣が定める書類

4 前2項の規定は、第1項の寄附行為の変更が、私立大学の学部若しくは学科、大学院若しくは大学院の研究科又は私立高等専門学校等の学科（以下「私立大学の学部等」と総称する。）を設置する場合に係るものであるときの申請について準用する。この場合において、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 第1欄 | 第2欄                                | 第3欄                                  |
|-----|------------------------------------|--------------------------------------|
| 第2項 | 当該私立大学等の開設年度の前々年度の10月1日から同月31日までの間 | 当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の3月1日から同月31日までの間 |
| 前項  | 当該私立大学等                            | 当該私立大学の学部等                           |

5 第1項の寄附行為の変更が、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第50条第1項、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第43条第1項、専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）第66条第1項又は専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）第63条第1項に規定する国際連携学科の設置に係る場合における前項の規定の適用については、同項の表中「当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで」とあるのは「当該学科の開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで又は当該学科の開設年度の前年度の8月1日から

同月31日まで若しくは3月1日から同月31日まで又は当該学科の開設年度の8月1日から同月31日まで」と、同表前項の項中「当該私立大学等」とあるのは「当該私立大学等の開設年度の前年度の6月30日までに」と、「当該私立大学の学部等」とあるのは「当該学科の設置の認可に係る申請時に」とする。この場合において、第2条第2項第6号中「開設年度の前年度」とあるのは「開設年度の前年度（開設年度に申請する場合にあつては開設年度）」と、第3項第1号中「開設年度の前々年度」とあるのは「申請年度の前年度」と、「開設年度の前年度」とあるのは「申請年度」とする。

6 第1項の寄附行為の変更が、都道府県知事の所轄に属する学校法人が都道府県知事の所轄に属する私立学校を設置し、又は設置している私立学校に課程、学科若しくは部（以下「課程等」という。）を設置する場合（広域の通信制の課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合を含む。以下同じ。）に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。

一 第2条第2項各号（第2号及び第7号を除く。）に掲げる書類（この場合において、同項第6号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「2年間」とする。）

二 第3項第1号及び第2号に掲げる書類

三 その他所轄庁が定める書類

7 第1項の寄附行為の変更が、文部科学大臣の所轄に属する学校法人が都道府県知事の所轄に属する私立学校を設置し、又は都道府県知事の所轄に属する私立学校に課程等を設置する場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。

一 第2条第1項第6号に掲げる書類

二 第2条第2項第1号及び第4号から第6号までに掲げる書類

三 第3項第1号及び第2号に掲げる書類

四 その他文部科学大臣が定める書類

8 第3条の規定は、第2項及び第4項の申請について準用する。この場合において、同項の申請については、同条中「私立大学等」とあるのは、「私立大学の学部等」と読み替えるものとする。

9 第1項の寄附行為の変更が、私立学校を廃止し、若しくは都道府県知事の所轄に属する私立学校に置いていた課程等を廃止する場合（広域の通信制の課程を広域の通信制の課程以外の課程とする場合を含む。以下この項において同じ。）又は従来行っていた収益事業を廃止する場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

一 当該廃止する私立学校若しくは課程等又は収益事業に係る財産の処分に関する事項を記載した書類

二 第2条第2項第1号及び第6号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「2年間」とする。）

10 第1項の寄附行為の変更が、都道府県知事の所轄に属する私立学校又は課程等を廃止し、その職員組織等を基に、他の都道府県知事の所轄に属する私立学校又は他の課程等を設置しようとする場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、第6項又は第7項の規定にかかわらず、第2条第2項第1号及び第5号に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。

11 第1項の寄附行為の変更が、当該学校法人が新たに収益事業を行う場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

一 第2条第2項第4号から第6号までに掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「2年間」とする。）

二 第3項第1号及び第2号に掲げる書類

12 第1項の寄附行為の変更が登記事項の変更に係る場合には、同項の認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類には、副本を添付することを要する。

第4条の2 前条第1項の寄附行為の変更が、学校教育法第4条第1項に基づく私立大学等の設置者の変更により当該私立大学等の設置者となる場合に係るものであるときは、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。

一 前条第1項第1号及び第2号口に掲げる書類

二 前条第3項第1号及び第2号に掲げる書類

三 第2条第1項第3号に掲げる書類

- 四 第2条第2項第4号から第6号までに掲げる書類
  - 五 その他文部科学大臣が定める書類
- 2 前条第1項の寄附行為の変更が、学校教育法第4条第1項に基づく私立大学等の設置者の変更により当該私立大学等の設置者でなくなる場合（当該変更後も文部科学大臣の所轄に属する学校法人である場合に限る。）に係るものであるときは、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。
- 一 当該設置者の変更による財産の処分に関する事項を記載した書類
  - 二 前条第1項第1号及び第2号に掲げる書類
  - 三 第2条第2項第1号及び第6号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「2年間」とする。）

（寄附行為変更の届出手続等）

- 第4条の3 法第45条第1項（法第64条第5項において準用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 法第30条第1項第3号（法第64条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる事項のうち、学校教育法第4条第2項の規定に基づき、認可を受けることを要しないこととされた事項、同条第1項（同法第134条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第130条第1項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。附則第12項において「認定こども園法」という。）第17条第1項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項並びに大学の学部の学科、高等専門学校の学科及び大学における通信教育の廃止に係る事項
  - 二 法第30条第1項第4号（法第64条第5項において準用する場合を含む。）に掲げる事項（ただし、所轄庁の変更を伴わない場合に限る。）
  - 三 法第30条第1項第12号（法第64条第5項において準用する場合を含む。）に掲げる事項
- 2 法第45条第2項に規定する寄附行為の変更の届出を行おうとするときは、届出書に寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類、変更後の寄附行為並びに第4条第1項第1号に掲げる書類を添付して、所轄庁に提出するものとする。

（計算書類の作成）

- 第4条の4 法第47条第1項（法第64条第5項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する書類（事業報告書にあつては、財務の状況に関する部分に限る。）の作成は、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準その他の学校法人会計の慣行に従つて行わなければならない。
- 2 法第47条第1項に規定する書類のうち貸借対照表については、前項の規定によるほか、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第1条第2号に掲げる証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとし、又は同令第1条の3の4に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人及び法第64条第4項の法人であつて、当該証券若しくは当該証書又は当該権利について金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する募集又は売出しを行うもの（次項において「有価証券発行学校法人」という。）にあつては、別に省令で定めるところにより作成しなければならない。
- 3 法第47条第1項に規定する書類のうち収支計算書については、第1項の規定によるほか、有価証券発行学校法人にあつては、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表に分けて、別に省令で定めるところにより作成しなければならない。

（解散認可又は解散認定申請手続）

- 第5条 法第50条第2項の規定により解散の認可又は認定を受けようとするときは、解散の事由を記載した認可申請書又は認定申請書に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。
- 一 理由書
  - 二 法第50条第1項第1号に該当する場合にあつては同号に規定する手続（法第42条に規定する手続を含む。）、法第50条第1項第3号に該当する場合にあつては法第42条に規定する手続を経たことを証する書類
  - 三 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
  - 四 第2条第2項第1号に掲げる書類
  - 五 文部科学大臣の所轄に属する学校法人にあつては、第2条第1項第7号及び第4条第1項第2号イに掲げる書類



六 その他所轄庁が定める書類

2 前項の認可申請書又は認定申請書及び同項第1号に掲げる書類には、副本を添付することを要する。

(合併認可申請手続)

第6条 法第52条第2項の規定により合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

- 一 理由書
  - 二 法第52条第1項に規定する手続（法第42条に規定する手続を含む。）を経たことを証する書類
  - 三 法第55条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類
  - 四 合併契約書
  - 五 合併後存続する学校法人（以下この項において「存続学校法人」という。）又は合併によつて設立する学校法人（以下この項において「設立学校法人」という。）について、次に掲げる書類
    - イ 寄附行為
      - ロ 第2条第1項第5号に掲げる書類（存続学校法人については、同号イの書類のうち引き続き役員となる者に係る就任承諾書を除く。）
      - ハ 第2条第2項第6号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「2年間」とする。）
  - 六 合併前の学校法人又は法第64条第4項の法人（以下「準学校法人」という。）について、次に掲げる書類
    - イ 寄附行為
    - ロ 貸借対照表
    - ハ 第2条第2項第1号から第5号まで（第2号を除く。）に掲げる書類
  - 七 合併前の学校法人又は準学校法人について、存続学校法人又は設立学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人である場合にあつては、当該学校法人の概要を記載した書類及び第2条第1項第7号に掲げる書類
  - 八 存続学校法人又は設立学校法人の設置する私立学校の学則
  - 九 その他所轄庁が定める書類
- 2 前項の規定による申請は、合併後当事者の一方である学校法人が存続する場合にあつては、合併の当事者である学校法人又は準学校法人の双方が共同して行なうものとする。
- 3 第1項の認可申請書、同項第1号及び第5号イに掲げる書類並びに同項第6号ハに掲げる書類のうち財産目録には、副本を添付することを要する。

第7条 削除

(準学校法人への準用)

第8条 第2条第5項から第7項まで、第4条第1項、第6項、第9項、第11項及び第12項、第4条の3第2項、第5条並びに第6条の規定は、準学校法人について準用する。この場合において、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 第1欄        | 第2欄  | 第3欄                                  |
|------------|--|--------------------------------------|
| 第4条<br>第6項 | 都道府県知事の所轄に属する私立学校<br>設置している私立学校に課程、学科若しくは部（以下「課程等」という。）を設置する場合（広域の通信制の課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合を含む。以下同じ。） | 私立専修学校若しくは私立各種学校<br>私立専修学校の課程を設置する場合 |
| 第4条<br>第9項 | 私立学校を廃止し、若しくは都道府県知事の所轄に属する私立学校に置いていた課程等を廃止する場合（広域の通信制の課程を広域の通信制の課程以外の課程とする場合を含む。以下この項において同じ。）              | 私立専修学校若しくは私立各種学校若しくは私立専修学校の課程を廃止する場合 |
| 第6条<br>第1項 | 私立学校   | 私立学校又は私立専修学校若しくは私立各種学校               |

(学校法人及び準学校法人の組織変更認可申請手続等)

第9条 法第64条第6項の規定により学校法人及び準学校法人が、それぞれ準学校法人及び学校法人となること(以下この条において「組織の変更」という。)の認可を受けようとするときは、認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に認可を申請するものとする。

一 理由書

二 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類

2 前項の組織の変更が、当該準学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人になろうとする場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、開設年度の前々年度の10月1日から同月31日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一 第2条第1項第3号及び第5号から第7号までに掲げる書類

二 その他文部科学大臣が定める書類

3 前項の申請をした者は、次に掲げる書類を設置する私立大学等の開設年度の前年度の6月30日までに文部科学大臣に提出するものとする。

一 第2条第2項第2号から第6号までに掲げる書類

二 第4条第3項第1号及び第2号に掲げる書類

三 その他文部科学大臣が定める書類

4 第3条の規定は、第2項の申請について準用する。

5 第1項の組織の変更が、他の学校法人が設置している私立大学等の目的、位置、職員組織並びに施設及び設備の現状を変更することなく、当該私立大学等の設置を目的とする場合に係るものであるときは、第2項中「前々年度の10月1日から」とあるのは、「前々年度の3月1日から」とする。

6 第1項の組織の変更が、当該学校法人が準学校法人になろうとする場合(新たに私立専修学校又は私立各種学校を設置する場合に限る。)又は準学校法人が都道府県知事の所轄に属する学校法人になろうとする場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。この場合において、文部科学大臣の所轄に属する当該学校法人が準学校法人になろうとする場合に係るものであるときは、当該学校法人を都道府県知事の所轄に属する学校法人とみなす。

一 第2条第1項第5号に掲げる書類

二 第2条第2項各号(第2号及び第7号を除く。)に掲げる書類(この場合において、同項第6号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「2年間」とする。)

三 第4条第3項第1号及び第2号に掲げる書類

四 その他所轄庁が定める書類

7 第1項の認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類並びに同項第1号に掲げる書類には、副本を添付することを要する。

(認可申請書の様式等)

第9条の2 第2条、第4条から第6条まで及び前条の認可申請書その他の書類(次項において「認可申請書等」という。)のうち文部科学大臣に提出するものの様式及び提出部数等は、文部科学大臣が別に定める。

2 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、認可申請書等以外の書類の提出を求め、又は認可申請書等の一部の提出を免除することができる。

(専修学校又は各種学校を設置する学校法人に対してこの省令の規定を適用する場合)

第10条 法第64条第2項の規定により専修学校又は各種学校を設置する学校法人に対してこの省令の規定を適用する場合には、この省令の規定中私立学校のうちには、私立専修学校又は私立各種学校を含むものとする。

第11条 削除

第12条 削除

(登記の届出等)

第13条 私立学校法施行令(昭和25年政令第31号。以下「令」という。)第1条第2項の規定により

都道府県知事に届け出なければならない事項は、理事又は監事が就任したときに係るものである場合にはその氏名及び住所並びにその年月日、理事又は監事が退任したとき並びに理事（理事長を除く。以下この項において同じ。）が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行うこととなつたとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときに係るものである場合にはその氏名及びその年月日とする。

- 2 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人は、組合等登記令（昭和39年政令第29号）の規定により登記をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を文部科学大臣に届け出ることを要する。
- 3 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人は、理事又は監事が就任したときはその氏名及び住所並びにその年月日を、理事又は監事が退任したとき並びに理事（理事長を除く。以下この項において同じ。）が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行うこととなつたとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときはその氏名及びその年月日を、遅滞なく、文部科学大臣に届け出ることを要する。
- 4 令第1条第1項若しくは第2項又は前2項の届出が、理事又は監事の就任に係るものである場合には、届出書に第2条第1項第5号に掲げる書類及び第4条第1項第1号に掲げる書類を、理事長その他の代表権を有する理事の異動に係るものである場合には、届出書に同号に掲げる書類を添付するものとする。

（学校法人及び準学校法人台帳）

第14条 令第4条第1項に規定する台帳の様式は、別表のとおりとする。

附 則（平成29年9月29日文部科学省令第38号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 平成31年度に開設する専門職大学又は専門職短期大学の設置の認可を受けようとする場合における第2条第1項、第4条第2項及び第9条第2項の適用については、これらの規定中「10月1日から同月31日まで」とあるのは「11月1日から同月30日まで」とする。

別表（第14条関係）（略）

## ○ 私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）

〔改正沿革〕 昭和29年文部省令1号, 35年17号, 37年27号, 39年9号, 21号, 40年22号, 42年8号, 45年19号, 25号, 47年37号, 49年33号, 43号, 51年1号, 14号, 29号, 55年24号, 62年27号, 平成3年47号, 6年33号, 10年27号, 11年11号, 12年12号, 44号, 53号, 13年文部科学省令16号, 27号, 15年15号, 16年37号, 17年2号, 18年17号, 19年23号, 35号, 40号, 26年3号, 27年3号, 27年13号, 29年38号 令和元年1号, 15号

私立学校法（昭和24年法律第270号）の規定に基き、及びこれを実施するため私立学校法施行規則を次のように定める。

（収益事業の種類）

第1条 私立学校法（以下「法」という。）第26条第2項の事業の種類は、文部科学大臣の所轄に属する学校法人については文部科学省告示で定める。

（法人が事業活動を支配する法人等）

第1条の2 私立学校法施行令（昭和25年政令第31号。以下「令」という。）第1条第5号の法人が事業活動を支配する法人として文部科学省令で定めるものは、学校法人の設立者である法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（第3項第1号において「子法人」という。）とする。

2 令第1条第5号の法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。

3 前2項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。

一 学校法人の設立者である法人（第1項に規定する場合に限る。）又は前項に規定する当該一の者（その者が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する1又は2以上の法人を含む。次号において「支配法人等」という。）がそれぞれ子法人又は学校法人の設立者である法人（前項に規定する場合に限る。）（次号において「被支配法人」という。）の意思決定機関（社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう。次号において同じ。）における議決権の過半数を有する場合

二 被支配法人の意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が100分の50を超える場合

イ 支配法人等の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）若しくは評議員又は職員

ロ 支配法人等によつて当該構成員に選任された者

ハ 当該構成員に就任した日前5年以内にイ又はロに掲げる者であつた者

（寄附行為認可申請手続）

第2条 法第30条の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の10月1日から同月31日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一 設立趣意書

二 設立決議録

三 設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類

四 設立代表者の履歴書

五 役員に関する次に掲げる書類

イ 役員の就任承諾書及び履歴書

ロ 役員のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれていないことを証する書類

ハ 役員が法第38条第8項第1号又は第2号に該当しない者であることを証する書類

六 経費の見積り及び資金計画を記載した書類

七 当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類

- 八 その他文部科学大臣が定める書類
- 2 前項の申請をした者は、次に掲げる書類を当該私立大学等の開設年度の前年度の6月30日までに文部科学大臣に提出するものとする。
- 一 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類
  - 二 寄附申込書
  - 三 不動産（当該申請に係る学校その他の事業に係るものをいう。以下同じ。）の権利の所属についての登記所の証明書類等
  - 四 不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
  - 五 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
  - 六 開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画及びこれに伴う予算書
  - 七 その他文部科学大臣が定める書類
- 3 第1項の寄附行為が、他の学校法人が設置している私立大学等の目的、位置、職員組織並びに施設及び設備の現状を変更することなく、当該私立大学等の設置を目的とする新たな学校法人を設立する場合に係るものであるときは、同項中「前々年度の10月1日から」とあるのは、「前々年度の3月1日から」とする。
- 4 第2項の規定は、前項の申請をした者について準用する。
- 5 法第30条の規定により都道府県知事の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。
- 一 第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる書類
  - 二 第2項各号（第7号を除く。）に掲げる書類（この場合において、同項第6号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「2年間」とする。）
  - 三 その他所轄庁が定める書類
- 6 第2項第1号の財産目録は、基本財産（学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金をいう。）と運用財産（学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産をいう。）とを区分して記載するものとする。ただし、学校法人が収益を目的とする事業を行う場合には、収益事業用財産（収益を目的とする事業に必要な財産をいう。）を、さらに区分して記載するものとする。
- 7 第1項、第3項及び第5項の認可申請書及び寄附行為並びに第2項第1号の財産目録には、副本を添付することを要する。

（文部科学大臣の認可の手続）

- 第3条 文部科学大臣は、前条第1項及び第3項の申請があつた場合には、当該私立大学等の開設年度の前年度の3月31日までに当該申請について認可するかどうかを決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

（役員職務の適正な執行ができない者）

- 第3条の2 法第38条第8項第2号（法第64条第5項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定めるものは、精神の機能の障害により役員職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法）

- 第3条の3 法第44条の2第4項（法第64条第5項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下この条及び次条において「準用一般社団・財団法人法」という。）第113条第1項第2号に規定する文部科学省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。
- 一 役員がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員のうち理事が当該学校法人（法第64条第5項において準用する場合にあつては、同条第4項の法人（以下「準学校法人」という。）。以下この条及び次条において同じ。）の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として学校法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の会計年度（次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む会計年度及びその前の各会計年度に限る。）ごとの合計

額（当該会計年度の期間が1年でない場合にあつては、当該合計額を1年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

イ 準用一般社団・財団法人法第113条第1項の評議員会の決議を行つた場合 当該評議員会の決議の日

ロ 準用一般社団・財団法人法第114条第1項の規定による寄附行為の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行つた場合 当該決議のあつた日

ハ 準用一般社団・財団法人法第115条第1項の契約を締結した場合 責任の原因となる事実が生じた日（2以上の日がある場合にあつては、最も遅い日）

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 次に掲げる額の合計額

(1) 当該役員が当該学校法人から受けた退職慰労金の額

(2) 当該役員のうち理事が当該学校法人の職員を兼ねていた場合における当該職員としての退職手当のうち当該役員のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(3) (1)又は(2)に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額

ロ 当該役員がその職に就いていた年数（当該役員が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超過している場合にあつては、当該数）

(1) 理事長 6

(2) 理事長以外の理事であつて、次に掲げる者 4

(i) 寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定されたもの

(ii) 当該学校法人の業務を執行した理事（(i)に掲げる理事を除く。）

(iii) 当該学校法人の職員

(3) 理事（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）又は監事 2

（責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等）

第3条の4 準用一般社団・財団法人法第113条第4項（準用一般社団・財団法人法第114条第5項及び第115条第5項において準用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする。

一 退職慰労金

二 当該役員のうち理事が当該学校法人の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当のうち当該役員のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分

三 前2号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

（寄附行為変更認可申請手続等）

第4条 法第45条第1項の規定により寄附行為の変更の認可を受けようとするときは、認可申請書並びに寄附行為変更の条項（当該条項に係る新旧の比較対照表を含む。以下同じ。）及び事由を記載した書類に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

一 寄附行為所定の手続（法第42条に規定する手続を含む。以下同じ。）を経たことを証する書類

二 文部科学大臣の所轄に属する学校法人にあつては、次に掲げる書類

イ 当該学校法人の概要を記載した書類

ロ 第2条第1項第7号に掲げる書類

三 その他所轄庁が定める書類

2 前項の寄附行為の変更が、学校法人が私立大学等を設置する場合に係るものであるときは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付して、当該私立大学等の開設年度の前々年度の10月1日から同月31日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一 前項第1号に掲げる書類

二 第2条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる書類

三 その他文部科学大臣が定める書類

3 前項の申請をした者は、次に掲げる書類を当該私立大学等の開設年度の前年度の6月30日までに文部科学大臣に提出するものとする。

一 開設年度の前々年度の財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類、貸借対照表及び収支決算書並びに開設年度の前年度の予算書

二 負債がある場合又は借入れを予定する場合には、その償還計画書

三 第2条第2項第2号及び第4号から第6号までに掲げる書類

四 その他文部科学大臣が定める書類

- 4 前2項の規定は、第1項の寄附行為の変更が、私立大学の学部若しくは学科、大学院若しくは大学院の研究科又は私立高等専門学校等の学科（以下「私立大学の学部等」と総称する。）を設置する場合に係るものであるときの申請について準用する。この場合において、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 第1欄 | 第2欄                                | 第3欄                                  |
|-----|------------------------------------|--------------------------------------|
| 第2項 | 当該私立大学等の開設年度の前々年度の10月1日から同月31日までの間 | 当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の3月1日から同月31日までの間 |
| 前項  | 当該私立大学等                            | 当該私立大学の学部等                           |

- 5 第1項の寄附行為の変更が、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第50条第1項、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第43条第1項、専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）第66条第1項又は専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）第63条第1項に規定する国際連携学科の設置に係る場合における前項の規定の適用については、同項の表中「当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで」とあるのは「当該学科の開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで又は当該学科の開設年度の前年度の8月1日から同月31日まで若しくは3月1日から同月31日まで又は当該学科の開設年度の8月1日から同月31日まで」と、同表前項の項中「当該私立大学等」とあるのは「当該私立大学等の開設年度の前年度の6月30日までに」と、「当該私立大学の学部等」とあるのは「当該学科の設置の認可に係る申請時に」とする。この場合において、第2条第2項第6号中「開設年度の前年度」とあるのは「開設年度の前年度（開設年度に申請する場合にあつては開設年度）」と、第3項第1号中「開設年度の前々年度」とあるのは「申請年度の前年度」と、「開設年度の前年度」とあるのは「申請年度」とする。
- 6 第1項の寄附行為の変更が、都道府県知事の所轄に属する学校法人が都道府県知事の所轄に属する私立学校を設置し、又は設置している私立学校に課程、学科若しくは部（以下「課程等」という。）を設置する場合（広域の通信制の課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合を含む。以下同じ。）に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。
- 一 第2条第2項各号（第2号及び第7号を除く。）に掲げる書類（この場合において、同項第6号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「2年間」とする。）
  - 二 第3項第1号及び第2号に掲げる書類
  - 三 その他所轄庁が定める書類
- 7 第1項の寄附行為の変更が、文部科学大臣の所轄に属する学校法人が都道府県知事の所轄に属する私立学校を設置し、又は都道府県知事の所轄に属する私立学校に課程等を設置する場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。
- 一 第2条第1項第6号に掲げる書類
  - 二 第2条第2項第1号及び第4号から第6号までに掲げる書類
  - 三 第3項第1号及び第2号に掲げる書類
  - 四 その他文部科学大臣が定める書類
- 8 第3条の規定は、第2項及び第4項の申請について準用する。この場合において、同項の申請については、同条中「私立大学等」とあるのは、「私立大学の学部等」と読み替えるものとする。
- 9 第1項の寄附行為の変更が、私立学校を廃止し、若しくは都道府県知事の所轄に属する私立学校に置いていた課程等を廃止する場合（広域の通信制の課程を広域の通信制の課程以外の課程とする場合を含む。以下この項において同じ。）又は従来行っていた収益事業を廃止する場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。
- 一 当該廃止する私立学校若しくは課程等又は収益事業に係る財産の処分に関する事項を記載した書類
  - 二 第2条第2項第1号及び第6号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「2年間」とする。）
- 10 第1項の寄附行為の変更が、都道府県知事の所轄に属する私立学校又は課程等を廃止し、その職員組織等を基に、他の都道府県知事の所轄に属する私立学校又は他の課程等を設置しようとする場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、第6項又は第7項の規定にかかわらず、第

2条第2項第1号及び第5号に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。

- 11 第1項の寄附行為の変更が、当該学校法人が新たに収益事業を行う場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。
  - 一 第2条第2項第4号から第6号までに掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「2年間」とする。）
  - 二 第3項第1号及び第2号に掲げる書類
- 12 第1項の寄附行為の変更が登記事項の変更に係る場合には、同項の認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類には、副本を添付することを要する。

第4条の2 前条第1項の寄附行為の変更が、学校教育法第4条第1項に基づく私立大学等又は私立大学の学部等の設置者の変更により当該私立大学等又は私立大学の学部等の設置者となる場合に係るものであるときは、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 前条第1項第1号及び第2号口に掲げる書類
  - 二 前条第3項第1号及び第2号に掲げる書類
  - 三 第2条第1項第3号に掲げる書類
  - 四 第2条第2項第4号から第6号までに掲げる書類
  - 五 その他文部科学大臣が定める書類
- 2 前条第1項の寄附行為の変更が、学校教育法第4条第1項に基づく私立大学等又は私立大学の学部等の設置者の変更により当該私立大学等又は私立大学の学部等の設置者でなくなる場合（当該変更後も文部科学大臣の所轄に属する学校法人である場合に限る。）に係るものであるときは、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。
    - 一 当該設置者の変更による財産の処分に関する事項を記載した書類
    - 二 前条第1項第1号及び第2号に掲げる書類
    - 三 第2条第2項第1号及び第6号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「2年間」とする。）

（寄附行為変更の届出手続等）

第4条の3 法第45条第1項（法第64条第5項において準用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第30条第1項第3号（法第64条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる事項のうち、学校教育法第4条第2項の規定に基づき、認可を受けることを要しないこととされた事項、同条第1項（同法第134条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第130条第1項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。附則第12項において「認定こども園法」という。）第17条第1項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項並びに大学の学部の学科、高等専門学校の学科及び大学における通信教育の廃止に係る事項
  - 二 法第30条第1項第4号（法第64条第5項において準用する場合を含む。）に掲げる事項（ただし、所轄庁の変更を伴わない場合に限る。）
  - 三 法第30条第1項第12号（法第64条第5項において準用する場合を含む。）に掲げる事項
- 2 法第45条第2項に規定する寄附行為の変更の届出を行おうとするときは、届出書に寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類、変更後の寄附行為並びに第4条第1項第1号に掲げる書類を添付して、所轄庁に提出するものとする。

（財産目録等の作成）

第4条の4 法第47条第1項（法第64条第5項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する書類（事業報告書にあつては財務の状況に関する部分に限り、役員等名簿を除く。）の作成は、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準その他の学校法人会計の慣行に従つて行わなければならない。

- 2 法第47条第1項に規定する書類のうち貸借対照表については、前項の規定によるほか、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第1条第2号に掲げる証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとし、又は同令第1条の3の4に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人及び法第64条第4項の法人であつて、当該証券若しくは当該証書又は当該権利について金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する募集又は売出しを行うもの（次項



において「有価証券発行学校法人」という。)にあつては、別に省令で定めるところにより作成しなければならない。

- 3 法第47条第1項に規定する書類のうち収支計算書については、第1項の規定によるほか、有価証券発行学校法人にあつては、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表に分けて、別に省令で定めるところにより作成しなければならない。
- 4 法第47条第1項に規定する書類のうち事業報告書については、当該学校法人(法第64条第5項において準用する場合にあつては、準学校法人。)の状況に関する重要な事項をその内容としなければならない。

(報酬等の支給の基準に定める事項)

第4条の5 法第48条第1項(法第64条第5項において準用する場合を含む。)に規定する役員に対する報酬等の支給の基準においては、役員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

(解散認可又は解散認定申請手続)

第5条 法第50条第2項の規定により解散の認可又は認定を受けようとするときは、解散の事由を記載した認可申請書又は認定申請書に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

- 一 理由書
  - 二 法第50条第1項第1号に該当する場合にあつては同号に規定する手続(法第42条に規定する手続を含む。)、法第50条第1項第3号に該当する場合にあつては法第42条に規定する手続を経たことを証する書類
  - 三 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
  - 四 第2条第2項第1号に掲げる書類
  - 五 文部科学大臣の所轄に属する学校法人にあつては、第2条第1項第7号及び第4条第1項第2号イに掲げる書類
  - 六 その他所轄庁が定める書類
- 2 前項の認可申請書又は認定申請書及び同項第1号に掲げる書類には、副本を添付することを要する。

(合併認可申請手続)

第6条 法第52条第2項の規定により合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

- 一 理由書
  - 二 法第52条第1項に規定する手続(法第42条に規定する手続を含む。)を経たことを証する書類
  - 三 法第55条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類
  - 四 合併契約書
  - 五 合併後存続する学校法人(以下この項において「存続学校法人」という。)又は合併によつて設立する学校法人(以下この項において「設立学校法人」という。)について、次に掲げる書類
    - イ 寄附行為
      - ロ 第2条第1項第5号に掲げる書類(存続学校法人については、同号イの書類のうち引き続き役員となる者に係る就任承諾書を除く。)
      - ハ 第2条第2項第6号に掲げる書類(この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「2年間」とする。)
  - 六 合併前の学校法人又は準学校法人について、次に掲げる書類
    - イ 寄附行為
    - ロ 貸借対照表
    - ハ 第2条第2項第1号から第5号まで(第2号を除く。)に掲げる書類
  - 七 合併前の学校法人又は準学校法人について、存続学校法人又は設立学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人である場合にあつては、当該学校法人の概要を記載した書類及び第2条第1項第7号に掲げる書類
  - 八 存続学校法人又は設立学校法人の設置する私立学校の学則
  - 九 その他所轄庁が定める書類
- 2 前項の規定による申請は、合併後当事者の一方である学校法人が存続する場合にあつては、合併の当事者である学校法人又は準学校法人の双方が共同して行なうものとする。
- 3 第1項の認可申請書、同項第1号及び第5号イに掲げる書類並びに同項第6号ハに掲げる書類の

うち財産目録には、副本を添付することを要する。

(公表)

第7条 法第63条の2の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

2 法第63条の2第1項第3号に規定する文部科学省令で定める書類は、法第47条第1項に規定する財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）とする。

(準学校法人への準用)

第8条 第2条第5項から第7項まで、第4条第1項、第6項、第9項、第11項及び第12項、第4条の3第2項、第5条並びに第6条の規定は、準学校法人について準用する。この場合において、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 第1欄        | 第2欄  | 第3欄                                  |
|------------|--|--------------------------------------|
| 第4条<br>第6項 | 都道府県知事の所轄に属する私立学校<br>設置している私立学校に課程、学科若しくは部（以下「課程等」という。）を設置する場合（広域の通信制の課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合を含む。以下同じ。） | 私立専修学校若しくは私立各種学校<br>私立専修学校の課程を設置する場合 |
| 第4条<br>第9項 | 私立学校を廃止し、若しくは都道府県知事の所轄に属する私立学校に置いていた課程等を廃止する場合（広域の通信制の課程を広域の通信制の課程以外の課程とする場合を含む。以下この項において同じ。）              | 私立専修学校若しくは私立各種学校若しくは私立専修学校の課程を廃止する場合 |
| 第6条<br>第1項 | 私立学校   | 私立学校又は私立専修学校若しくは私立各種学校               |

(学校法人及び準学校法人の組織変更認可申請手続等)

第9条 法第64条第6項の規定により学校法人及び準学校法人が、それぞれ準学校法人及び学校法人となること（以下この条において「組織の変更」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に認可を申請するものとする。

一 理由書

二 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類

2 前項の組織の変更が、当該準学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人になろうとする場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、開設年度の前々年度の10月1日から同月31日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一 第2条第1項第3号及び第5号から第7号までに掲げる書類

二 その他文部科学大臣が定める書類

3 前項の申請をした者は、次に掲げる書類を設置する私立大学等の開設年度の前年度の6月30日までに文部科学大臣に提出するものとする。

一 第2条第2項第2号から第6号までに掲げる書類

二 第4条第3項第1号及び第2号に掲げる書類

三 その他文部科学大臣が定める書類

4 第3条の規定は、第2項の申請について準用する。

5 第1項の組織の変更が、他の学校法人が設置している私立大学等の目的、位置、職員組織並びに施設及び設備の現状を変更することなく、当該私立大学等の設置を目的とする場合に係るものであるときは、第2項中「前々年度の10月1日から」とあるのは、「前々年度の3月1日から」とする。

6 第1項の組織の変更が、当該学校法人が準学校法人になろうとする場合（新たに私立専修学校又は私立各種学校を設置する場合に限る。）又は準学校法人が都道府県知事の所轄に属する学校法人になろうとする場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。この場合において、文部科学大臣の所

轄に属する当該学校法人が準学校法人になろうとする場合に係るものであるときは、当該学校法人を都道府県知事の所轄に属する学校法人とみなす。

- 一 第2条第1項第5号に掲げる書類
  - 二 第2条第2項各号（第2号及び第7号を除く。）に掲げる書類（この場合において、同項第6号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「2年間」とする。）
  - 三 第4条第3項第1号及び第2号に掲げる書類
  - 四 その他所轄庁が定める書類
- 7 第1項の認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類並びに同項第1号に掲げる書類には、副本を添付することを要する。

（認可申請書の様式等）

第9条の2 第2条、第4条から第6条まで及び前条の認可申請書その他の書類（次項において「認可申請書等」という。）のうち文部科学大臣に提出するものの様式及び提出部数等は、文部科学大臣が別に定める。

2 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、認可申請書等以外の書類の提出を求め、又は認可申請書等の一部の提出を免除することができる。

（専修学校又は各種学校を設置する学校法人に対してこの省令の規定を適用する場合）

第10条 法第64条第2項の規定により専修学校又は各種学校を設置する学校法人に対してこの省令の規定を適用する場合には、この省令の規定中私立学校のうちには、私立専修学校又は私立各種学校を含むものとする。

第11条 削除

第12条 削除

（登記の届出等）

第13条 令第2条第2項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、理事又は監事が就任したときに係るものである場合にはその氏名及び住所並びにその年月日、理事又は監事が退任したとき並びに理事（理事長を除く。以下この項において同じ。）が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行うこととなつたとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときに係るものである場合にはその氏名及びその年月日とする。

2 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人は、組合等登記令（昭和39年政令第29号）の規定により登記をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を文部科学大臣に届け出ることを要する。

3 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人は、理事又は監事が就任したときはその氏名及び住所並びにその年月日を、理事又は監事が退任したとき並びに理事（理事長を除く。以下この項において同じ。）が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行うこととなつたとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときはその氏名及びその年月日を、遅滞なく、文部科学大臣に届け出ることを要する。

4 令第2条第1項若しくは第2項又は前2項の届出が、理事又は監事の就任に係るものである場合には、届出書に第3条第1項第5号に掲げる書類及び第5条第1項第1号に掲げる書類を、理事長その他の代表権を有する理事の異動に係るものである場合には、届出書に同号に掲げる書類を添付するものとする。

（学校法人及び準学校法人台帳）

第14条 令第5条第1項に規定する台帳の様式は、別表のとおりとする。

附 則（平成29年9月29日文部科学省令第38号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 平成31年度に開設する専門職大学又は専門職短期大学の設置の認可を受けようとする場合における第2条第1項、第4条第2項及び第9条第2項の適用については、これらの規定中「10月1日から同月31日まで」とあるのは「11月1日から同月30日まで」とする。

別表（第14条関係）（略）

## ○ 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準

(平成十九年文部科学省告示第四十一号)

[改正沿革] 平成十九年文部科学省告示第六十八号, 二十一年三十号, 二十一年八十一号, 二十二年三十九号, 二十三年二十七号, 二十四年二十七号, 二十五年十九号, 二十六年十八号, 二十六年百三十四号, 二十七年二十八号, 二十七年百五十二号, 二十八年十三号, 二十八年百二十七号, 二十九年百二十四号, 三十年二十六号, 三十年百七十五号, 令和元年六十六号

### 第一 学校法人の寄附行為を認可する場合

大学, 短期大学又は高等専門学校(以下「大学等」という。)を設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可については, 次の基準によって審査する。

#### 一 校地並びに施設及び設備について

(一) 大学等の校地並びに校舎等の施設及び図書, 機械, 器具等の設備(以下単に「施設及び設備」という。)は, 教育研究上支障のないよう整備されるとともに, 大学等の種類の別に応じ, それぞれ, 大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号), 高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号), 大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号), 短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号), 大学通信教育設置基準(昭和三十六年文部省令第三十三号), 短期大学通信教育設置基準(昭和五十七年文部省令第三号), 専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号), 専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号), 専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十四号)その他の法令(別表第二において総称して「大学設置基準等」という。)に適合していること。

(二) 校地は, 申請時において申請者の自己所有(申請者名義の所有権の登記がなされていることを要する。第一の一の(六)を除き, 以下同じ。)であり, かつ, 負担付きでないこと。ただし, 次のいずれかに該当するものについては, この限りでない。

ア 現物により負担付きの寄附を受けた校地で, 当該負担が申請者の資産状況等からみて長期にわたり使用する上で支障がないと認められるもの

イ 申請者名義の借地権の設定登記がなされた借用又は開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証(独立大学院大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百三条に定める大学をいう。以下同じ。))の専用の校地にあつては, 開設時以降十年以上にわたり使用できる保証。第一の一の(二)のウにおいて同じ。)のある借用である校地であつて, 次のいずれかに該当するもの

(ア) 地方公共団体, 国, 独立行政法人及びこれらに準ずる者(以下「地方公共団体等」という。)の所有する土地で, 申請時までには貸付けについての議会の議決等がなされているもの

(イ) 地方公共団体等以外の者の所有する土地で, 申請時までには賃貸借の契約等が締結されているもの

ウ 開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証を得ることが困難な特別な事情があり, かつ, 大学等の教育研究上の目的を達成する上でやむを得ない理由があると認められる場合において, 学校教育法に定める当該大学等の修業年限に相当する年数以上にわたり使用できる保証のある借用である校地であつて, 第一の一の(二)のイの(ア)及び(イ)のいずれかに該当するもの

(三) 次のいずれかに該当する土地を校地とするときは, 第一の一の(二)の規定の適用については, 当該校地は, 申請時において自己所有であるとみなすこと。

ア 所有権の移転登記をすることが困難な特別な事情があると認められる場合において, 申請時までには仮登記され, かつ, 開設時以降確実に登記できる見込みのある土地

イ 地方公共団体等の所有する土地で, 申請時までには譲渡についての議会の議決等がなされ, 寄附行為の認可があれば開設時までにはその所有権を取得できる保証のあるもの

ウ 農地転用の許可申請が受理されている場合において, 申請時までには仮登記され, かつ, 開設時までには正式許可がなされる見込みのある土地

エ 土地区画整理事業等法令の規定により, 申請時までには所有権の移転登記ができない土地で, 開設時以降に登記できるもの

(四) 校舎その他必要な施設(以下第一の一の(四), (五)及び別表第一において単に「施設」という。)は, 申請者の自己所有であり, かつ, 負担付きでないこと。ただし, 次のいづ

れかに該当するものは、この限りでない。

- ア 現物により負担付きの寄附を受けた施設で、当該負担が申請者の資産状況等からみて長期にわたり使用する上で支障がないと認められるもの
- イ 申請者名義の賃借権の設定登記がなされた借用又は開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証（独立大学院大学の専用の校舎にあっては、開設時以降十年以上にわたり使用できる保証。第一の一の（四）のウにおいて同じ。）のある借用である施設であって、次のいずれかに該当するもの
- （ア） 地方公共団体等の所有する建物等で、申請時までに貸付けについての議会の議決等がなされているもの
- （イ） 地方公共団体等以外の者の所有する建物等で、申請時までに賃貸借の契約等が締結されているもの
- ウ 開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証を得ることが困難な特別な事情があり、かつ、大学等の教育研究上の目的を達成する上でやむを得ない理由があると認められる場合において、学校教育法に定める当該大学等の修業年限に相当する年数以上にわたり使用できる保証のある借用である施設であって、第一の一の（四）のイの（ア）及び（イ）のいずれかに該当するもの
- エ 実務の経験を有する者等を対象とした授業を行う校舎及び附属施設以外の施設で、学校教育法に定める当該大学等の修業年限に相当する年数以上にわたり使用できる保証のある借用であるもの
- (五) 地方公共団体等の所有する建物等を施設とする場合において、申請時までに譲渡についての議会の議決等がなされ、寄附行為の認可があれば開設時までにその所有権を取得できる保証があるときは、第一の一の（四）の規定の適用については、当該施設は、申請時において自己所有であるとみなすこと。
- (六) 設備は、申請者の自己所有であり、かつ、負担付きでないこと。ただし、設備を借用とすることにつき教育研究上支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- (七) 校地は、開設時までに教育研究上支障のないよう整備されること。
- (八) 大学等（独立大学院大学を除く。）の施設及び設備を段階的に年次計画により整備するときは、次の表の上欄に掲げる各年次において、整備をした施設及び設備の全体に対する割合が、それぞれ同表の下欄に掲げる大学等の種類に応じた割合以上であり、かつ、教育研究上支障のないよう行うこと。この場合において、当該計画は、財源の調達時期、支払計画等からみて適切でなければならない。また、独立大学院大学にあっては、当該独立大学院大学の教育研究上支障のないよう行うこと。

| 年次    | 大学等の種類に応じた割合 |      |        |
|-------|--------------|------|--------|
|       | 大学           | 短期大学 | 高等専門学校 |
| 開設時まで | 十分の四         | 五分の三 | 五分の一   |
| 第一年次中 | 十分の七         | 五分の五 | 五分の二   |
| 第二年次中 | 十分の十         | —    | 五分の三   |
| 第三年次中 | —            | —    | 五分の四   |
| 第四年次中 | —            | —    | 五分の五   |

- (九) 大学等（独立大学院大学を除く。）の施設及び設備（設備のうち図書等を除く。以下第一の一の（九）、第二の一の（三）のア、第二の四の（七）のア並びに第四の四の（二）のア及び（三）のイにおいて同じ。）の整備に要する経費は、大学等（独立大学院大学を除く。）の種類の別に応じ、別表第一の一から三までの各表に定める標準設置経費額以上の額を計上していることとし、図書等の整備に要する経費は、学部（短期大学及び高等専門学校にあっては学科）の種類、規模等に応じて必要な額を別途計上していること。ただし、現物による寄附がある場合にあつては、当該寄附に係る施設及び設備の価額等、施設及び設備が借用である場合にあつては、当該借用に係る施設及び設備の評価額等からみて相当と認められるときは、標準設置経費額を下回ることができる。また、独立大学院大学にあっては、当該独立大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な額を計上していること。
- (十) 校地並びに施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）の財源は、寄附金を充てるものであり、かつ、申請時において設置経費に相当する額の寄附金が収納されていること。この場合において、当該寄附金等については、次のとおり取り扱うこととする。
- ア 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金、寄附能力のない者の寄附金、借入金により調達した寄附金その他設置経費の財源として適当と認められない寄

附金は、設置経費の財源に算入しないこと。

イ 寄附金は、寄附申込書のほか、株式会社等法人にあっては役員会の決議録その他の資料により、個人にあっては寄附者の収入又は資産の状況を明らかにする納税証明書その他の資料により、当該寄附の事実を確認できる場合に限り、設置経費の財源に算入すること。

ウ 地方公共団体等の寄附金又は補助金は、申請時までには予算についての議会の議決等がなされ、当該寄附又は補助の事実を確認できる場合に限り、第一の一の(十)の適用については、申請時において収納されている寄附金とみなすことができること。

エ 学校法人の寄附金は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第一の一の(十)の適用については、申請時において収納されている寄附金とみなすことができること。

(ア) 当該学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人であること。

(イ) 当該学校法人の理事会において、当該寄附についての議決がなされていること。

(ウ) 申請時以降に当該寄附を行うことに合理的な理由があり、かつ、申請時に当該寄附ができない理由が明確でやむを得ないと認められるものであること。

(エ) 寄附行為の認可時までには当該寄附金が確実に収納される見込みがあると認められるものであること。

オ 設置経費の財源の保有形態は、現金預金のほか、国債等の有価証券で額面金額が保証されているものであること。この場合において、有価証券は、設置経費の支払時期が到来するまでに現金化できる場合に限り、その額面金額を上限として、設置経費の財源に算入する。

## 二 経営に必要な財産について

(一) 大学等(独立大学院大学を除く。)の経常経費は、別表第二に定める標準経常経費額以上の額を計上していること。ただし、人件費については、大学等(独立大学院大学を除く。)の教員組織を段階的に年次計画により整備する場合その他教職員の採用等の実情からみてやむを得ないと認められるときは、この限りでない。また、独立大学院大学にあっては、当該独立大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な額を計上していること。

(二) 経常経費の財源は、申請時において開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。

(三) 開設年度から完成年度までの各年度の経常経費の財源は、原則として、学生納付金、寄附金、資産運用収入その他確実な計画による資金をもって充てるものとし、借入金を充てるものでないこと。この場合において、当該学生納付金については、その算出根拠となる学生数が合理的に算定されていることにより、確実に収納される見込みがあると認められるものであること。

(四) 校地及び校舎が借用の場合には、第一の二の(二)の規定にかかわらず、原則として、申請時において、開設年度から完成年度までの経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。

(五) 経常経費の財源の取扱いについては、第一の一の(十)の規定(寄附金等の取扱いに係る部分に限る。)を準用すること。この場合において、第一の一の(十)中「設置経費」とあるのは「経常経費」と、(十)のエ中「第一の一の(十)」とあるのは「第一の二の(二)から(四)まで」と読み替えるものとする。

## 三 役員等について

(一) 理事及び監事は、学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができると認められ、かつ、学校法人の理事及び監事としてふさわしい社会的信望を有する者であること。

(二) 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を四以上兼ねていない者であること。

(三) 理事長は、学校法人の業務の全般について主導的な役割等を果たすために必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができると認められる者であること。

(四) 理事長は、他の学校法人の理事長を二以上兼ねていない者であること。

(五) 役員構成は、教育研究組織との十分な意思疎通が図られるよう配慮されていること。

(六) 理事相互間の情報及び意見の交換の機会が十分に確保されていること。

(七) 監事に対する情報の提供等の支援体制が十分に整えられていること。

(八) 理事である評議員以外の評議員は、学校法人の設立後速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていること。

(九) 学校法人の事務局長その他の幹部職員は、その職務に専念できる者であること。

(十) 学校法人の事務局長その他の幹部職員は、役員配偶者又は親族等に偏っていないこと。

(十一) 学校法人の事務を処理するため、設置する大学等の規模に応じた専任の職員を置く適切な事務組織が設けられていること。

(十二) 学校法人の管理運営上必要な諸規程の整備その他大学等を設置する学校法人にふさわしい管理運営体制が整えられていること。

#### 四 その他

(一) 文部科学大臣は、第一の規定に基づく認可の審査については、申請者が、私立学校法第三十一条第一項の申請において、偽りその他不正の行為のあった者であって、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間（第一の四の（二）において「特定期間」という。）を経過していないものである場合には、当該認可をしないこと。

(二) 第一の四の（一）の規定の適用を受けた者が、特定期間を経過した後に申請をする場合は、再発の防止のために必要な措置が講じられていること。

### 第二 文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。

#### 一 校地並びに施設及び設備について

(一) 設置経費の財源は、申請時において、当該設置経費に相当する額の寄附金、資産売却収入その他学校法人の負債とならない収入により積み立てられた資産（以下「寄附金等の資産」という。）を保有していることとし、当該財源の取扱いについては、第一の一の（十）の規定（寄附金等の取扱いに係る部分に限る。）を準用すること。

(二) 第二の一の（一）に掲げる資産を保有している場合には、設置経費及び開設年度の経常経費（以下「設置経費等」という。）に借入金を充てることができること。この場合において、当該借入金の額は、当該設置経費等の額の二分の一を超えることができない。

(三) 校地並びに施設及び設備に係るその他の事項については、第一の一（十）を除く。）の規定を準用するほか、従来設置している学校又は専修学校若しくは各種学校（以下「既設の学校等」という。）その他の事業から転共用する施設及び設備がある場合には、次のとおり取り扱うこと。

ア 施設及び設備の整備に要する経費の額は、当該転共用に係る施設及び設備の帳簿価額等からみて相当と認められるときは、標準設置経費額を下回ることができること。

イ 当該転共用に係る施設及び設備の整備のためにした借入金が償還中である場合には、次に掲げる要件のすべてに該当していること。

(ア) 当該借入金の額と設置経費等に充てる借入金の額との合計額が設置経費等の額の二分の一を超えないこと。

(イ) 申請時において、当該借入金に相当する額の財源として、寄附金等の資産を保有していること。

(ウ) 申請者の資産状況等からみて当該借入金に対する適正な償還計画が策定され、かつ、当該施設及び設備の帳簿価額が当該借入金の額を上回っていること。

#### 二 経営に必要な財産について

(一) 経常経費の財源は、申請時において、開設年度の経常経費に相当する額の寄附金等の資産を保有していること。

(二) 第二の二の（一）に掲げる資産を保有している場合には、設置経費等に借入金を充てることができること。この場合において、当該借入金の額については、第二の一の（二）の規定を準用する。

(三) 経営に必要な財産に係るその他の事項については、第一の二（二）を除く。）の規定を準用すること。この場合において、第一の二の（三）中「開設年度」とあるのは「開設年度（設置経費等に借入金を充てる場合にあっては、開設年度の翌年度）」と、第一の二の（四）中「第一の二の（二）」とあるのは「第二の二の（一）」と、「寄附金が収納されて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」と読み替えるものとする。

#### 三 役員等について

役員等については、第一の三の規定を準用すること。

#### 四 既設校等について

(一) 従来設置している大学等（以下「既設の大学等」という。）の学部、学科、大学院又は大学院の研究科（以下「学部等」という。）の校地並びに施設及び設備については、第一の一の（一）の規定を準用すること。

(二) 既設の大学等の学部等の在籍学生数が収容定員を著しく超過していないこと。

(三) 既設の大学等又はその学部等に、第一から第四までの規定に基づく認可を受け、開設後学

- 校教育法に定める修業年限に相当する年数を経過していないものがある場合、当該認可に係る大学等又は学部等の設置に関する計画が確実に履行されていること。
- (四) 既設の学校等のためにした借入金その他の負債は、その償還が適正に行われ、かつ、適正な償還計画が策定されていることとし、次のとおり取り扱うこと。
- ア 学校法人の資産状況について、開設年度の前々年度の末日における負債率（総資産額に対する前受金を除く総負債額（設置経費等に借入金を充てる場合にあっては、当該借入金を含む。）の割合をいう。）（以下単に「負債率」という。）が $0.25$ 以下であり、かつ、既設の学校等のための負債に係る償還計画において、開設年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度から完成年度までの各年度における負債償還率（借入金等返済支出から短期借入金（当該借り入れを行う年度内に償還期限が到来するものに限る。）に係る支出を控除したものの額と借入金等利息支出の額との合計額が事業活動収入の額に占める割合をいう。）が $0.2$ 以下であること。
- イ 開設年度の前々年度及び開設年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度において基本金組入前当年度収支差額が零を上回っており、かつ、開設年度の前年度から完成年度までの各年度において基本金組入前当年度収支差額が零を上回る見込みがあると認められる場合には、第二の四の（四）のアの規定にかかわらず、負債率は、 $0.33$ 以下であること。
- ウ 校地の再評価（校地について時価による評価を行い、当該校地の価額を改定することをいう。）を行った後の総資産額により算出した場合における負債率が $0.25$ 以下である場合には、第二の四の（四）のアの規定の適用については、負債率は、 $0.25$ 以下であるとみなすこと。この場合において、再評価後の価額は、鑑定評価額によるものとする。ただし、当該価額の計算の方法及び根拠が明確である場合に限り、路線価その他の資料に基づく時価を基準として申請者が評価した価額によることができる。
- エ 余裕金等により借入金の償還期限を繰り上げて償還を行った場合であって、借入金等返済支出から当該借入金の元本に相当する金額を控除した額により算出した場合における負債償還率が $0.2$ 以下であるときは、第二の四の（四）のアの規定の適用については、負債償還率は、 $0.2$ 以下であるとみなすこと。
- (五) 偽りその他不正の手段により私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の規定による補助金（以下第二の四の（五）において単に「補助金」という。）の交付を受け、又は補助金の他の用途への使用その他補助金の交付条件に違反したことにより、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第十八条又は第十九条（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による返還又は納付を命ぜられた場合、その履行を完了していること。
- (六) 学校等の管理運営において、適正を欠く事実がないこと。この場合において、既設の学校等の管理運営の状況に関し、次に掲げる事項に留意する。
- ア 法令の規定、当該規定による処分及び寄附行為に基づく登記、届出、報告等の適正な実施
- イ 役員間、教職員間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争
- ウ 日本私立学校振興・共済事業団からの借入金の償還（利息及び延滞金の支払を含む。）又はその徴収する掛金若しくは公租公課の支払の状況
- エ インターネットの利用その他の適切な方法による財務情報の公表の状況
- (七) 大学（専門職大学を除く。以下第二の四の（七）において同じ。）若しくは大学の学部を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、新たに専門職大学を設置する場合であって、当該専門職大学の入学定員が当該廃止に係る大学若しくは大学の学部の入学定員の百分の百十以下であるとき又は短期大学（専門職短期大学を除く。以下第二の四の（七）において同じ。）若しくは短期大学の学科を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、新たに大学、専門職大学若しくは専門職短期大学を設置する場合であって、当該大学、専門職大学若しくは専門職短期大学の入学定員が当該廃止に係る短期大学若しくは短期大学の学科の入学定員の百分の百十以下であるときは、以下のとおり取り扱うこと。
- ア 第二の一の（三）において準用する第一の一の（九）の規定にかかわらず、施設及び設備の整備に要する経費については、施設及び設備の状況が教育研究に支障がないと認められる場合には、標準設置経費額を下回ることができること。
- イ 第二の一の（三）のイの規定は、当該転共用に係る施設及び設備の整備のためにした借入金については、適用しないこと。
- ウ 第二の四の（四）のアの規定にかかわらず、負債率は、設置経費等に借入金を充てない場合



には、〇・三三以下であること。

#### 五 その他

- (一) 文部科学大臣は、第二の規定に基づく認可の審査については、申請者が、私立学校法第三十一条第一項の申請又は同法第四十五条の申請若しくは届出（私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）第四条の三第一項第一号の事項に関する届出に限る。）において、偽りその他不正の行為のあった者であって、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間（第二の五の（二）において「特定期間」という。）を経過していないものである場合には、当該認可をしないこと。
- (二) 第二の五の（一）の規定の適用を受けた者が、特定期間を経過した後に申請をする場合は、再発の防止のために必要な措置が講じられていること。

### 第三 都道府県知事の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更等を認可する場合

都道府県知事の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更及び私立学校法第六十四条第四項の法人が大学等を設置する場合に係る組織変更の認可については、次の基準によって審査する。

- 一 校地並びに施設及び設備について  
校地並びに施設及び設備については、第二の一の規定を準用すること。
- 二 経営に必要な財産について  
経営に必要な財産については、第二の二の規定を準用すること。
- 三 役員等について  
役員等については、第二の三の規定を準用すること。
- 四 既設校等について  
既設校等については、第二の四（（一）から（三）まで及び（七）を除く。）の規定を準用すること。

#### 五 その他

その他については、第二の五の規定を準用すること。この場合において、当該規定中「第二」とあるのは「第三」と、「第一項の申請」とあるのは「第一項の申請（文部科学大臣への申請に限る。）」と、「届出」とあるのは「文部科学大臣への届出」と読み替えるものとする。

### 第四 文部科学大臣の所轄に属する学校法人が学部等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

文部科学大臣の所轄に属する学校法人が学部等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。ただし、当該学部等の設置が大学等の教育研究条件の向上又は学校法人の運営の改善のために必要かつ適切と認められる特別の事情があり、かつ、学部等の施設及び設備の整備のために要する経費の支出が、学校法人にとって過大な負担とならないと認められる場合には、校地並びに施設及び設備に係るこれらの基準を弾力的に取り扱うことができることとする。

- 一 校地並びに施設及び設備について  
校地並びに施設及び設備については、第二の一の規定を準用すること。この場合において、第二の一の（二）中「設置経費及び開設年度の経常経費（以下「設置経費等」という。）」とあるのは「設置経費」と、「当該設置経費等」とあるのは「当該設置経費」と、第二の一の（三）において準用する第一の一の（一）中「大学等の校地」とあるのは「学部等の校地」と、第二の一の（三）において準用する第一の一の（二）のイ中「独立大学院大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条に定める大学をいう。以下同じ。）」とあるのは「大学院」と、第二の一の（三）において準用する第一の一の（二）のうち「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の一の（三）において準用する第一の一の（四）のイ中「独立大学院大学」とあるのは「大学院」と、第二の一の（三）において準用する第一の一の（八）及び（九）中「大学等（独立大学院大学を除く。）」とあるのは「学部等（大学院を除く。）」と、「独立大学院大学」とあるのは「大学院」と、第二の一の（三）中「設置経費等」とあるのは「設置経費」と読み替えるものとする。
- 二 経営に必要な財産について  
経営に必要な財産については、第一の二（（二）及び（四）を除く。）の規定を準用すること。この場合において、第一の二の（一）中「大学等」とあるのは「学部等」と、「独立大学院大学」とあるのは「大学院」と読み替えるものとする。
- 三 役員等について

役員等については、第二の三の規定を準用すること。

#### 四 既設校等について

(一) 既設校等については、第二の四の規定を準用すること。

(二) 二以上の大学等を設置する学校法人が、一の大学等（高等専門学校を除く。以下第四の四の(二)において同じ。）若しくはその学部等（高等専門学校の学科を除く。以下第四の四の(二)において同じ。）を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、当該学校法人が設置する他の大学等に学部等を設置する場合において、当該学部等について、当該廃止に係る学部等からの授与する学位の種類及び分野の変更並びに収容定員の増加を伴わないとき又は一の高等専門学校若しくはその学科を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、当該学校法人が設置する他の高等専門学校に学科を設置する場合において、当該学科について、当該廃止に係る学科からの分野の変更及び収容定員の増加を伴わないときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、以下のとおり取り扱うこと。ただし、第四の四の(三)に規定する場合は、この限りでない。

ア 第四の一において準用する第二の一の(三)において準用する第一の一の(九)の規定にかかわらず、施設及び設備の整備に要する経費については、標準設置経費額を下回ることができること。

イ 第四の一において準用する第二の一の(三)のア及びイの規定は、適用しないこと。

ウ 第四の四の(一)において準用する第二の四の(四)の規定は、適用しないこと。この場合において、既設の大学等、高等専門学校、学部等又は高等専門学校の学科のためにした借入金その他の負債は、その償還が適正に行われなければならない。かつ、適正な償還計画が策定されていなければならない。

(三) 二以上の大学等を設置する学校法人が、一の大学等（高等専門学校を除く。以下第四の四の(三)において同じ。）若しくはその学部等（高等専門学校の学科を除く。以下第四の四の(三)において同じ。）を廃止して、その組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ、当該学校法人が設置する他の大学等に学部等を設置する場合又は一の高等専門学校若しくはその学科を廃止して、その組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ、当該学校法人が設置する他の高等専門学校に学科を設置する場合においては、以下のとおり取り扱うこと。

ア 第四の一において準用する第二の一の(三)において準用する第一の一の(七)及び(八)の規定は、適用しないこと。

イ 第四の一において準用する第二の一の(三)において準用する第一の一の(九)の規定にかかわらず、施設及び設備の整備に要する経費については、標準設置経費額を下回ることができること。

ウ 第四の一において準用する第二の一の(三)のア及びイの規定は、適用しないこと。

エ 第四の二において準用する第一の二の(三)の規定は、適用しないこと。

オ 第四の四の(一)において準用する第二の四の(四)の規定は、適用しないこと。この場合において、既設の大学等、高等専門学校、学部等又は高等専門学校の学科のためにした借入金その他の負債は、その償還が適正に行われなければならない。かつ、適正な償還計画が策定されていなければならない。

#### 五 その他

その他については、第二の五の規定を準用すること。この場合において、当該規定中「第二」とあるのは「第四」と読み替えるものとする。

#### 第五 設置者の変更に係る文部科学大臣の所轄に属する学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更等を認可する場合

設置者の変更に係る文部科学大臣の所轄に属する学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更並びに私立学校法第六十四条第四項の法人の組織変更の認可については、次の基準によって審査する。ただし、設置者の変更は大学等又は学部等の組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ行われるものであることを要し、当該変更後の財務状況等を勘案し、負債償還率等に係るこれらの基準を弾力的に取り扱うことができることとする。

一 設置者の変更により大学等の設置者となる学校法人の寄附行為の認可について

第一(一の(七)及び(八)並びに二の(二)及び(三)を除く。)の規定を準用すること。この場合において、第一の二の(四)中「開設年度」とあるのは「開設年度の翌年度」と、第一の四中「第一」とあるのは「第五」と読み替えるものとする。

二 設置者の変更により大学等又は学部等の設置者となる学校法人の寄附行為の変更及び私立学校

#### 法第六十四条第四項の法人の組織変更の認可について

第二（一の（三）において準用する第一の一の（七）及び（八）並びに二の（三）において準用する第一の二の（三）を除く。）の規定を準用すること。この場合において、第二の二の（三）において準用する第一の二の（四）中「開設年度」とあるのは「開設年度の翌年度」と、第二の五中「第二」とあるのは「第五」と読み替えるものとする。

#### 三 一及び二における校地の取扱いの特例について

一において準用する第一の一の（二）の規定及び二において準用する第二の一の（三）において準用する第一の一の（二）の規定の適用について、申請時において校地の所有権の移転登記をすることが困難な特別の事情があると認められ、当該申請時まで、譲渡についての当該設置者の変更により大学等又は学部等の設置者でなくなる学校法人の理事会の議決等がなされ、開設時まで、その所有権を取得できる保証のある土地を校地とする場合には、当該校地は、申請時において自己所有であるとみなすこと。

#### 四 設置者の変更により大学等又は学部等の設置者でなくなる学校法人の寄附行為の変更（所轄庁が都道府県知事に変更となる場合を除く。）の認可について第二の三及び四の（一）の規定を準用すること。

### 第六 その他

- 一 文部科学大臣は、第一から第三までの規定に基づく認可をしたときは、申請者の同意を得て、当該認可に係る大学等の校地並びに施設及び設備に関する事項の概要及び第六の二に規定する事項その他必要な事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表すること。
- 二 文部科学大臣は、第一から第四までの規定に基づく認可を受けた者が、当該認可に係る大学等及び学部等の設置に関する計画（第六の三において単に「計画」という。）を履行するに当たって留意すべき事項（第六の三において単に「留意事項」という。）があると認めるときは、当該者に対し、当該事項の内容を通知すること。
- 三 文部科学大臣は、第一から第四までの規定に基づく認可に係る計画及び留意事項の履行の状況及び学校法人の経営の実態を確認するため必要があると認めるときは、書類、実地等による調査を実施すること。

附 則 （略）

別表第一 標準設置経費額（第一の一の（九），第二の一の（三），第三の一及び第四の一関係）

一 大学

（一） 収容定員が四〇〇人（医学関係及び歯学関係にあつては四八〇人）の場合

（単位：百万円）

| 経費の区分           | 学部の種類                  |                                    |     |                       |                       |
|-----------------|------------------------|------------------------------------|-----|-----------------------|-----------------------|
|                 | 人文科学関係<br>又は社会科学<br>関係 | 自然科学関係<br>（医学関係及<br>び歯学関係を<br>除く。） | その他 | 医学関係<br>（うち附属病<br>院分） | 歯学関係<br>（うち附属病<br>院分） |
| 施設の整備に<br>要する経費 | 五八二                    | 一、一八八                              | 七八七 | 一四、五四六<br>（一一、六一三）    | 四、一三六<br>（二、一六七）      |
| 設備の整備に<br>要する経費 | 三七                     | 七三七                                | 一四五 | 七、〇三二<br>（五、二二六）      | 一、八五七<br>（六七九）        |
| 合計              | 六一九                    | 一、九二五                              | 九三二 | 二一、五七八<br>（一六、八四九）    | 五、九九三<br>（二、八四六）      |

備考

一 標準設置経費額は、施設の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額（大学設置基準第四十五条第一項又は専門職大学設置基準第六十一条第一項に規定する共同学科（以下「大学の共同学科」という。）を置く学部にあつては、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなしてこの表を適用して得られる額に、第十二号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額）以上であることを要する。（別表第一の一の（二）の表において同じ。）

二 施設の整備に要する経費には、建築工事費のほか、給排水、衛生ガス、冷暖房、電気通信その他の建築附帯工事費を含む。（以下別表第一において同じ。）

三 設備の整備に要する経費には、図書等の整備に要する経費を含まない。（以下別表第一において同じ。）

四 この表に掲げる学部の種類は、大学設置基準別表第一若しくは第三又は専門職大学設置基準別表第一若しくは第二に掲げる学部の種類の例による。この場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれおのおの当該各号に定める学部の種類を含むものとする。（別表第一の一の（二）の表において同じ。）

ア 人文科学関係又は社会科学関係 文学関係、法学関係、経済学関係及び社会学・社会福祉学関係

イ 自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。） 理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係及び薬学関係

ウ その他 教育学・保育学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係及び保健衛生学関係

エ 医学関係 医学関係

オ 歯学関係 歯学関係

五 八〇〇人未満で四〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア 施設の整備に要する経費 収容定員が四〇〇人の場合の基準校舎面積に対する当該四〇〇人以外の収容定員の場合の基準校舎面積の割合

イ 設備の整備に要する経費 四〇〇人に対する当該四〇〇人以外の収容定員の割合

六 八〇〇人未満で四〇〇人以外の収容定員の場合であつて、大学設置基準別表第三のイ（二）の表備考第二号又は専門職大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づきこれらの表に定める面積を削減する場合における標準設置経費額は、前号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア 施設の整備に要する経費 当該削減がないとした場合の基準校舎面積に対する当該削減後の基準校舎面積の割合（以下「専門職大学等特例割合」という。）を前号アの割合に乗じた割合

イ 設備の整備に要する経費 専門職大学等特例割合を前号イの割合に乗じた割合

七 収容定員が四〇〇人の場合であつて、大学設置基準別表第三のイ（二）の表備考第二号又は専門職大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づきこれらの表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、この表に定める額に、専門職大学等特例割合を乗じて得た額とする。

八 大学の共同学科を置く学部にあつては、八〇〇人未満で四〇〇人以外の収容定員の

場合における標準設置経費額は、第五号の規定にかかわらず、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなしてこの表を適用して得られる額にそれぞれ同号ア及びイに定める割合を乗じて得た額（第六号に掲げる場合にあっては、当該乗じて得た額にそれぞれ専門職大学等特例割合を乗じて得た額）を合計した額に、第十二号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額とする。

九 第五号及び第六号において、基準校舎面積とは、第四号の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に含まれる学部の種類（ただし、第四号のウについては、当分の間、教育学・保育学関係を除く。）による大学設置基準別表第三のイ若しくはロの表又は専門職大学設置基準別表第二のイの表に定める基準校舎面積のうち、その面積が最小である当該面積をいう。（別表第一の一の（二）の表において同じ。）

十 学部の学科に係る標準設置経費額は、学部の収容定員（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における大学の共同学科以外の学科の収容定員）に対する当該学科の収容定員の割合により算出した額とする。（別表第一の一の（二）の表において同じ。）

十一 大学設置基準別表第三のイ（2）の表備考第二号又は専門職大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づきこれらの表に定める面積を減ずる場合における学部の学科に係る標準設置経費額は、前号の規定により算出した額に、専門職大学等特例割合を乗じて得た額とする。

十二 前二号の規定にかかわらず、大学の共同学科に係る標準設置経費額は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなしてその収容定員の別に応じこの表若しくは第五号から第七号まで又は別表第一の一の（二）の表若しくは備考を適用して得られる額（以下この号において「全体標準設置経費額」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した額とする。ただし、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る施設及び設備の整備に要する経費を合計した額が、全体標準設置経費額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。（別表第一の一の（二）の表において同じ。）

(二) 収容定員が八〇〇人（医学関係及び歯学関係にあつては七二〇人）の場合

(単位：百万円)

| 経費の区分           | 学部の種類                  |                                    |        |                       |                       |
|-----------------|------------------------|------------------------------------|--------|-----------------------|-----------------------|
|                 | 人文科学関係<br>又は社会科学<br>関係 | 自然科学関係<br>(医学関係及<br>び歯学関係を<br>除く。) | その他    | 医学関係<br>(うち附属病<br>院分) | 歯学関係<br>(うち附属病<br>院分) |
| 施設の整備に<br>要する経費 | 八七三                    | 一, 五九三                             | 一, 一五〇 | 一六, 八五一<br>(一三, 一〇八)  | 四, 五三八<br>(二, 二四一)    |
| 設備の整備に<br>要する経費 | 七二                     | 一, 四七四                             | 二八七    | 九, 四二一<br>(六, 七三三)    | 二, 五二二<br>(六七九)       |
| 合計              | 九四五                    | 三, 〇六七                             | 一, 四三七 | 二六, 二七二<br>(一九, 八四一)  | 七, 〇六〇<br>(二, 九二〇)    |

備考

一 八〇〇人を超える収容定員の場合における標準設置経費額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額（大学の共同学科を置く学部にあつては、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなしてこの表を適用して得られる額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額に、別表第一の一の（一）の表備考第九号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額）とする。

ア 施設の整備に要する経費 収容定員が八〇〇人の場合の基準校舎面積に対する当該八〇〇人を超える収容定員の場合の基準校舎面積の割合

イ 設備の整備に要する経費 八〇〇人に対する当該八〇〇人を超える収容定員の割合

二 八〇〇人を超える収容定員の場合であつて、大学設置基準別表第三のイ（2）の表備考第二号又は専門職大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づきこれらの表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、前号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア 施設の整備に要する経費 専門職大学等特例割合を前号アの割合に乗じた割合

イ 設備の整備に要する経費 専門職大学等特例割合を前号イの割合に乗じた割合  
 三 収容定員が八〇〇人の場合であって、大学設置基準別表第三のイ(2)の表備考第二号又は専門職大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づきこれらの表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、この表に定める額に、専門職大学等特例割合を乗じて得た額とする。

## 二 短期大学

### (一) 収容定員が一〇〇人の場合

(単位：百万円)

| 経費の区分       | 学科の種類          |        |     |
|-------------|----------------|--------|-----|
|             | 人文科学関係又は社会科学関係 | 自然科学関係 | その他 |
| 施設の整備に要する経費 | 二八二            | 三八一    | 三一二 |
| 設備の整備に要する経費 | --             | 二二二    | 四四  |
| 合計          | 二九三            | 六〇三    | 三五六 |

#### 備考

- 一 標準設置経費額は、施設の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額以上であることを要する。(別表第一の二の(二)の表において同じ。)
- 二 この表に掲げる学科の種類は、短期大学設置基準別表第一若しくは第二又は専門職短期大学設置基準別表第一若しくは第二に掲げる学科の種類の場合による。この場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれおおむね当該各号に定める学科の種類を含むものとする。(別表第一の二の(二)の表において同じ。)
  - ア 人文科学関係又は社会科学関係 文学関係、法学関係、経済学関係及び社会学・社会福祉学関係
  - イ 自然科学関係 理学関係、工学関係及び農学関係
  - ウ その他 教育学・保育学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係及び保健衛生学関係
- 三 一五〇人以下で一〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。
  - ア 施設の整備に要する経費 収容定員が一〇〇人の場合の基準校舎面積に対する当該一〇〇人以外の収容定員の場合の基準校舎面積の割合
  - イ 設備の整備に要する経費 一〇〇人に対する当該一〇〇人以外の収容定員の割合
- 四 一五〇人以下で一〇〇人以外の収容定員の場合であって、短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号又は専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づきこれらの表に定める面積を削減する場合における標準設置経費額は、前号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。
  - ア 施設の整備に要する経費 当該削減がないとした場合の基準校舎面積に対する当該削減後の基準校舎面積の割合(以下「専門職短期大学等特例割合」という。)を前号アの割合に乗じた割合
  - イ 設備の整備に要する経費 専門職短期大学等特例割合を前号イの割合に乗じた割合
- 五 収容定員が一〇〇人の場合であって、短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号又は専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づきこれらの表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、この表に定める額に、専門職短期大学等特例割合を乗じて得た額とする。
- 六 第三号において、基準校舎面積とは、第二号の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に含まれる学科の種類(ただし、第二号のウについては、当分の間、教育学・保育学関係を除く。)による短期大学設置基準別表第二のイの表又は専門職短期大学設置基準別表第二のイの表に定める基準校舎面積のうち、その面積が最小である当該面積をいう。(別表第一の二の(二)の表において同じ。)
- 七 第一号及び第三号並びに別表第一の二の(二)の規定にかかわらず、短期大学設置基準第三十八条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十八条第一項に規定する共同学科(以下「短期大学の共同学科」という。)に係る標準設置経費額は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなしてその

収容定員の別に応じこの表、第三号、第四号若しくは第五号又は別表第一の二の(二)の表若しくは備考を適用して得られる額(以下この号において「短期大学全体標準設置経費額」という。)をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した額(以下この号において「短期大学別標準設置経費額」という。)以上であることを要する。ただし、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る施設及び設備の整備に要する経費を合計した額が、短期大学全体標準設置経費額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

(二) 収容定員が二〇〇人の場合

(単位：百万円)

| 経費の区分  | 学科の種類          |        |     |
|--|----------------|--------|-----|
|  | 人文科学関係又は社会科学関係 | 自然科学関係 | その他 |
| 施設の整備に要する経費  | 三三五            | 四七五    | 三七五 |
| 設備の整備に要する経費  | 二二             | 四四三    | 八六  |
| 合計   | 三五七            | 九一八    | 四六一 |
| 備考   |                |        |     |
| <p>一 一五〇人を超える二〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。</p> <p>ア 施設の整備に要する経費 収容定員が二〇〇人の場合の基準校舎面積に対する当該二〇〇人以外の収容定員の場合の基準校舎面積の割合</p> <p>イ 設備の整備に要する経費 二〇〇人に対する当該二〇〇人以外の収容定員の割合</p> <p>二 一五〇人を超える二〇〇人以外の収容定員の場合であって、短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号又は専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づきこれらの表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、前号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。</p> <p>ア 施設の整備に要する経費 専門職短期大学等特例割合を前号アの割合に乗じた割合</p> <p>イ 設備の整備に要する経費 専門職短期大学等特例割合を前号イの割合に乗じた割合</p> <p>三 収容定員が二〇〇人の場合であって、短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号又は専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づきこれらの表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、この表に定める額に、専門職短期大学等特例割合を乗じて得た額とする。</p> |                |        |     |

三 高等専門学校

(単位：百万円)

| 経費の区分   | 収容定員    |         |
|---|---------|---------|
|   | 二〇〇人の場合 | 四〇〇人の場合 |
| 施設の整備に要する経費   | 五八二     | 七五五     |
| 設備の整備に要する経費   | 二七四     | 五四七     |
| 合計  | 八五六     | 一, 三〇二  |
| 備考  |         |         |
| <p>一 標準設置経費額は、施設の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額以上であることを要する。</p> <p>二 この表は、高等専門学校の学科の種類を問わず、適用する。</p> <p>三 四〇〇人未満で二〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗</p> |         |         |

じて得た額を合計した額とする。

ア 施設の整備に要する経費 収容定員が二〇〇人の場合の基準校舎面積（高等専門学校設置基準第二十四条第二項に定める校舎面積（学級数は、第五条第二項に定める標準学級数とする。）をいう。以下別表第一の三の表において同じ。）に対する当該二〇〇人以外の収容定員の場合の基準校舎面積の割合

イ 設備の整備に要する経費 二〇〇人に対する当該二〇〇人以外の収容定員の割合

四 四〇〇人を超える収容定員の場合における標準設置経費額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア 施設の整備に要する経費 収容定員が四〇〇人の場合の基準校舎面積に対する当該四〇〇人を超える収容定員の場合の基準校舎面積の割合

イ 設備の整備に要する経費 四〇〇人に対する当該四〇〇人を超える収容定員の割合

別表第二 標準経常経費額（第一の二の（一）、第二の二、第三の二及び第四の二関係）

（単位：千円）

| 経費の区分   | 額の計算方法                     |
|---|----------------------------|
| 人件費   | 教員数×八、七〇〇+職員数×六、二〇〇        |
| 人件費以外の経常経費  | 人件費×〇・五（医学関係にあっては、人件費×〇・七） |
| 備考  |                            |
| <p>一 標準経常経費額は、人件費の額と人件費以外の経常経費の額とを合計して得た額とする。</p> <p>二 教員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める専任教員の数とする。ただし、第一の二の（一）のただし書きに規定する場合（開設時に複数の学年の学生を受け入れる場合を除く。）において、大学及び修業年限が三年である短期大学が行うときは、当該教員数に、大学にあっては二分の一、修業年限が三年の短期大学にあっては三分の二を乗じて得た数をもって教員数に代えることができる。</p> <p>三 職員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める専任教員の数に、次の各号に掲げる学部等（大学院又は研究科を除く。）の別に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た数とする。</p> <p>ア 学部（医学又は歯学に関するものを除く。） 五分の四</p> <p>イ 医学に関する学部 三</p> <p>ウ 歯学に関する学部 五分の六</p> <p>エ 短期大学又は高等専門学校の学科 五分の三</p> <p>四 大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科について大学設置基準第四十六条により算定された大学別専任教員数をこの表に適用して得られる額（以下「大学別標準経常経費額」という。）とする。ただし、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る経常経費を合計した額が、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして大学設置基準第四十六条により算定された全体専任教員数をこの表に適用して得られる額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。</p> <p>五 短期大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科について短期大学設置基準第三十九条により算定された短期大学別専任教員数をこの表に適用して得られる額（以下「短期大学別標準経常経費額」という。）とする。ただし、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る経常経費を合計した額が、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなして短期大学設置基準第三十九条により算定された全体専任教員数をこの表に適用して得られる額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。</p> |                            |



○ 学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等

(平成6年文部省告示第117号)

〔改正沿革〕 平成11年文部省告示19号, 63号, 12年55号, 181号, 13年文部科学省告示46号,  
15年42号, 16年48号, 164号, 18年44号, 19年53号, 115号, 26年16号, 27年29号  
令和元年3号

第一条 私立学校法施行規則(昭和二十五年文部省令第十二号。以下「規則」という。)第二条第一項第八号の書類は、役員が学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有することを証する書類とする。

第二条 規則第二条第二項第七号(同条第四項において準用する場合を含む。)の書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 寄附の収納状況等を明らかにする書類
- 二 財産目録について公認会計士の監査の結果を記載した書類
- 三 予算書の内容を補足する書類

第三条 規則第四条第一項第三号の書類は、現行の寄附行為とする。

第四条 規則第四条第二項第三号(同条第四項において準用する場合を含む。)の書類は、現行の寄附行為とする。

第五条 規則第四条第三項第四号(同条第四項において準用する場合を含む。)の書類は、第二条に掲げる書類とする。

第六条 規則第四条第七項第四号の書類は、第二条に掲げる書類とする。

第七条 規則第四条の二第一項第五号の書類は、第二条第二号及び第三号に掲げる書類とする。

第八条 規則第五条第一項第六号の書類は、現行の寄附行為とする。

第九条 規則第九条第二項第二号の書類は、現行の寄附行為とする。

第十条 規則第九条第三項第三号の書類は、第二条各号に掲げる書類とする。

第十一条 規則の規定により文部科学大臣に提出すべき書類のうち次の表の上欄に掲げるものの様式

は、同表の下欄のとおりとする。

| 提出すべき書類   | 様式       |
|---|----------|
| 一 規則第二条第一項の認可申請書  | 様式第1-1号  |
| 二 規則第四条第一項の認可申請書  | 様式第1-2号  |
| 三 規則第四条の三第二項の届出書  | 様式第1-3号  |
| 四 規則第六条第一項の認可申請書  | 様式第1-4号  |
| 五 規則第九条第一項の認可申請書  | 様式第1-5号  |
| 六 規則第二条第一項第三号の書類  | 様式第2-1号  |
| 七 規則第二条第一項第五号の書類  | 様式第3号    |
| 八 規則第二条第一項第六号の書類  | 様式第4号    |
| 九 規則第二条第一項第七号の書類  | 様式第5号    |
| 十 規則第二条第二項第一号の書類  | 様式第6号    |
| 十一 規則第二条第二項第六号の書類   | 様式第7号    |
| 十二 規則第四条第一項第二号イの書類  | 様式第2-2号  |
| 十三 規則第四条第三項第一号の書類のうち、開設年度の<br>前々年度の財産目録その他の最近における財産の状況を<br>知ることができる書類 | 様式第6号    |
| 十四 規則第四条第三項第一号の書類のうち、開設年度の<br>前年度の予算書                                 | 様式第7号その2 |
| 十五 規則第四条第三項第二号の書類   | 様式第8号    |

第十二条 第一条及び第二条に規定する文部科学大臣に提出すべき書類のうち次の表の上欄に掲げるものの様式は、同表の下欄のとおりとする。

| 提出すべき書類     | 様式     |
|-------------|--------|
| 一 第一条の書類    | 様式第9号  |
| 二 第二条第三号の書類 | 様式第10号 |

第十三条 認可申請書その他の書類の提出部数は、別表第一から別表第三までのとおりとする。

別表第1 (第13条関係) 学校法人の寄附行為又は寄附行為変更の認可の申請に係る提出書類

| 申請の区分<br>(私立学校法施行規則)   | 寄附行為   |   | 寄附行為の変更  |   |
|--|--|---|--|---|
|  | 私立大学等を設置する学<br>校法人の設立(第2条第<br>1項及び第2項)                   | 設置者の変更による学校<br>法人の設立(第2条第3<br>項及び第4項)                   | 私立大学等の設置(第4<br>条第2項及び第3項)                                | 私立大学の学部等の設置<br>(第4条第4項)                                 |
| 提出期限   | 開設年度の<br>前々年度<br>の6月30日<br>までの10月<br>1日から<br>同月31日<br>まで | 開設年度の<br>前々年度<br>の6月30日<br>までの3月<br>1日から<br>同月31日<br>まで | 開設年度の<br>前々年度<br>の6月30日<br>までの10月<br>1日から<br>同月31日<br>まで | 開設年度の<br>前々年度<br>の6月30日<br>までの3月<br>1日から<br>同月31日<br>まで |
| 提出すべき書類(様式)  | 正本   | 正本  | 正本   | 正本  |
| 1 認可申請書(様式第1-1号)   | ○  | ○   |  |   |
| 2 認可申請書(様式第1-2号)   |  |   | ○  | ○   |
| 3 寄附行為   | ○  | ○   |  |   |
| 4 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類   |  |   | ○  | ○   |
| 5 設立趣意書  | ○  | ○   |  |   |
| 6 設立決議録  | ○  | ○   |  |   |
| 7 設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類<br>(様式第2-1号)   | ○  | ○   | ○  | ○   |
| 8 当該学校法人の概要を記載した書類(様式第2-2号)  |  |   |  |   |
| 9 設立代表者の履歴書  | ○  | ○   |  |   |
| 10 役員に関する書類(様式第3号)   | ○  | ○   |  |   |
| 11 役員が学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有すること<br>を証する書類(様式第9号)   | ○  | ○   |  |   |
| 12 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類  |  |   | ○  | ○   |
| 13 現行の寄附行為   |  |   | ○  | ○   |
| 14 経費の見積り及び資金計画を記載した書類(様式第4号)  | ○  | ○   | ○  | ○   |
| 15 当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類(様式第5号)  | ○  | ○   | ○  | ○   |
| 16 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる<br>書類(様式第6号)   | ○ ※1   | ○ ※1  |  |   |
| 17 開設年度の前々年度の財産目録その他の最近における財産の状<br>況を知ることができる書類、貸借対照表及び収支決算書並びに<br>開設年度の前年度の予算書(様式第6号及び様式第7号その<br>2) |  |   | ○ ※2   | ○ ※2  |
| 18 財産目録について公認会計士の監査の結果を記載した書類  | ○  | ○   | ○  | ○   |
| 19 寄附申込書   | ○  | ○   | ※3   | ※3  |
| 20 寄附の収納状況等を明らかにする書類   | ○  | ○   | ※3   | ※3  |



別表第2 (第13条関係) 学校法人の解散の認可若しくは認定又は合併若しくは組織変更の認可の申請に係る提出書類

| 申請の区分<br>(私立学校法施行規則)<br><br>提出期限                                 | 学校法人の<br>解散(第5<br>条第1項) | 学校法人の<br>合併(第6<br>条第1項) | 準学校法人が文部科学大臣の所轄に属す<br>る学校法人になる場合の組織変更(第9<br>条第2項及び第3項)                   |
|--|-------------------------|-------------------------|--|
|  | 正本                      | 正本                      | 開設年度の<br>前々年度の<br>10月1日か<br>ら同月31日<br>まで<br><br>開設年度の<br>前年度の6月<br>30日まで |
| 提出すべき書類(様式)  | 正本                      | 正本                      | 正本   |
| 1 解散の事由を記載した認可申請書又は認定申請書   | ○                       |                         |  |
| 2 認可申請書(様式第1-4号)   |                         | ○                       |  |
| 3 認可申請書(様式第1-5号)   |                         |                         | ○  |
| 4 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類   | ○                       |                         | ○  |
| 5 理由書  |                         |                         | ○  |
| 6 設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類<br>(様式第2-1号)                       |                         |                         | ○  |
| 7 当該学校法人の概要を記載した書類(様式第2-2号)                                      | ○                       | ○                       |  |
| 8 役員に関する書類(様式3号)   |                         | ○                       |  |
| 9 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類   |                         | ○                       |  |
| 10 現行の寄附行為   | ○                       |                         |  |
| 11 経費の見積り及び資金計画を記載した書類(様式第4号)                                    |                         |                         | ○  |
| 12 当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類(様式第5号)                                  | ○                       | ○                       | ○  |
| 13 法第50条第1項第1号に規定する手続(法第42条に規定する手続を含む。)又は法第42条に規定する手続を経たことを証する書類 | ○                       |                         |  |
| 14 法第52条第1項に規定する手続(法第42条に規定する手続を含む。)を経たことを証する書類                  |                         | ○                       |  |
| 15 法第55条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類                   |                         | ○                       |  |
| 16 合併契約書   |                         | ○                       |  |
| 17 存続学校法人又は設立学校法人の寄附行為   |                         | ○                       |  |
| 18 合併前の学校法人又は準学校法人の寄附行為  |                         | ○                       |  |
| 19 存続学校法人又は設立学校法人の設置する私立学校の学則                                    |                         | ○                       |  |

|    |   |   |   |   |   |    |    |
|----|---|---|---|---|---|----|----|
| 20 | 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類 (様式第6号)  | ○ | ○ | ○ |   |    |    |
| 21 | 合併前の学校法人又は準学校法人の貸借対照表<br>開設年度の前々年度の財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類、貸借対照表及び収支決算書並びに開設年度の前年度の予算書 (様式第6号及び様式第7号その2) |   | ○ | ○ |   | ○  | ※1 |
| 22 | 開設年度の前年度の予算書 (様式第6号及び様式第7号その2)  |   |   |   |   | ○  |    |
| 23 | 財産目録について公認会計士の監査の結果を記載した書類  |   |   |   |   | ○  |    |
| 24 | 寄附申込書   |   |   |   |   | ※2 |    |
| 25 | 寄附の収納状況等を明らかにする書類   |   |   |   |   | ※2 |    |
| 26 | 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等   |   |   | ○ |   | ○  |    |
| 27 | 不動産その他の主なる財産については、その評価を十分な資格を有する者の作成した価格評価書   |   |   | ○ |   | ※3 |    |
| 28 | 開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画及びこれに伴う予算書 (様式第7号)  |   |   |   |   | ○  |    |
| 29 | 二年間の事業計画及びこれに伴う予算書 (様式第7号)  |   |   | ○ |   |    |    |
| 30 | 予算書の内容を補足する書類 (様式第10号)  |   |   |   |   | ○  | ○  |
| 31 | 負債がある場合又は借入れを予定する場合には、その償還計画書 (様式第8号)   |   |   |   |   | ○  | ○  |
| 32 | 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面  |   |   |   |   | ○  | ※4 |
| 33 | 残余財産の処分に關する事項を記載した書類  | ○ |   |   |   |    |    |
|    | 提出部数  | 1 | 1 | 1 | 1 | 1  | 10 |

(注)

- 1 ※1は、最近における財産の状況を知ることができる書類 (様式第6号その2) 及び開設年度の前々年度の貸借対照表のみ添付すること。
- 2 ※2は、設置経費及び經常経費の財源に寄附金を含まない場合には、添付を省略することができる。
- 3 ※3は、適正な価格で購入した場合その他の新たに評価を行う必要がないと認められる場合には、添付を省略することができる。
- 4 ※4は、私立大学等の位置及び校地の状況図並びに校舎の配置図のみ添付すること。
- 5 「総括表」については、次の編纂順序によるものとする。
  - (1) 設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類又は当該学校法人の概要を記載した書類 (様式第2号)
  - (2) 最近における財産の状況を知ることができる書類 (様式第6号その2)
  - (3) 予算書の内容を補足する書類のうち、資金収支予算決算総括表 (様式第10号その1)
  - (4) 予算書の内容を補足する書類のうち、消費収支予算決算総括表 (様式第10号その2)
  - (5) 負債がある場合又は借入れを予定する場合には、その償還計画書 (様式第8号)
  - (6) 経費の見積り及び資金計画を記載した書類 (様式第4号)
  - (7) 開設年度の前々年度の貸借対照表
  - (8) 予算書の内容を補足する書類のうち、学生納付金内訳表 (様式第10号その3)
  - (9) 予算書の内容を補足する書類のうち、専任教職員等給与内訳表 (様式第10号その4)
  - (10) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面のうち、私立大学等の位置及び校地の状況図並びに校舎の配置図
  - (11) 当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類 (様式第5号)

別表第3 (第13条関係) 学校法人の寄附行為変更の届出に係る提出書類

| 届出の区分<br>(私立学校法施行規則)<br>提出すべき書類 (様式) | 寄附行為の変更 (第4条の3) |
|--------------------------------------|-----------------|
| 1 寄附行為変更届出書 (様式第1-3号)                | ○               |
| 2 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類               | ○               |
| 3 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類               | ○               |
| 4 変更後の寄附行為                           | ○               |
| 提出部数                                 | 1               |

○ 文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件  
(平成20年文部科学省告示第141号)

〔改正沿革〕 平成12年告示181号, 平成20年告示141号, 平成28年告示96号

第1条 私立学校法第26条第1項の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業(当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。)は、次条に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- 一 経営が投機的に行われるもの
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条各項(第2項, 第3項及び第12項を除く。)に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの
- 三 規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適当なもの
- 四 自己の名義をもって他人に行わせるもの
- 五 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
- 六 その他学校法人としてふさわしくない方法によって経営されるもの

第2条 収益事業の種類は、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- 一 農業, 林業
- 二 漁業
- 三 鉱業, 採石業, 砂利採取業
- 四 建設業
- 五 製造業(「武器製造業」に関するものを除く。)
- 六 電気・ガス・熱供給・水道業
- 七 情報通信業
- 八 運輸業, 郵便業
- 九 卸売業, 小売業
- 十 保険業(「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。)
- 十一 不動産業(「建物売買業, 土地売買業」に関するものを除く。), 物品賃貸業
- 十二 学術研究, 専門・技術サービス業
- 十三 宿泊業, 飲食サービス業(「料亭, 「酒場, ビヤホール」及び「バー, キャバレー, ナイトクラブ」に関するものを除く。)
- 十四 生活関連サービス業, 娯楽業(「遊戯場」に関するものを除く。)
- 十五 教育, 学習支援業
- 十六 医療, 福祉
- 十七 複合サービス事業
- 十八 サービス業(他に分類されないもの)

第3条 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。



20 文科高第 855 号

平成 21 年 2 月 26 日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長 殿

文部科学省高等教育局私学部長

河 村 潤 子

文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いに  
ついて (通知)

このたび、私立学校法第 26 条に基づく収益事業告示 (平成 20 年文部科学省告示第 141 号) の運用に当たっての具体的な指針として、文部科学大臣所轄学校法人が行うことができる付随事業及び収益事業の扱いについて、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会における検討を経て、別添のとおり取りまとめました。

ついては、付随事業や収益事業の実施に当たっては十分留意されるようお願いいたします。

なお、医療及び社会福祉事業については、当該事業の実施を目的とする個別の法人制度が存在することから、文部科学省においてその扱いについて検討中であり、別途、通知することを予定しております。当面、医療又は社会福祉事業を実施することを検討している場合 (大学設置基準等で設置が義務づけられている附属施設を運営する場合を除く) には、文部科学省に御相談いただくようお願いいたします。

**【本通知の内容について】**

担当 高等教育局私学部私学行政課企画係

電話 03-5253-4111 (内線 2533)

**【本通知に基づく寄付行為変更について】**

担当 高等教育局私学部私学行政課法人係

電話 03-5253-4111 (内線 2534)

## 文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いについて

1. 学校法人は、従来より、本来事業である教育研究活動のほか、学校教育の一部に付随して行われる事業（以下、「付随事業」という。）及び収益事業を行うことができることとされているが、私立学校の設置を目的として設立される法人であることにかんがみ、その適切な運営を確保していく観点から、本来事業以外の事業については、一定の範囲内で行っていくことがふさわしいと考えられる。
2. 一方、近年、学校法人においては、様々な性質、種類、規模の付随事業や収益事業を行う例が見受けられるようになってきている。
3. このため、私立学校法第 26 条に基づく収益事業告示（平成 20 年文部科学省告示第 141 号）の運用にあたっての具体的な指針として、文部科学大臣所轄学校法人が行うことのできる付随事業及び収益事業の扱いについて、以下のとおり示すこととする。
4. なお、幼稚園を設置する文部科学大臣所轄学校法人が行う保育事業（0歳～6歳児を対象とする認可保育所又は認可外保育施設。以下同様。）については、国として幼稚園と保育所の連携を推進していることにかんがみ、付随事業として位置づけた上で、次の①～③のとおり扱うこととする。

また、幼稚園を設置しない文部科学大臣所轄学校法人が行う保育事業は、在学者又は教職員及び役員が養育する者を主たる対象者とする場合、付随事業として位置づけ、①及び③のとおり扱うこととする。

（ただし、幼稚園を設置する、しないに関わらず、収益を目的とする場合を除く。）

  - ①保育事業は、付随事業の規模の範囲外で行えることとする。
  - ②経営状況を明らかにする観点から、在学者又は教職員及び役員が養育する者以外の者を主たる対象者として保育事業を行う場合には、寄附行為への記載や会計に関する表示について部門を設けて表示を行うこととする。
  - ③保育事業の実施決定にあたって、文部科学省に対する事前相談は要しないこととする。
5. さらに、医療及び社会福祉事業については、当該事業の実施を目的とする個別の法人制度が存在することから、学校法人がこれら分野の事業を実施するのは、教育研究活動上の必要性による場合に限られるべきと考えられる。このため、これら事業の扱いについては、引き続き文部科学省において検討中であるため、当該分野の事業を実施することを検討している場合（大学設置基準等で設置が義務づけられている附属施設を運営する場合を除く）には、文部科学省に相談すること（保育事業を除く）。

## 1. 付随事業

---

### (1) 事業範囲

別紙「文部科学大臣所轄学校法人が行うことのできる付随事業の範囲」内であること。

### (2) 寄附行為への記載

(3)に基づき部門を設けて表示する付随事業は、寄附行為に記載し文部科学省の認可を得ること。その際、事業の種類については、日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)の名称を例として具体的に記載すること。

### (3) 会計に関する表示方法

下記①、②、③の全てに該当する付随事業は、資金収支内訳表及び消費収支内訳表に部門を設けて表示すること。保育事業については、在学者又は教職員及び役員が養育する者以外の者を主たる対象者とする場合には、②又は③に該当しない場合であっても、部門を設けて表示すること。

①、②、③のいずれかに該当する場合であって、かつ、組織、施設等において独立的に活動を営む場合には、部門を設けて表示することが望ましい。

#### ①在学者又は教職員及び役員以外の者を主たる対象者として行う事業

#### ②校舎(法人本部棟を含む)とは別に施設を設け行う事業

#### ③事業を行うに際して、行政機関の許認可を必要とする事業

なお、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)上の付随事業の扱いは、次のとおりである。

付随事業は、「補助活動」と「補助活動以外の活動」からなる。

補助活動は、主として在学者を対象とするものであり、学校法人会計基準第5条に定める「食堂その他教育活動に付随する活動」は、補助活動を指す。なお、教職員及び役員が当該活動の対象者に併せ含まれても良い。

同条において、「食堂その他教育活動に付随する活動」の収入と支出は、純額をもって表示することができることとしているが、当該活動が、上記②、③のいずれかに該当する場合であって、かつ、組織、施設等において独立的に活動を営む場合には、部門を設けて表示することが望ましく、その場合には、原則どおり、総額をもって表示すること。

### (4) 文部科学省への事前相談

次のいずれかに該当する事業(保育事業を除く)は、付随事業としての実施を学校法人として決定する前に、必ず文部科学省に相談すること。

- ① 在学者又は教職員及び役員以外の者に物品やサービスの提供を行い対価を得る事業
- ② 学校の所在地と離れた場所に施設を設置して行う事業
- ③ 事業を行うに際して、行政機関の許認可を必要とする事業

### (5) その他留意事項

下記2つの通知で示している「いわゆる「附帯事業」」は、付随事業と同義である。

- ・平成12年12月28日12高行第6号「学校法人による保育所の設置について」
- ・平成14年7月29日文科高第330号「学校法人の設置する認可保育所の取扱いについて」

## 文部科学大臣所轄学校法人が行うことのできる付随事業の範囲

## 1. 目的

収益を目的とせず、教育研究活動と密接に関連する事業目的を有すること。

## 2. 実施主体

学校法人自らが事業を実施する必要性が十分に認められること。他者からの請負で実施するものでないこと。

## 3. 事業の性質・種類

収益事業告示(平成20年文部科学省告示第141号)に定める範囲内であること。

## 4. 事業規模

事業の規模は、概ね下記(A)の範囲であること。特定の付随事業が特定の学校の教育研究活動と密接に関連する場合は、(A)かつ(B)の範囲であること。

連続3ヶ年度、下記規模を超えた場合には、文部科学省に相談の上、事業の見直し(事業縮小や収益事業への転換)を検討すること。

**(A):全付随事業に関する収入／学校法人全体の帰属収入<30／130**

**(B):特定の付随事業に関する収入／特定の学校部門の帰属収入<30／130**

(注1)上記「学校法人全体の帰属収入」には、収益事業からの繰入収入を含まない。

(注2)上記各収入には、次の①②を含まない。

①特定年度にのみ臨時的に生じた収入(資産売却差額等)

②保育事業による収入

## 5. 事業対象者(物品やサービスの提供先)

事業対象者(物品やサービスの提供先)は、主として、在学者又は教職員及び役員であること。事業の性質上、やむを得ず主たる対象者が、在学者又は教職員及び役員以外の者となる場合には、教育研究活動において、在学者又は教職員及び役員が、当該事業として提供される物品やサービスを50日(3セメスター制の1セメスター相当)程度以上活用する具体的計画があること。

## 6. 収支の均衡

事業による収入は、費用を賄える程度とすること。

## 7. 財源

事業に使用する土地の確保及び施設・設備の整備に必要な経費、毎年度の経常経費の財源は、できる限り負債性のない資産を充てること(行政機関からの補助金等は可)。

借入金を充てる場合は、無理のない返済計画を有すること。

## 8. 土地・施設・設備

事業に使用する土地・施設・設備は、原則、自己所有であること。借用の場合には、長期間にわたり使用できる保証があること。

土地・施設・設備の取得・借用費用は、事業内容や収支計画に照らし、過大なものでないこと。

## 2. 収益事業

---

従来どおり、私立学校法第 26 条に基づき、収益事業告示(平成 20 年文部科学省告示第 141 号)に定める範囲内で行うものであり、寄附行為に記載し文部科学省の認可を得ること。また、私立学校の経営に関する会計(学校法人会計)から区分し、特別の会計(企業会計)として経理すること。

事業の規模については、下記の範囲であること。

### 事業規模

収益事業の規模は、概ね下記(C)の範囲であること。

連続3ヶ年度、下記規模を超えた場合には、文部科学省に相談の上、事業の見直し(事業縮小や当該事業の実施にふさわしい法人の設立)を検討すること。

### (C):全収益事業に関する売上高及び営業外収益<学校法人全体の帰属収入=100

(注3)上記「学校法人全体の帰属収入」には、収益事業からの繰入収入及び次の①②を含まない。

- ①特定年度にのみ臨時的に生じた収入(資産売却差額等)
- ②保育事業による収入

なお、学校法人が指定管理者として行う地方公共団体の所有する施設の管理運営事業については、①地方公共団体からの請負であること、②施設は地方公共団体の所有であり学校法人自らが設置したものではないこと、にかんがみて、学校法人が行う本来事業又これに付随する事業とはみなせないことから、収益事業として位置づけること。(その際、地方公共団体との契約により、指定管理者として管理運営する施設を教育研究に活用することは可能。)

○ 学校法人寄附行為作成例（昭和38年3月12日私立大学審議会決定）

〔改正沿革〕 平成16年7月13日大学設置・学校法人審議会（学校法人分科会）決定  
平成29年1月27日大学設置・学校法人審議会（学校法人分科会）決定  
令和元年9月17日大学設置・学校法人審議会（学校法人分科会）決定

（注） この作成例は、一般的な例であるから学校法人のそれぞれの特殊事情を考慮して、画一的に取り扱うことのないように留意するものとする。

学校法人〇〇学園寄附行為

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、学校法人〇〇学園と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇番地に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。

（設置する学校）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- 一 〇〇大学 大学院 〇〇研究科  
〇〇学部 〇〇学科  
〇〇学部 〇〇学科
- 二 〇〇短期大学 〇〇〇学科
- 三 〇〇高等専門学校 〇〇学科 〇〇学科
- 四 〇〇高等学校 全日制課程 〇〇科  
定時制課程 〇〇科  
通信制課程 （広域）〇〇科
- 五 〇〇中学校
- 六 〇〇小学校
- 七 〇〇幼稚園
- 八 〇〇専修学校 〇〇高等課程 〇〇専門課程
- 九 〇〇各種学校

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- 一 書籍・文房具小売業
- 二 各種食料品小売業

第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事〇〇人
  - 二 監事 〇人
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 3 理事（理事長を除く。）のうち〇人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 学長（校長）
  - 二 評議員のうちから評議員会において選任した者 〇人
  - 三 学識経験者のうち理事会において選任した者 〇人
- 2 前項第1号及び第2号の理事は、学長（校長）又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

- 第8条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員若しくは役員配偶者又は3親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

- 第9条 役員（第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、〇年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長〔又は常務理事〕にあつては、その職務を含む。）を行う。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充し

なければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- 一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- 二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- 三 職務上の義務に著しく違反したとき
- 四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡
- 四 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第13条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長〔及び常務理事〕以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務を監査すること。
- 二 この法人の財産の状況を監査すること。
- 三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- 四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 五 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。



- 七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第18条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第19条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を

作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

#### 第4章 評議員会及び評議員

##### (評議員会)

第20条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、〇〇人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

##### (議事録)

第21条 第19条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

##### (諮問事項)

第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 予算及び事業計画
- 二 事業に関する中期的な計画
- 三 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

- 四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 五 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 六 寄附行為の変更
- 七 合併
- 八 目的たる事業の成功の不能による解散
- 〔九 収益事業に関する重要事項〕
- 十 寄附金品の募集に関する事項
- 十一 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

（評議員会の意見具申等）

第23条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第24条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 ○○人
  - 二 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから、理事会において選任した者 ○○人
  - 三 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 ○○人
- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

（任期）

第25条 評議員の任期は、○年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。

（評議員の解任及び退任）

第26条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
  - 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する
- 一 任期の満了
  - 二 辞任
  - 三 死亡

## 第5章 資産及び会計

### (資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

### (資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産〔及び収益事業用財産〕とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産〔又は収益事業用財産〕に編入する。

### (基本財産の処分の制限)

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

### (積立金の保管)

第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

### (経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

### (会計)

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

### (予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第33条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、〇年以上〇年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これ

に重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第34条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。  
2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。  
〔3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。〕

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第36条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。  
2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。  
3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第37条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。  
一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容  
二 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容  
三 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容  
四 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第38条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第39条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

## 第6章 解散及び合併

(解散)

第41条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- 二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- 三 合併
- 四 破産
- 五 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第42条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人その他教育の事業を行う者に帰属する。

(合併)

第43条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第44条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第8章 補則

(書類及び帳簿の備付け)

第45条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- 一 役員及び評議員の履歴書
- 二 収入及び支出に関する帳簿及び証ひよう書類
- 三 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、〇〇学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第47条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

### 附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

|         |      |
|---------|------|
| 理事（理事長） | 〇〇〇〇 |
| 理事      | 〇〇〇〇 |
| 理事      | 〇〇〇〇 |
| 理事      | 〇〇〇〇 |
| 理事      | 〇〇〇〇 |
| 監事      | 〇〇〇〇 |
| 監事      | 〇〇〇〇 |
- 3 令和〇年〇月〇日までの間は、第24条第1項第2号中「学校を卒業した者」とあるのは「……」と読み替えるものとする。

※この他、役員が損害賠償責任に関し、以下の規定を置くことが考えられる。

(責任の免除)

第〇条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第〇条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによっ

て生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。



○組合等登記令（昭和三十九年三月二十三日政令第二十九号）

最終改正：平成二十九年十月二十五日政令第二百六十四号

内閣は、関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（適用範囲）

第一条 別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

（設立の登記）

第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的及び業務
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

（変更の登記）

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第四条 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第五条 組合等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(代理人の登記)

第六条 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。

3 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

第七条 組合等が解散したときは、合併、破産手続開始の決定及び第八条第二項に規定する承継があつたことによる解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(継続の登記)

第七条の二 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により継続することができるものが、継続したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、継続の登記をしなければならない。

(合併等の登記)

第八条 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

2 前項の規定は、組合等が承継（組合等を会員とする他の組合等（以下この項において「連合会」という。）において、会員が一人になつた連合会の会員たる組合等が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により当該連合会の権利義務を承継することをいう。第十三条において同じ。）をする場合について準用する。

(分割の登記)

第八条の二 組合等が分割をするときは、分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、分割をする組合等及び当該組合等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該組合等から承継する他の組合等（第十三条及び第二十一条の二において「吸収分割承継組合等」という。）については変更の登記をし、分割により設立する組合等については設立の登記

をしなければならない。

(移行等の登記)

第九条 組合等が種類を異にする組合等となるときは、定款又は寄附行為の変更の認可その他必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新たに登記すべきこととなつた事項を登記し、登記を要しないこととなつた事項の登記を抹消しなければならない。

(清算終了の登記)

第十条 組合等の清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第十一条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 組合等の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号及び第三号に掲げる場合を除く。） 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 合併により設立する組合等が合併に際して従たる事務所を設けた場合 合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から三週間以内

三 分割により設立する組合等が分割に際して従たる事務所を設けた場合 分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から三週間以内

四 組合等の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記)

第十二条 組合等がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四

週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

(従たる事務所における変更の登記等)

第十三条 第八条、第八条の二及び第十条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、合併（承継を含む。次条第二項及び第三項並びに第二十条において同じ。）後存続する組合等、分割をする組合等又は吸収分割承継組合等についての変更の登記は、第十一条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

(登記の囑託)

第十四条 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、組合等の主たる事務所（第三号に規定する場合であつて当該決議によつて第十一条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所）の所在地を管轄する登記所にその登記を囑託しなければならない。

一 組合等の設立の無効の訴え

二 組合等の出資一口の金額の減少の無効の訴え

三 組合等の創立総会、総会、総代会、会員総会、議員総会又は常議員会の決議した事項についての登記があつた場合におけるこれらの決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え

2 組合等の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、合併後存続する組合等については変更の登記を囑託し、合併により消滅する組合等については回復の登記を囑託し、合併により設立する組合等については解散の登記を囑託しなければならない。

3 前項に規定する場合において、同項の訴えに係る請求の目的に係る合併により第十一条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときは、各組合等の従たる事務所の所在地を管轄する登記所にも前項に規定する登記を囑託しなければならない。

4 官庁は、組合等を代表する者の解任又は組合等の解散を命ずる処分をしたときは、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を囑託しなければならない。

(登記簿)

第十五条 登記所に、組合等登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第十六条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

- 2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。
- 3 第二条第二項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第十七条 第二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

- 2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要する旨の規定があるものの出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）によつてすることができる旨の規定があるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(代理人の登記の申請)

第十八条 第六条第一項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。

- 2 第六条第二項の登記の申請書には、代理人の選任及び代理権の範囲を証する書面を添付しなければならない。
- 3 第六条第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

(解散の登記の申請)

第十九条 第七条の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

(継続の登記の申請)

第十九条の二 継続の登記の申請書には、組合等が継続したことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による変更の登記の申請)

第二十条 合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等(当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書を添付しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するものの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による設立の登記の申請)

第二十一条 合併による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項並びに前条に規定する書面を添付しなければならない。

(分割による変更の登記の申請)

第二十一条の二 吸収分割承継組合等がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 分割をする組合等(当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書
- 二 債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

(分割による設立の登記の申請)

第二十一条の三 分割による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項に規定する書面並びに前条各号に掲げる書面を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定に

より分割をする場合には、前条第二号の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同号の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(移行等の登記の申請)

第二十二條 第九條の登記の申請書には、同條に規定する手續がされたことを証する書面を添付しなければならない。

(清算結了の登記の申請)

第二十三條 清算結了の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

(登記の期間の計算)

第二十四條 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

(商業登記法の準用)

第二十五條 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第七十九条、第八十二条から第八十四条まで、第八十七条、第八十八条及び第一百三十二条から第一百四十八条までの規定は、組合等の登記について準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は官庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は官庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「組合等登記令第十一条第二項各号」と、同法第七十九条中「吸収合併による」とあるのは「吸収合併若しくは組合等登記令第八条第二項に規定する承継（以下「承継」という。）による」と、「合併を」とあるのは「合併又は承継を」と、「吸収合併により」とあるのは「吸収合併若しくは承継により」と、同法第八十二条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「吸収合併後」とあるのは「吸収合併若しくは承継後」と、同法第八十三条第二項中「吸収合併に」とあるのは「吸収合併若しくは承継に」と読み替えるものとする。

(特則)

第二十六條 次に掲げる法人については、第二条第二項第一号に掲げる事項は、登記することを要しない。

一 ～ 六 （略）

2 ～ 21 （略）

附 則 (略)

別表(第一条, 第二条, 第六条, 第七条の二, 第八条, 第十七条, 第二十条, 第二十一条の三関係) (抄)

| 名称                           | 根拠法                       | 登記事項   |
|------------------------------|---------------------------|--|
| 学校法人<br>私立学校法第六十四条第<br>四項の法人 | 私立学校法(昭和二十四年<br>法律第二百七十号) | 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは, その定め<br>資産の総額<br>設置する私立学校, 私立専修学校<br>又は私立各種学校の名称 |



学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可申請書類の  
作成等に関する手引（令和元年度改訂版）

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法人係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

T E L : 03-5253-4111〔内線 2534〕※

F A X : 03-6734-3395

E-mail : s-secchi@mext.go.jp

※執務開始時間は午前9時30分からです。

本手引は文部科学省ホームページにも掲載しています。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ninka/shinsei.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/shinsei.htm)

